

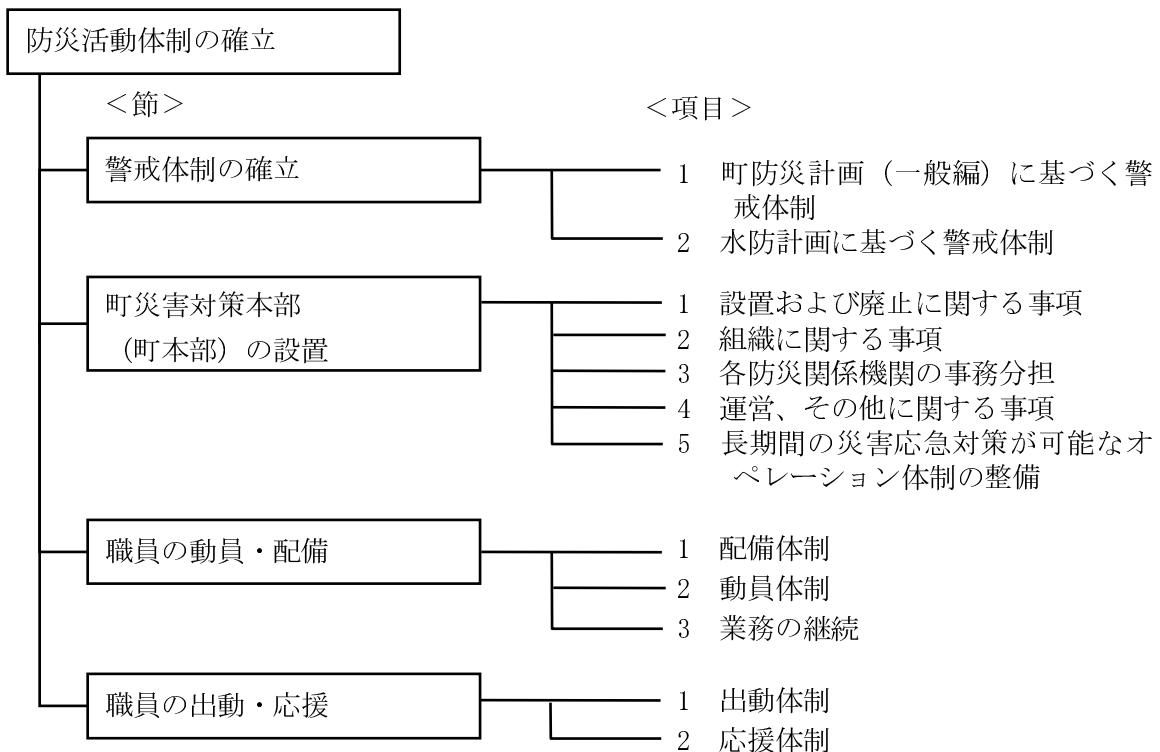
第3部 災害応急対策計画

第1章 防災活動体制の確立

方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関（町およびその他防災関係機関）は、必要に応じて警戒体制を敷き、災害対策本部等を設置して、必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

章の体系



第1節 警戒体制の確立

[くらし安全環境課、建設・下水道課、その他関係各課、東近江消防本部・団]

1 町防災計画（一般編）に基づく警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想されるときは、災害対策本部を設置する以前の体制としておおむね次の警戒体制をとり、気象・水防等の情報収集、事前準備および災害対策本部の設置検討等を行う。

(1) 配備基準と配備体制

配備基準と配備体制

配備体制	配備の基準	対応	配備員
警戒待機体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報のいずれかが愛荘町に発表された場合。 永源寺ダムが毎秒500m³程度放流した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 少数の人員で、主として、情報の収集、連絡に当たり、警戒本部体制に向けた準備をする。 	くらし安全環境課長 建設・下水道課長 他関係職員 公用車3台待機
警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報のいずれかが愛荘町に発表され、かつ、災害の発生が予想される場合。 土砂災害警戒情報が発表された場合 永源寺ダムが毎秒500m³程度放流し、今後も増える見込みの場合 <p>※事態が切迫し、災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、本部長の指示により災害対策本部の設置に切り替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部職員、関係課の職員および当番制職員によって構成し、必要に応じた職員の招集増員、その他の災害応急対策活動が実施できる体制。 第1・2配備に向けた準備をする。 指定避難所・高齢者等避難発令の準備を行う。 	災害対策本部 本部員 関係職員（当番制職員含む） 町消防団 消防団長 公用車2分の1以内待機

(注 1) 除雪に係る職員の配備体制は、除雪対策本部が策定する「町道除雪計画」に基づき配備する。

(2) 警戒本部の設置

- ア 被害情報の取りまとめおよび連絡調整のために設置する。
- イ 警戒本部は、本庁舎内に置く。
- ウ 警戒本部の長はくらし安全環境課長とし、事務局員は、くらし安全環境課職員および警

戒体制配備人員で構成する。

エ くらし安全環境課は、警戒本部室に次の設備等を準備する。

電話	直通 10台・内線 61台
無線電話	防災行政無線遠隔制御器 3台
FAX	一般FAX 2台・防災FAX 1台
備品関係	机、椅子、黒板、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、防災対応用品
防災資料	町および県の地域防災計画書、町および県の水防計画書、自治会長名簿、白地図、住宅地図、地区別防災カルテ、洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）、その他必要資料

オ 福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

(3) 担当所管と処理事項（警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課等

警戒本部	(ア) 災害対策本部の設置の検討 (イ) 各課ならびに消防組合との連絡調整
くらし安全環境課	(ア) 警戒本部の運営 (イ) 気象台・各ダム管理事務所の情報収集 (ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ (エ) 関係各課および関係機関への情報伝達
建設・下水道課	(ア) 河川巡視による情報収集と警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と警戒本部への報告 (ウ) 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備 (エ) 風水害対策会議の開催
町消防団団長	(ア) 警戒本部における協議内容を団員へ共有

(4) 警戒体制の周知連絡

くらし安全環境課は、警戒体制をとる場合、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ職員にも周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

災害対策本部本部員は、気象および現場情報に基づく協議の上、災害対策本部員会議の召集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認める時、災害対策本部員会議を召集し、災害対策本部の設置について協議する。

2 水防計画に基づく警戒体制

(1) 水防本部の設置

水防管理者（町長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、建設・下水道課に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとす

る。

(2) 非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により消防機関への配備指令を行う。

水防本部の非常配備体制

配備体制	配備基準	対応
第1配備体制	大雨注意報・洪水注意報・大雪警報・暴風雪警報のいずれかが愛荘町に発表された場合。 永源寺ダムが毎秒500m ³ 程度放流した場合。	少数の人員で、主として情報の収集および連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに召集、その他の活動ができる体制とする。 なお、連絡用自動車は2台待機する。
第2配備体制	暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれかが愛荘町に発表された場合。	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま遅滞なく遂行できる体制とする。 なお、自動車は総車両の2分の1以内待機する。
第3配備体制	事態が切迫し、危険性が大で、第2配備体制では処理しかねると認められるとき。（事態が切迫し、災害が発生し、またはその恐れがあるときは、災害対策本部の設置に切り替える。）	所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。 なお、自動車は全車両待機する。

(3) 消防機関の処理事項

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒、水防活動に従事する。

(4) 災害対策本部への編入

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、組織の一元化のため、災害対策本部のなかに編入され、その後の水防活動を続ける。

第2節 町災害対策本部（町本部）の設置

[本部事務局、町各班、東近江消防本部、各防災関係機関]

1 設置および廃止に関する事項

(1) 災害対策本部（町本部）の設置基準

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の基準に基づき災害応急対策に対処する必要があるとき、災害対策本部（以下「町本部」という）を設置する。

ア 気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、その他の注意報および警報が発令され、町本部を設置して、その対策を必要とするとき。

イ 大規模な火災、過密地域での火災、爆発、水難事故等が発生し、町本部を設置して、その対策を必要とするとき。

ウ 警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき。

エ その他、災害救助法による援助を要する災害が発生したとき。

(2) 町本部の廃止基準

災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれがなくなり、町本部の廃止を適當と認めたときこれを廃止する。

(3) 町本部の配備体制および配備基準

町本部長は、災害の種類・規模・程度等の配備基準によって、町本部における次の配備体制をとる。なお、出勤体制は、状況に応じて臨機応変に動員するものとする。

配備基準・配備体制

配備体制	配備の基準	対応	配備員
第1・2配備体制 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none">大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が愛荘町に発表され、かつ、災害の発生が確実に予想されるとき。永源寺ダムの放流等により、御幸橋観測所の水位が1.75mに達し、今後も上昇が見込まれるとき。特別警報が発令されたとき。水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき。	<ul style="list-style-type: none">警戒本部体制に加え、第1配備、第2配備を段階的に招集し、速やかに災害対応が出来る体制。消防団長の指示により、幹部、機関団員を招集し、速やかに水防活動が出来る体制。指定避難所の設置・高齢者等避難の発令	<p>災害対策本部 本部員 第1AB配備員 第2配備員 ※段階的に招集 町消防団 団長 幹部団員 機関団員 愛知消防署愛知川出張所長 滋賀県情報連絡員 全公用車・消防車待機</p>
第3配備体制 (災害対策・応急対策本	<ul style="list-style-type: none">事態が切迫し、危険性が大で、第2配備では処理しかねると認められるとき。	<ul style="list-style-type: none">町職員全員を動員し、町の全組織・全機能を挙げて、災害応急対策活動が実	<p>災害対策本部 全町職員 町消防団</p>

配備体制	配備の基準	対応	配備員
部の設置)	<ul style="list-style-type: none"> 全町域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生、またはそのおそれがあるとき。 永源寺ダムの放流等により、御幸橋観測所の水位が2.3mに達し、今後も上昇が見込まれる場合、または同観測所の水位が2.85mに達した場合。 	<p>施できる体制。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。 	全団員 愛知消防署愛知川出張所長 滋賀県情報連絡員 全公用車・消防車待機
特別配備	<ul style="list-style-type: none"> 状況により、町本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員で編成し、災害予防ならびに応急手当、災害復旧が実施できる体制。 	各種機関、団体、自衛隊への応援要請 全公用車・消防車待機

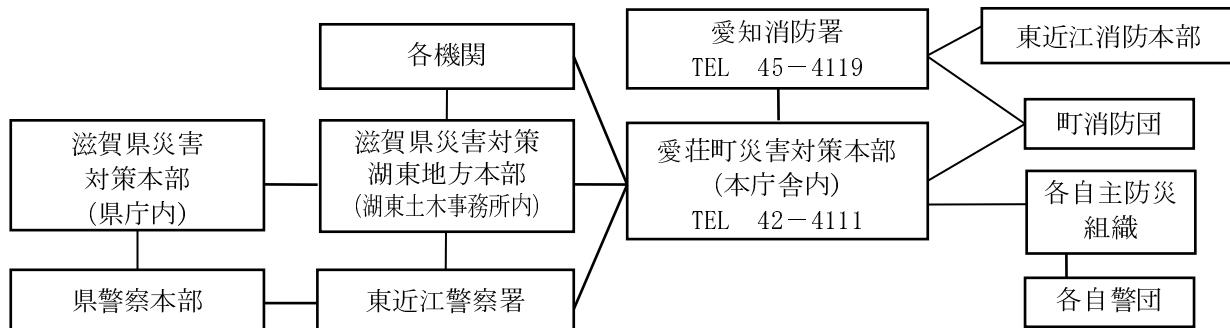
(4) 町本部の設置・廃止の伝達

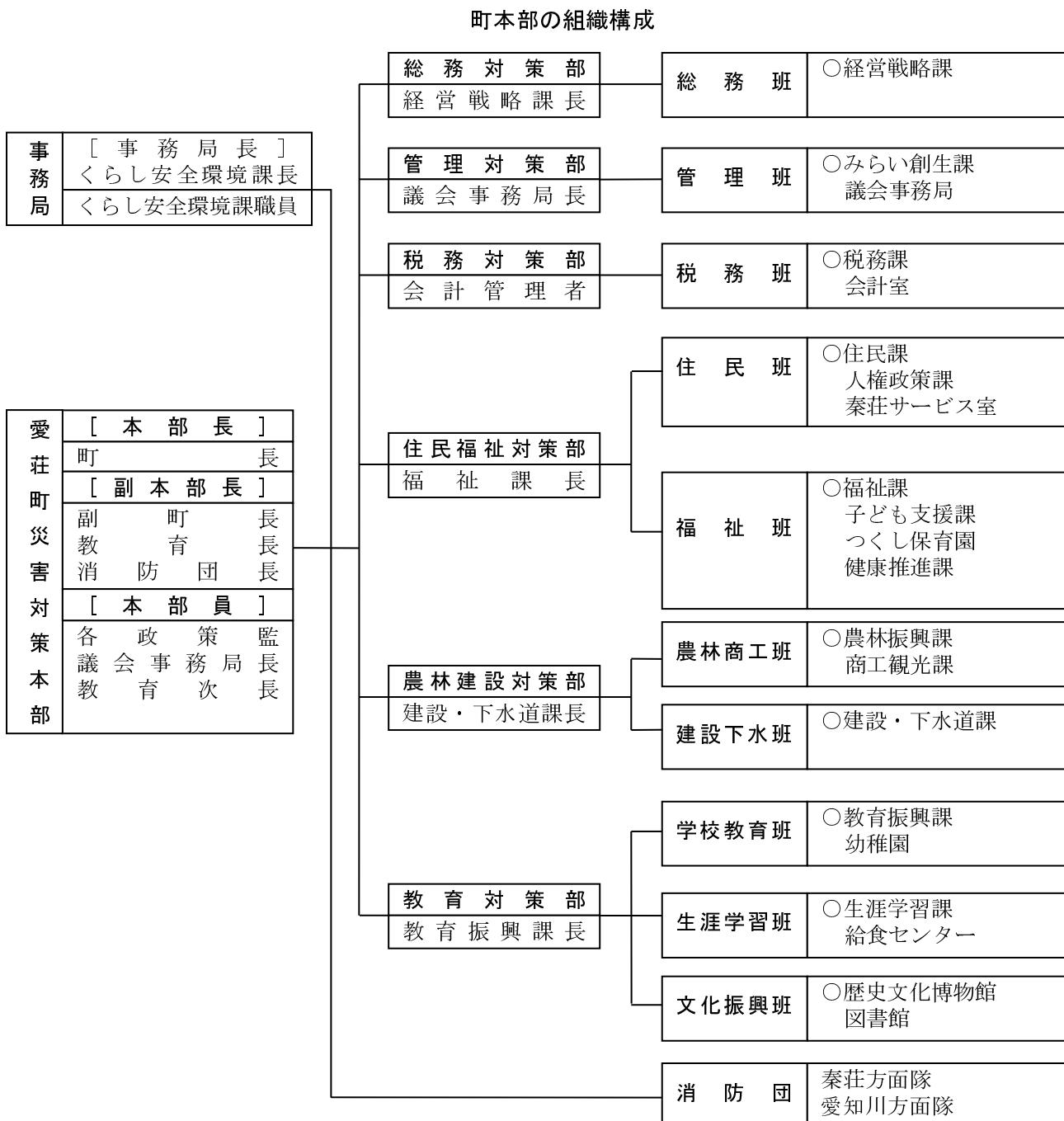
町本部の設置および配備体制が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

通知および公表先	通知および公表方法	担当班
本庁舎内の各課	町防災行政無線・府内放送等	総務班
愛知消防署、建設・下水道課	町防災行政無線・電話連絡・FAX	
県本部	県防災情報システム・県防災行政無線・電話連絡・FAX	
防災関係機関（町防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関を通じての公表 広報車・防災行政無線放送	

2 組織に関する事項

(1) 関係機関の組織構成





注) ○は、原則として課長、室長の職にあるものを班長とする。

(2) 町本部長・副本部長

- ア 町本部長には町長を、副本部長には副町長・教育長・消防団長を充てる。
イ 町本部長が不在または事故ある場合は、以下の順位により職務代理者が職務を代行する。

第1位	副町長
第2位	教育長
第3位	政策監（企画）
第4位	政策監（総務）
第5位	政策監（産業）
第6位	政策監（福祉）

(3) 本部員

ア 町本部に本部員を置き、各政策監、議会事務局長、教育次長、経営戦略課長、建設・下水道課長をあてる。

イ 本部員は、町本部長の命を受け、災害対策本部の事務をつかさどる。

(4) 班長

班長は、各担当班の応急対策活動を統轄するとともに、本部会議が召集された場合は、すみやかに参集する。また、町本部設置時には、本部室に詰めて町本部長を補佐する。

(5) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定する場として、災害対策本部の下に本部会議を設ける。

町本部長が必要と認めたときは、本部会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

ア 町本部の設置および配備ならびに職員の動員に関するこ

イ 現地における指揮、視察、見舞い等に関するこ

ウ 災害救助法の適用および救助の種類・程度・期間等の決定に関するこ

エ 災害の防除（拡大防止）対策に関するこ

オ その他、災害に関連した必要な事項

(6) 本部事務局

ア 町本部に、本部事務局を設置する。

イ 本部事務局は、くらし安全環境課長、くらし安全環境課職員により構成し、事務局長には、くらし安全環境課長を充てる。

ウ 本部事務局は、次の事務を担当する。

名称	役職名	事務分担
本部事務局	くらし安全環境課長 くらし安全環境課員	1. 災害対策本部の設置および廃止に関するこ 2. 本部事務局の運営および本部会議の庶務に関するこ 3. 報道機関との連絡調整に関するこ 4. 各班ならびに消防組合との連絡調整に関するこ 5. 本部活動状況の整理・記録

(7) 災害対策現地本部

ア 特定の地域に被害が集中し、町本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 町本部長は、現地本部に必要に応じ次の人員を派遣する。

（ア）副本部長、教育長、消防団長または本部員その他の職員のうちから現地本部長を指名する。

（イ）本部員または本部事務局員のうちから現地本部員を指名する。

(8) 町防災会議の開催

町本部長は、町域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、町防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

* 町防災会議委員名簿【資料編参照】

(9) 任務分担

(※◎は、原則として課長、室長の職にある者を班長とする。)

班名	課名	事務分担
総務班	◎経営戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 職員の動員配備および調整に関すること 気象予警報、地震情報等の収集および伝達に関すること 防災関係機関との連絡調整に関すること 被害情報の総括ならびに報告に関すること 住民に対する広報に関すること 避難指示の発令に関すること 警戒区域の設定に関すること 避難所の開設および収容、閉鎖に関すること 国、県への報告（要請）および調整に関すること 自衛隊その他の派遣要請および受け入れに関すること 他市町との相互応援に関すること 本部車輛の確保、配車、管理に関すること 災害対策用物資の調達、配給および備蓄に関すること 災害救助法の適用に関すること 災害関係費の予算措置に関すること 義援物資（品）に関すること 職員の給与、給食および保健衛生に関すること 防災無線等の通信設備の確保に関すること 他班実施事項の応援
管理班	◎みらい創生課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 災害記録および災害広報資料の収集整理ならびに提供に関すること 町有財産の被害調査および応急対策に関すること 町議会議員との連絡調整に関すること 調査団、視察団等の受け入れに関すること 国、県等に対する陳情資料の取りまとめに関すること 他班実施事項の応援
税務班	◎税務課 会計室	<ol style="list-style-type: none"> 家屋および設備等の被害調査に関すること 災害関係資金の支出および審査に関すること 災害見舞金、弔慰金等の支給に関すること 義援金の受け入れおよび配分に関すること 災害時の町税措置に関すること 他班実施事項の応援
住民班	◎住民課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害調査および応急対策に関すること

班名	課名	事務分担
	人権政策課 秦荘サービス室	<ol style="list-style-type: none"> 2. 行方不明者の搜索要請、遺体の収容および埋火葬に関すること 3. 交通情報の収集および道路交通規制に関すること 4. 緊急通行車両に関すること 5. 救援物資の受け入れ、輸送に関すること 6. し尿、ごみ処理および災害廃棄物に関すること 7. 上水道に関すること 8. 被害者台帳の作成に関すること 9. 災証明の発行に関すること 10. 被災者生活再建支援法に関すること 11. 他班実施事項の応援
福祉班	◎福祉課 子ども支援課 つくし保育園 健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 医療機関の被害調査および応急対策に関すること 3. 避難行動要支援者の対策に関すること 4. 防疫活動資機材の調達に関すること 5. 救護所の設置、運営に関すること 6. 感染症の予防その他防疫に関すること 7. 医療機関、日本赤十字社および保健所との連絡調整に関すること 8. 保育園閉鎖等の措置に関すること 9. 避難所の開設、閉鎖の協力に関すること 10. 食料の炊き出し、配給ならびに器具の確保に関すること 11. 生活必需品の配分に関すること 12. ボランティアの受入れおよび活動支援に関すること 13. 被害世帯に対する生活保護および生活福祉資金の貸与に関すること 14. 医薬品等の調達、供給に関すること 15. 他班実施事項の応援
農林商工班	◎農林振興課 商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品の調達、輸送に関すること 2. 生活必需品の調達、輸送に関すること 3. 応急輸送に関すること 4. 商工業および商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること 5. 林地および農作物、農地、農業施設、家畜、畜産施設の被害調査および応急対策に関すること 6. 農林産物の集荷および出荷の規制に関すること 7. 家畜の感染症予防および防疫に関すること 8. 農地、農業用施設、治山および林道の被害調査ならびに応急対策に関すること 9. 他班実施事項の応援
建設下水道班	◎建設・下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防資機材の調達および水防活動に関すること 2. 道路、橋梁等の公共土木施設の被害調査および応急対策に関すること 3. 危険地区等における防災パトロールおよび応急対策に関すること 4. 被災建築物の応急対策に関すること 5. 災害用重機、土木建築資機材の調達に関すること

班名	課名	事務分担
		6. 障害物の除去およびがれき処理に関すること 7. 被災宅地応急危険度判定等の実施に関すること 8. 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること 9. 道路除雪対策に関すること 10. 下水道施設の被害調査および応急対策に関すること 11. 下水道施設の応急復旧資材および人員の調達・確保に関すること 12. 関係機関等との連絡調整に関すること 13. 他班実施事項の応援
学校教育班	◎教育振興課 幼稚園	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 児童、生徒の避難、誘導および安全確保に関すること 3. 避難所の開設、管理、運営に関すること 4. 災害時の臨時休校、応急教育に関すること 5. 災害時の学校給食ならびに児童、生徒の健康管理に関するこ り災児童、生徒に対する学用品の調達および支給に関するこ 7. 他班実施事項の応援
生涯学習班	◎生涯学習課 給食センター	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 避難所の開設、管理、運営に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関するこ 4. 他班実施事項の応援
文化振興班	◎歴史文化博物館 図書館	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関するこ 2. 文化財被害調査および応急保護、復旧対策に関するこ 3. 避難所の開設、管理、運営に関するこ 4. 関係機関との連絡調整に関するこ 5. 他班実施事項の応援

- 注1. 各班は、本分担任務によるほか、余裕のある時は必要に応じ、他班の行う事項について応援を分掌するものとする。
2. 本表で分掌されていない応急対策および関係項目については、町本部長と班長とが協議して、あらかじめ、またはその都度調整する。

3 各防災関係機関の事務分担

指定地方行政機関等の防災関係機関における組織および事務分掌については、それぞれの機関が定める防災業務計画等による。

4 運営、その他に関する事項

(1) 本部室等設置の場所

ア 本部室は、原則として本庁舎内に置く。ただし、災害により本庁舎の機能が著しく損なわれた場合の代替施設は、愛荘町消防センター2階とする。さらに、愛荘町消防センターも同様に機能が著しく損なわれた場合の代替施設は、旧秦荘保健センター2階ホールとする。

順位	参考施設名称	住所
第1位	本庁舎2階大会議室	愛知川72番地
第2位	愛荘町消防センター2階会議室	愛知川36番地1
第3位	旧秦荘保健センター2階ホール	安孫子811番地1

イ 本部事務局は、本部室に併設する。

(2) 町本部の標識等

ア 町本部が設置されたときは、町庁舎入口および本部室入口に標識（看板）を掲げる。

イ 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

(3) 本部室の設備等

ア 警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、福祉班から送受した「避難行動要支援対象者名簿」を加えるものとする。

イ 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。

ウ 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の避難行動要支援者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

エ 愛知消防署は、町本部が設置されたときは、消防無線従事者を移動系2局（市町村波・県内共通波）とともに直ちに町本部に派遣する。消防無線従事者は、各種災害情報の無線連絡に対応する。

(4) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

自家発電設備により使用できる設備

非常用照明・非常用コンセント・非常用放送および庁内放送・町および県防災行政無線

(5) 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、整理する。

(6) 記録担当

本部事務局は、総務部内において指名する職員が、町本部の活動状況を整理・記録する。

(7) 広報担当

本部事務局は、総務部内において指名する職員が、災害情報の管理一元化を図り、総務班とともに報道機関等への広報に対応する。

(8) 防災担当

本部事務局に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

(9) 情報交換

町本部および愛知消防署は、町防災行政無線および消防無線等により、密接な情報連絡を行う。

5 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の整備

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備（災害応急活動に従事する職員のローテーション等）を検討する。

第3節 職員の動員・配備

[総務班、町各班]

1 配備体制

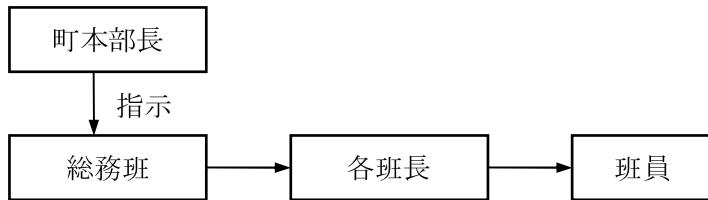
警戒体制または町本部を設置した場合の配備体制は、原則として別に定めるとおりとする。ただし、町本部長の指令に基づく時、および各班長が災害の状況に応じて必要と認める場合は、臨機応変に動員する。

2 動員体制

(1) 動員系統

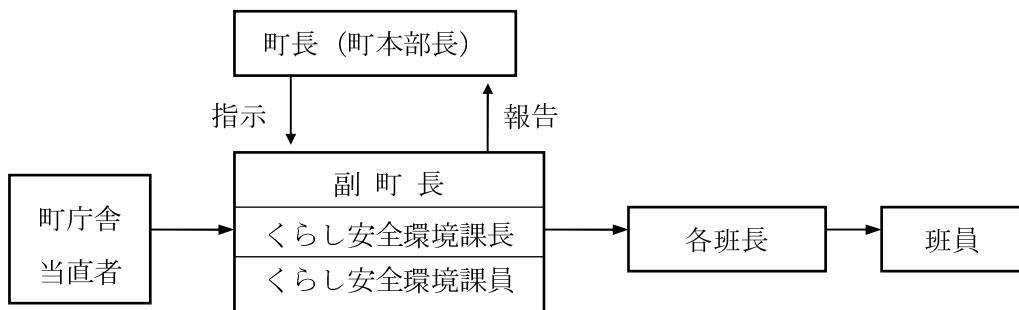
町本部における職員の動員は、町本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内の動員



総務班	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

イ 勤務時間外の動員



当直者	気象予警報・災害前兆現象・災害発生連絡等について、防災関係機関や町民等から通報を受けた時は、直ちにくらし安全環境課長に連絡する。
くらし安全環境課長	上記の情報について確認し、町長・副町長に連絡するほか、必要に応じて防災関係機関に通報する。 また、町長の指示を受けて、直ちに各班長（各課長等）に動員指令を伝達する。
町長（町本部長）	くらし安全環境課長に職員動員の指令を指示する。
班員	連絡を受けた班員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、安全かつ最短時間で登庁する。

(2) 動員の伝達方法

各機関の動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 電話（加入電話および携帯電話・メール）による伝達
- イ 口頭による伝達
- ウ 庁内放送による伝達
- エ 町防災行政無線（同報系）による伝達
- オ 電報による伝達

次の略文による。

略文「サイガイ コイ チョウ」

解説「災害が発生した。直ちに登庁せよ。愛荘町」

(3) 有線電話途絶時の動員

災害により有線電話が途絶し使用不能の場合は、ラジオ・テレビ等の報道機関に協力を依頼し、職員の参集を呼びかける。

(4) 動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

職員の連絡については、次の召集連絡表を参考にする。

* 災害対策配備体制召集連絡表【資料編参照】

(5) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じて所属長と連絡の上、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。その場合、できる限り、徒歩または自転車を原則とする。

(6) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの庁舎等に参集し、当該庁舎等の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

(7) 参集を除外する者

非常時の動員対象は、原則として職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

ア 心身の障がいにより許可を得て休暇中の職員

イ その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

(8) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

応急活動に備え防災服を着用し、手袋・タオル・懐中電灯・水筒・食料・その他の非常用品等を携行する。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して、救助、応急対策活動を第一とするとともに、知り得た情報は町本部に報告する。

ウ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を、所属長を通じ、関係者に報告する。

(9) 勤員状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに総務対策部長（経営戦略課長）に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の動員配備状況を集計する。

* 職員動員・活動報告書【資料編参照】

(10) 消防団活動の優先

町職員が消防団員を兼ねる場合は、原則として消防団活動を優先する。その場合、あらかじめ所属長にその旨を届け出ておくほか、団活動に従事する際は、所属班長に報告するものとする。

3 業務の継続

町は、策定した業務継続計画（B C P）に基づき、応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を図るものとする。

第4節 職員の出動・応援

[総務班、町各班]

1 出動体制

(1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣に当たって、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に詳しい者を含むよう配慮する。

(2) 出動状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、必要に応じて速やかに総務対策部長（経営戦略課長）に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の出動活動状況を整理する。

(3) 防災服、腕章等の着用

特に、避難誘導と避難所受入れの担当職員は、災害応急活動に従事する際、防災服を着用する。さらに班名を明記した腕章も着用し所属する班を明確にする。

(4) 職員の証票

町職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、町職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

(5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として「車両運行計画」に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各班で管理するその他の未使用車両は、本部が優先使用権を持つものとする。

ウ 出動車両の配車位置は、原則として指定されている平常時の場所とする。

2 応援体制

(1) 応援分担

町本部内において、各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、「災害対策本部事務分担・応援計画」に基づき、対処する。

(2) 応援要請・指示命令書

各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

町本部への要請事項	町本部の対応事項
<p>町本部に次の応援条件を示した応援要請書を提出し、応援要請する。</p> <p>ア 作業の内容 イ 就労（勤務）場所 ウ 応援の職種別および人員 エ 携行品 オ その他必要事項</p>	<p>町本部は、次の順位により動員派遣する。</p> <p>ア 応援要請班の所属課内に余裕のある班から応援する。</p> <p>イ 上記の応援でなお不足するときは、他の課から応援する。</p> <p>ウ 町本部をもってなお不足するときは、他の市町または県の派遣を要請して応援を得る。 (第3部第4章第1節「県への応援要請」、第3部第4章第2節「他の自治体等との相互応援」参照)</p>

* 応援要請・指示命令書【資料編参照】

(3) 応援記録

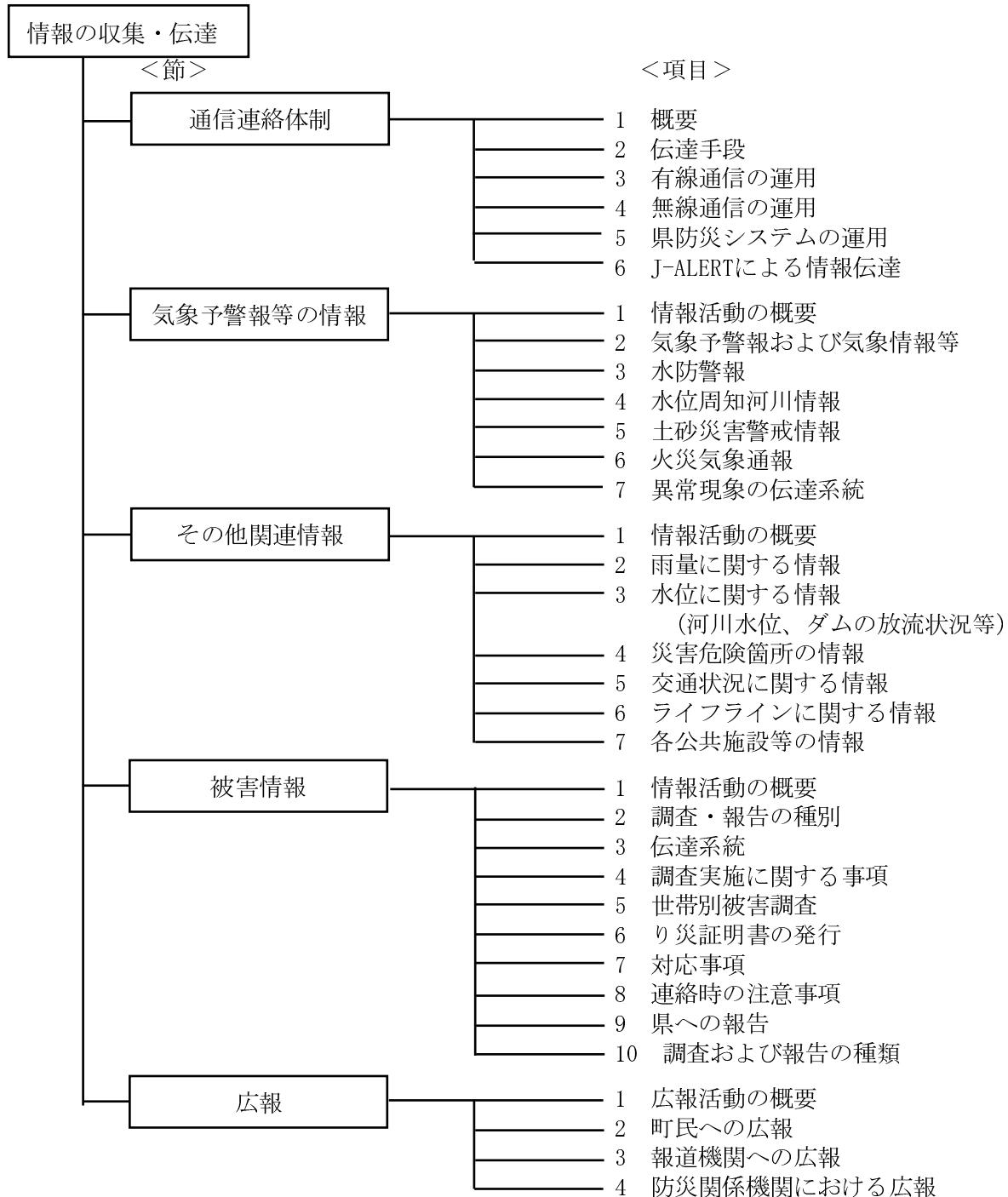
町本部は、応援指示記録を整理する。

第2章 情報の収集・伝達

方針

災害応急対策実施機関（町およびその他防災関係機関）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集、把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

章の体系



第1節 通信連絡体制

[総務班、町各班、防災関係機関]

1 概要

町および防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

(1) 災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報等、法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制等、町域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

(2) 災害時のための指定事項

ア 指定電話

町各班および防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡に当たる。

イ 連絡責任者

町各班および防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属および各機関の通信連絡を統轄する。

(3) 災害時の連絡系統および連絡先

通信・連絡の迅速な対応のため、連絡系統および連絡先について定める。

(4) 非常通信経路

町から大津市内までの非常通信経路として、次のルートが定められている。

区間	経路の級別	町役場からの距離	通信経路	県庁までの距離
愛荘町 - 大津市	A	本庁舎 より 0.1 km	東近江警察署 ————— 県警察本部 愛荘町愛知川 39-1 愛知川警部交番 (室)	0.1 km
	A	秦荘支所より 1.0 km	東近江行政組合 ————— 大津市消防局 愛知消防署 東近江市小八木町 16 通信指令課長 または勤務者 (愛知消防署より大津市消防局まで直接伝達できない場合は、他の消防署を中継する。)	3.0 km

凡例

①通信経路の総合信頼度（経路の種別）

項目	A級（高信頼度）	B級
全中継回数	2以下	3以下
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者の配置	常時配置（または非常時の際30分以内に配置にかかる状態）	左記以外
有線区間	なし（または、あっても予備ルートがあるか、または地下ケーブル等強固な設計）	左記以外

（注）電搬区間はA級として扱う

②記号

—— 無線区間

～～～～ 有線区間

～～—— 有線無線混用区間

なお、詳細については、非常通信経路計画（平成10年6月：滋賀県・滋賀地区非常通信協議会編集発行）を参照すること。

2 伝達手段

（1）通信機器

	有線機器	無線機器
保有する通信機器	一般加入電話 FAX 庁内（内線）電話 消防直通電話	町防災行政無線 消防無線 滋賀県防災行政無線 携帯電話・メール
その他利用できる通信機器等	インターネット（メール） 電報 警察無線電話 報道機関（テレビ・ラジオ等） アマチュア無線	

（2）その他の手段

ア 広報車

イ サイレン

ウ 口頭伝達

3 有線通信の運用

(1) 一般加入電話の活用

町本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- ア 本部室直通電話および内線電話
 - イ 各班相互連絡には所属の内線電話を使用
 - ウ 外部代表電話または所属の直通電話を使用
- (やむを得ない場合は、直接本部室へ連絡する。)

(2) 町民からの連絡

町民等からの一般電話連絡の対応のため、総務班員を配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）を判断し、原則として通報の場合は内容による伝達・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

(3) 災害時の優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ NTT に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話（秦荘支所で 3 回線、本庁舎で 3 回線を確保済）を活用する。

(4) 交換機が利用できない場合

町の電話交換機が事故により利用できない場合は、所定の直通番号に連絡する。

4 無線通信の運用

(1) 有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
町の各班	ア 町防災行政無線を活用 イ 必要に応じて伝令員の派遣（徒歩・自転車・自動車） ウ アマチュア無線に協力の要請
県本部	エ 滋賀県防災行政無線を利用 オ 警察無線電話を利用
防災関係機関	カ 滋賀県防災行政無線を利用
消防関係機関	キ 消防無線の活用

(2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

- ア 重要な通信の優先（救助・避難等、緊急度の高い通信を優先する。）
- イ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ウ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る。）
- エ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）
- オ 専任の通信担当者の配置（各子局には担当者を配置する。）

(3) 無線通信の種類と取扱順位

〈種類〉

緊急通信…災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信

一般通信…緊急通信以外の通信

一斉通信…複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信

個別通信…2局間で個別に行う通信

〈取扱い順位〉

1番緊急・一斉通信 2番緊急・個別通信

3番一般・一斉通信 4番一般・個別通信

(4) 無線機器の運用

ア 町防災行政無線

(ア) 同報系

くらし安全環境課は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、同無線を運用する。

基地局 1局	遠隔制御器 3局	屋外拡声子局 44局	再送信子局 1局
--------	----------	------------	----------

イ 消防団無線

消防団は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、同無線を運用する。

基地局 1局	車載型移動局 8局	可搬型無線局 3局	携帯型無線局 16局
--------	-----------	-----------	------------

ウ 消防無線

東近江消防本部は、消火・救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、消防無線を運用する。

5 県土木防災情報システムの運用

県土木防災情報システムは、県内各地の雨量観測データおよび水位観測データを県庁で総括し、関係機関に配置された端末から最新の情報を共有することができるシステムであり、愛荘町においては秦荘地区に端末が設置されている。水防活動に必要な雨量・水位データは自動でFAX送信を行い、一般の電話からでも情報を聞くことができるシステムとなっている。

この県土木防災情報システムを、効果的に運用する。

6 J-ALERTによる情報伝達

消防庁は、気象庁から発信された気象情報、緊急地震速報、地震情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達する。

町は、このJ-ALERTを効果的に活用するものとする。

第2節 気象予警報等の情報

[総務班、町各班、防災関係機関]

1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、関係各班・機関に遅滞なく伝達する。また、住民に対しては、防災行政無線放送等により速やかに情報を提供する。

(1) 予警報等の情報の種類

種類	発令者等	根拠法令
気象予警報 および気象情報等	彦根地方気象台長	気象業務法
水防警報	滋賀県知事	水防法
水位周知河川情報	滋賀県知事	水防法
土砂災害警戒情報	滋賀県知事 彦根地方気象台長	気象業務法 災害対策基本法
火災気象通報	彦根地方気象台長	消防法
異常な現象	発見者	災害対策基本法

(2) 情報の伝達

ア 総務班

予警報等の各通報義務者および東近江消防本部から通報を受けたときは、速やかに各班、関係機関ならびに住民に対し、その内容を伝達する。情報の伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

イ 各班

総務班等を通じて通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

(3) 伝達方法

ア 勤務時間中の通報

総務班は、発令または変更に応じて、庁内放送をもって本伝達に代え、その他の連絡先には電話等により連絡する。

イ 災害発生、その他事故の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(4) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は各班長とする。

2 気象予警報および気象情報等

(1) 種別および基準

ア 注意報

注意報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において災害の起こるおそれがある場合、彦根地方気象台が一般に注意を促すため発表するものをいう。

* 注意報の種類と発表基準【資料編参照】

イ 警報

警報とは、気象業務法に基づいて、県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒を促すため発表するものをいう。

* 警報の種類と発表基準【資料編参照】

ウ 特別警報

特別警報とは、気象業務法に基づいて、県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒を促すため発表するものをいう。

エ 気象情報

気象情報とは、台風、他の異常気象等について、その情報を一般および関係機関に対して具体的に速やかに発表するもので、予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

(ア) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの

(イ) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの

(ウ) 数年に一度程度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、一層の警戒を呼びかけるもの

(エ) 長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどを解説するもの

オ 龍巻注意情報

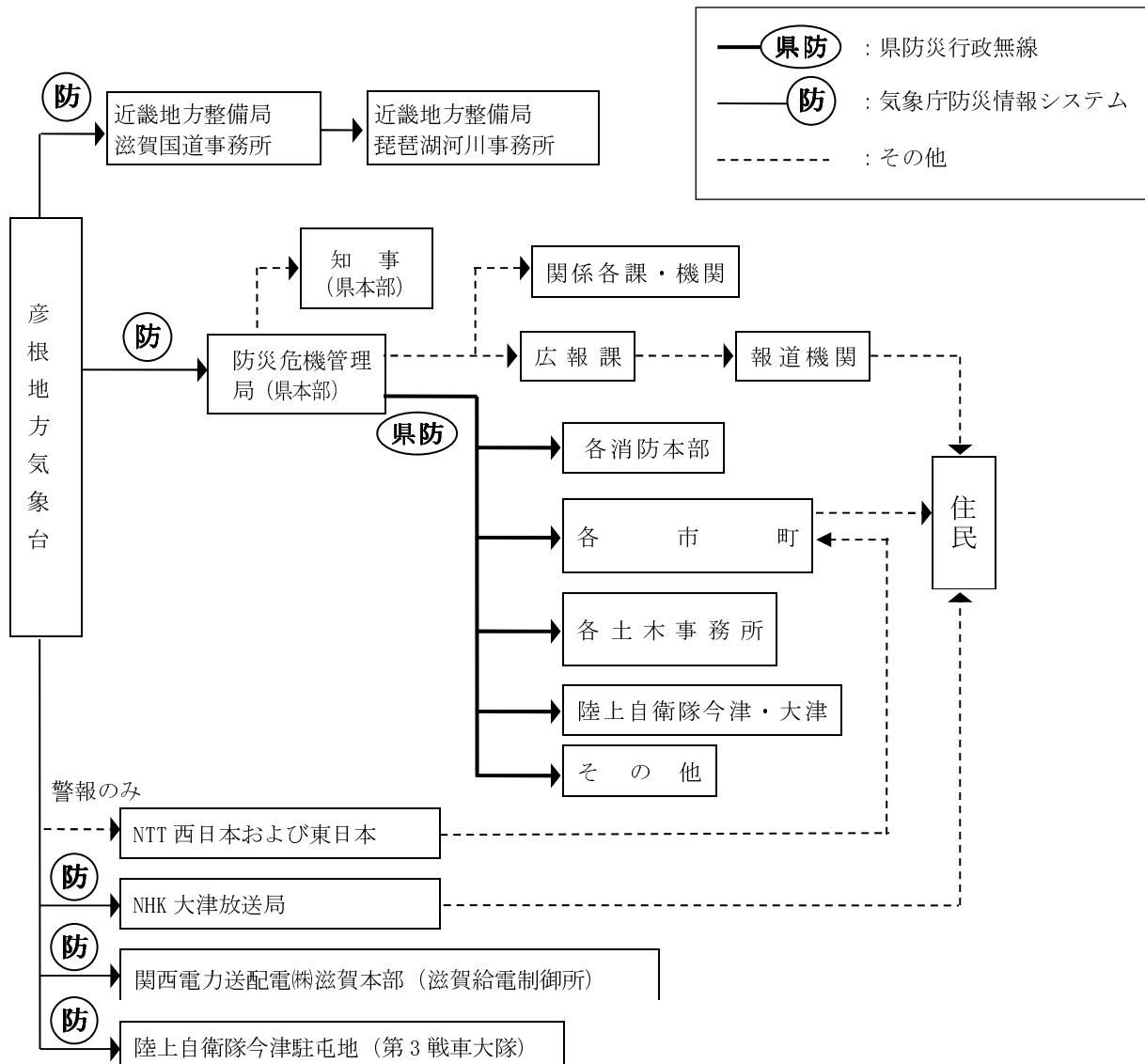
竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、彦根地方気象台が発表する。

有効期間を発表から1時間とするが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

カ 高温注意情報

毎月4月第四水曜日から10月第四水曜日を対象とした期間に、翌日または当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に、彦根地方気象台が高温注意情報を発表し、熱中症への注意を呼びかける。

(2) 伝達系統



(注) 県防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

■ 勤務時間内の場合

防災行政無線により伝達する。

■ 勤務時間外の場合

防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

3 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、知事は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、その指定する河川（水防警報河川〈水防警報指定河川〉）について水防警報を発令する。

町域では、愛知川本川が水防警報河川（水防警報指定河川）に指定されている。

愛知川の水防団待機水位<通報水位>等の基準

指定区域	代表する区域	量水標名(所在地)	水防団待機水位<通報水位>	はん濫注意水位<警戒水位>	はん濫危険水位<計画高水位>	警報発動者
左岸：東近江市山上町から琵琶湖まで	上流	紅葉橋 (東近江市高野町)	3. 15	3. 45	4. 20	県水防本部長
右岸：東近江市永源寺高野町から琵琶湖まで	下流	御幸橋 (愛荘町愛知川)	1. 00	1. 50	2. 30	県水防本部長

知事が行う水防警報の発令基準

準備	気象状況および上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位<通報水位>に達し、なお増水のおそれがあるとき。
出動	対象量水標の水位がはん濫注意水位<警戒水位>に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量ならびに水位により危険が予想されるとき。
解除	水位が水防団待機水位<通報水位>以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。

4 水位周知河川情報

(1) 水位周知河川（避難判断水位）

水防法第13条の規定に基づき、知事は、指定する河川（水位周知河川<水位情報周知河川>）について、はん濫注意水位<警戒水位>を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位<特別警戒水位>を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者（町長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

町域では、愛知川本川および宇曾川本川が水位周知河川<水位情報周知河川>に指定されている。

避難判断水位<特別警戒水位>

河川	指定区域	代表する区域	量水標名(所在地)	避難判断水位<特別警戒水位>	発表者
愛知川	左岸：東近江市山上町から琵琶湖まで	上流	紅葉橋 (東近江市永源寺高野町)	3. 80	県水防本部長
	右岸：東近江市永源寺高野町から琵琶湖まで	下流	御幸橋 (愛荘町愛知川)	1. 75	県水防本部長
宇曾川	左岸：彦根市肥田町から愛知郡愛荘町沖まで 右岸：犬上郡豊郷町大字沢から愛知郡愛荘町宮後まで	上流	上枝 (豊郷町上枝)	2. 90	県水防本部長
	左岸：彦根市三津屋町から彦根市肥田町まで 右岸：彦根市須越町から犬上郡豊郷町大字沢まで	下流	金沢大橋 彦根市 (彦根市金沢町)	2. 90	県水防本部長

なお、水位周知河川に指定されていない中小河川において、過去の降雨による浸水実績等が確

認された場合は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、これを水害リスク情報（浸水予想エリア、水深その他の危険情報等）として住民等に周知するものとする。

(2) 浸水想定区域内への情報伝達

町は、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等の伝達を受けたときは、必要に応じて浸水想定区域内の住民および災害時要援護者施設の管理者に情報を伝達し、注意・警戒を促す。

伝達担当	伝達先	伝達方法・内容
総務班	関係地域の住民、関係機関	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、注意情報、避難喚起等を防災行政無線、電話およびFAX等で伝達
福祉班	浸水想定区域内の災害時要援護者施設の管理者	

5 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、気象業務法および災害対策基本法に基づき、大雨等による土砂災害発生の危険度が高まった場合において、土砂災害発生の危険性周知のため県と彦根地方気象台が共同して発表するものである。なお、発表は市町単位で行われる。

また、土砂災害警戒情報および大雨警報等を補足する情報として、5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階で判定した「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が、気象庁より提供される。

発表単位		愛荘町
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき

6 火災気象通報

(1) 概要

彦根地方気象台は、消防法の規定により、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとときは、その状況を直ちに火災気象通報として滋賀県知事に通報する。

(2) 火災警報

町長は火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

発令基準（次のいずれかに該当する場合）

- ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下
- イ 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき
- ウ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
ただし、降雨、降雪中は、通報しないこともある。
- エ 滋賀県の一次細分区域（県南部・県北部）により発表することもある。

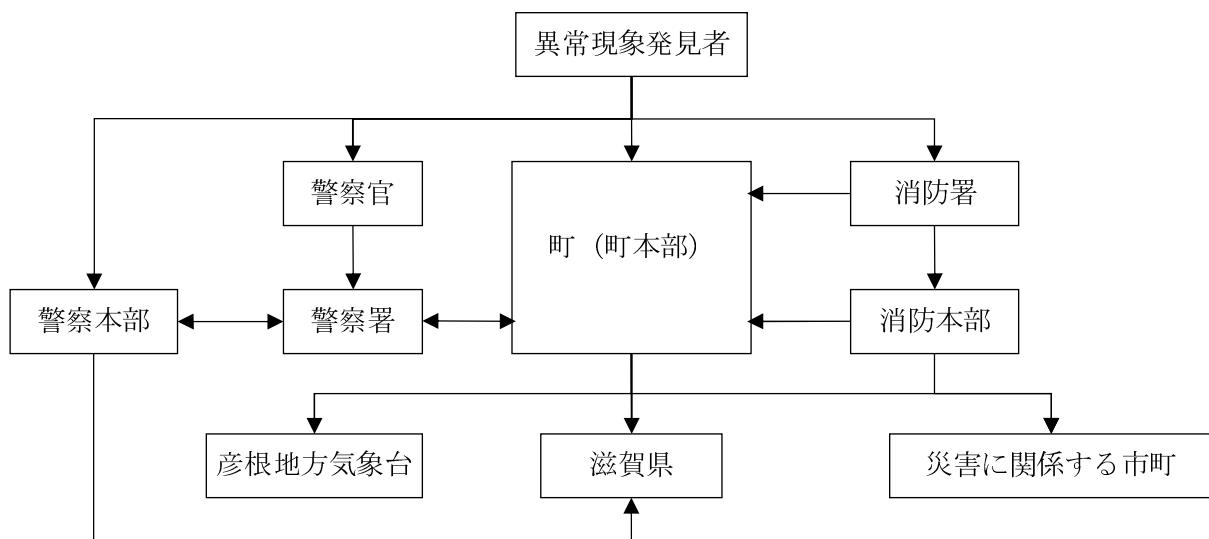
(3) 乾燥注意報

種類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合

- (注) 1 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報・警報に切替えられる。

7 異常現象の伝達系統

災害が発生するおそれのある異常な現象（崖崩れ、なだれ、洪水等）を発見した者からの通報・伝達系統は次のとおりとする。



第3節 その他関連情報

[総務班、関係各班、防災関係機関]

1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、町域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

(1) 町域の状況に関する情報の種類と担当班

種類	町の担当
雨量	総務班
河川水位	総務班、建設下水道班
ダムの放流状況	総務班
災害危険箇所の状況	建設下水道班
交通の状況	住民班
ライフラインの状況	総務班、建設下水道班、水道事務所
各公共施設等の状況	総務班・関係各班
各種被害等の状況 (総括)	総務班

(2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を総務班に伝達する。

総務班は、各種情報を整理する。

(3) 情報の伝達

担当班および総務班は、収集・整理した情報を必要に応じて各班、防災関係機関ならびに関係住民に伝達する。

2 雨量に関する情報

(1) 担当

総務班は、町が独自に町内に設置する雨量計および防災関係機関が設置した雨量計の雨量情報を滋賀県土木防災情報システム等により把握する。

(2) 雨量測定箇所

ア 町が測定する箇所

町は、原則として、指定された危険区域内に、自治会ごとに1箇所ずつ簡易雨量計を設置する。

イ その他の防災関係機関が測定する箇所

町内に、県が設置している次の雨量計がある。

観測所名	位置	内容
斧磨	愛荘町斧磨	テレメータ

(3) 測定者および測定方法

ア 測定者

原則として、町が依頼する自治会長

イ 測定方法

大雨注意報が発令されたときで、町長が指示したとき、簡易雨量計の測定を開始する。

測定間隔は、警戒体制に入つてからは10分～30分とする。

(4) 伝達方法

測定者（各自治会長）から総務班へ、電話等により測定結果を報告する。

3 水位等に関する情報（河川水位、ダムの放流状況等）

(1) 担当

建設下水道班ならびに総務班は、各河川を巡回警戒するとともに、滋賀県土木防災情報システムまたは防災関係機関が設置した量水標により水位情報を把握する。

(2) 水位測定箇所

ア 町が測定する箇所

水防活動上重要な地点・箇所と状況に応じて実施する。

イ 他の防災関係機関が測定する箇所

町内に、県が設置している次の水位計がある。

(単位：m)

観測所名	河川名	位置	内容	水位			計画
				水防団 待機 <通報>	はん濫 注意 <警戒>	はん濫 危険 <危険>	
御幸橋	愛知川	愛荘町愛知川	テレメータ	1.00	1.50		
肥盥橋	宇曽川	愛荘町島川	固定	1.20	2.00		
秦川	宇曽川	愛荘町松尾寺	テレメータ				
春日橋	宇曽川	愛荘町沖	テレメータ				
上枝（歌詰橋）	宇曽川	愛荘町石橋	テレメータ				

(3) ダム放流状況の把握

総務班は、必要に応じて、滋賀県土木防災情報システムまたは各ダム管理事務所に直接連絡をし、放流状況を把握する。

(4) 避難に係る情報の共有

総務班は、水位に関する情報により避難に係る検討を実施した場合には、このことを上下流の隣接市町に情報提供する。

4 災害危険箇所の情報

(1) 担当

建設下水道班は、各災害危険箇所および周辺の状況を、自治会長および防災責任者等、住民組織の代表者等を通じて把握する。

(2) 危険箇所

- * 河川重要水防区域【資料編参照】
- * ため池重要水防箇所【資料編参照】
- * 土石流危険渓流【資料編参照】
- * 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】
- * 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】
- * 山地災害危険地【資料編参照】

(3) 把握内容

- ア 構造物の状況
- イ 法面の状況
- ウ 地表水、湧き水、漏水、亀裂
- エ 竹木等の傾斜
- オ 人家等の損壊の状況
- カ 住民および滞在者の数

5 交通状況に関する情報

(1) 担当

住民班は、町域および町域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

(2) 照会先

- ア 警察
- イ 湖東土木事務所
- ウ 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所
- エ 中日本高速道路(株)彦根管理事務所
- オ 近江鉄道(株)
- カ 一般社団法人近江鉄道線管理機構
- キ 東海旅客鉄道(株)

(3) 把握内容

- ア 交通規制
- イ 事故
- ウ 淀滞状況
- エ 各管理者の対応状況
- オ その他

6 ライフラインに関する情報

(1) 担当

総務班は、町域および町域に影響する範囲の各ライフライン（町管理施設以外）の状況を、各事業者に照会して把握する。

町が管理する上・下水道は、各担当（建設下水道班、水道事務所）が施設の状況把握に努め、総務班に連絡する。

(2) 照会先

ア 関西電力㈱

イ 西日本電信電話㈱滋賀支店

ウ 滋賀県北部流域下水道事務所

(3) 把握内容

ア 事故

イ 各管理者の対応状況

ウ その他

7 各公共施設等の情報

(1) 担当

総務班および関係各班は、町域における避難施設となる公共施設等に対して、災害関連情報をお伝えとともに、施設の状況等を把握する。

(2) 連絡先

* 避難施設【資料編参照】

(3) 把握内容

ア 管理責任者の所在の有無

イ 施設および周辺の状況

ウ 各管理者の対応状況

エ その他

第4節 被害情報等

[総務班、町各班、防災関係機関等]

1 情報活動の概要

町本部の各班長等は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

(1) 情報の種類

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害発生の日時 ウ 災害発生の場所・範囲
被害情報	エ 被害の概況 オ 世帯別被害状況等
応急対策活動に関する情報	カ 住民等の避難状況 キ 避難指示の状況 ク 防災対策の実施状況 ケ 防災関係機関の防災体制 コ その他、必要な事項

(2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続または続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

(3) 担当

総務班は、災害概況および災害応急対策の情報に関する収集・整理を行う。

(4) 情報の収集伝達

各班長は、災害発生による本町体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、町本部に報告する。

町本部および各班長は、必要に応じて、県等の防災関係機関に伝達する。

なお、報告は、県防災情報システムおよび県土木防災情報システムを活用するとともに、原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

(5) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

* 災害の定義（被害即報基準）【資料編参照】

(6) 情報の内容

各班長は、被害状況等災害に関する情報をおおむね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に町本部に報告する。

* 災害即報事項例示【資料編参照】

(7) 被害の判定

被害状況調査実施に当たっては、「被害程度の判定基準」に従い正確に調査するとともに、消防機関、警察、その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告または発表前に調整しなければならない。

* 被害程度の判定基準【資料編参照】

2 調査・報告の種別

(1) 概況調査（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者ならびに調査者は、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。

(2) 被害調査（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度、できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

各班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って取りまとめ、調査結果を町本部に報告する。

(3) 被害確定調査（→被害報告）

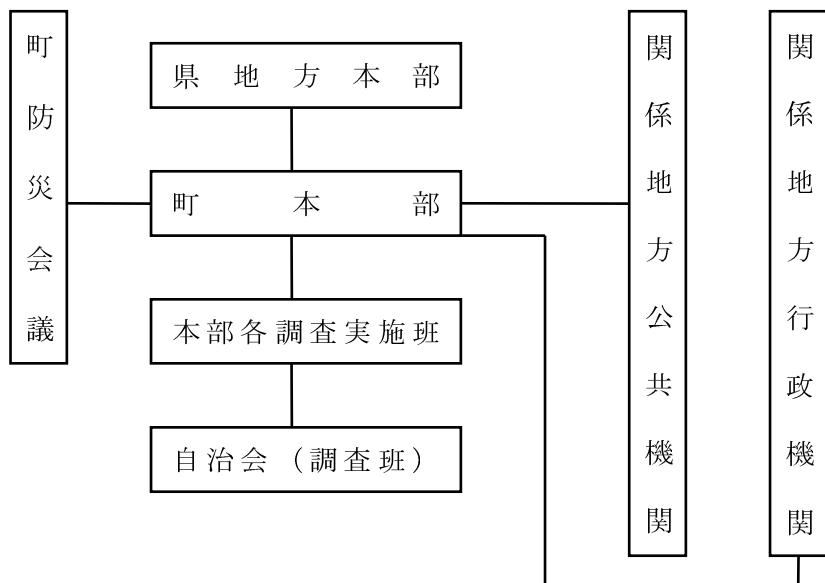
災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害（確定）報告として報告する。

ただし、被害報告は、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。

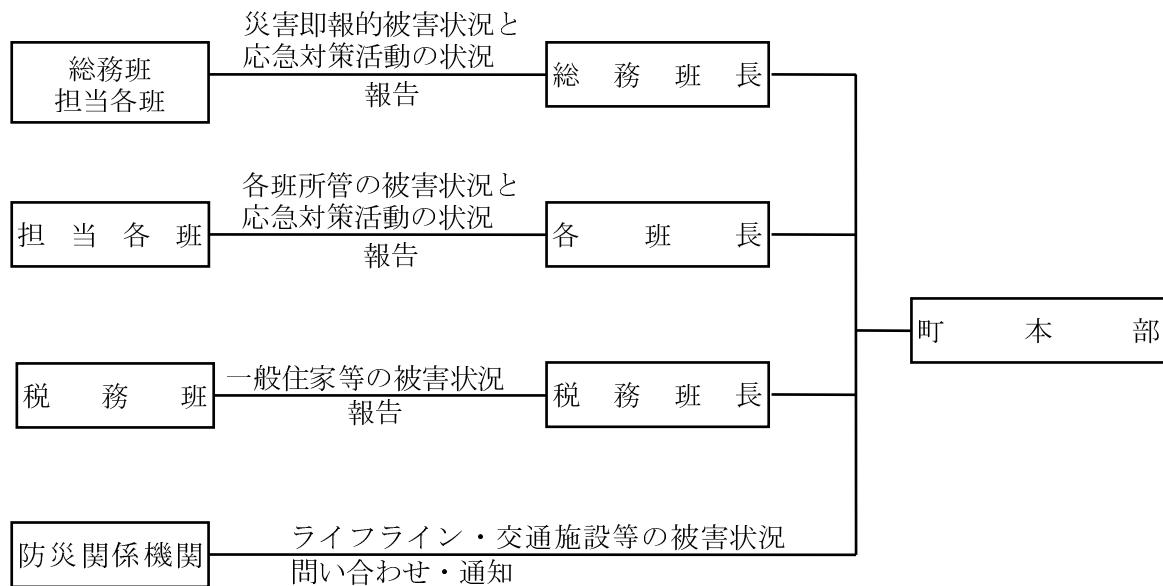
総務班は、税務班の協力を得て、緊急的な災害応急対策を終了した時点で、各班からの被害報告に基づき関係主管各班と協議の上、取りまとめを行う。

3 伝達系統

(1) 総括伝達系統



(2) 担当別伝達系統 (町本部)



4 調査実施に関する事項

(1) 総括

総務班は被害調査の主体となり、税務班の協力を得て調査についての総合的な計画および調整を行う。

(2) 協力要請

被害調査に当たっては、各自治会、消防機関、警察、県機関、その他の関係機関および関係団体等の協力を得る。

特に、住家等、一般被害の初期の状況調査に当たっては、地元自治会長等の協力を得るよう努める。

(3) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、または被害が甚大で町においても調査が不可能なときは、調査に關係のない他班の応援を求めるほか、県本部の応援を得て行う。

(4) 被害調査室の設置

町本部は、火災・災害が発生し、必要と認める場合は、庁内に被害調査室を設置し、被害状況を調査する。被害調査にあたっては、県計画に示す「災害の被害認定基準」に基づき判断するものとする。

5 世帯別被害調査

(1) 被害調査

町本部は、町民の身体・生命および財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。被害調査に当たり、次の点に注意する。

ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。

イ 職員証や腕章などにより調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

(2) 世帯構成員別被害状況報告

総務班は、世帯別被害調査に基づき、「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に關係する各班に提供する。

(3) 被害者台帳の作成

住民班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「被害者台帳」を作成する。

被害者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動およびその実施記録の基本となるため、その作成に当たっては、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備・保管する。

* り災者台帳【資料編参照】

6 り災証明書等の発行

(1) り災証明書

住民班は、災害確定調査により被害が明らかになった町民に対して、「り災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は、「仮り災証明書」を交付し、後日、速やかに本証明書と取り替える。

* り災証明書【資料編参照】

* 仮り災証明書【資料編参照】

(2) 注意事項

証明書の交付に当たり契印等の措置をし、重複欠落等のないよう注意する。

(3) 被災証明書

住民班は、災害により住家または非住家に被害が生じた場合に、その事実を町長に届け出した町民に対して、「被災証明書」を交付する。

7 対応事項

(1) 町本部

- ア 災害状況および応急対策の実施状況を自治会単位に取りまとめる。
- イ 取りまとめた被害状況等を県地方本部を通じて県知事に報告するとともに、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

(2) 住民班または自治会

- 調査した管内の災害状況および災害応急対策の状況を町本部に報告する。

8 連絡時の注意事項

(1) 勤務時間外の対応

- 勤務時間外に、当直者が災害発生の報告（発生即報）を受けた場合は、直ちにくらし安全環境課長に連絡する。

(2) 伝達方法

- 被害情報等の伝達については、町が保有または利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第3部第2章第1節「通信連絡体制」による。）

(3) 記録

- 災害状況、その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、発受については必ず記録を残し、整理・保管を行う。

9 県への報告

(1) 被害即報（発生即報を兼ねる。）

- ア 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報するものとする。なお、火災、災害およびその他の事故について即報すべき基準は「被害即報基準」のとおりとする。

- イ 被害即報の内容は、被害状況およびとらえつつある措置の概要とする。

- ウ 町は、火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、それぞれの即報様式により即報するものとする。なお、原則として、被害を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

- エ 町は、「直接即報基準」（消防庁および県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へもそれぞれの即報様式により報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国に対して行う。

- オ 被害即報事項は、東近江警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

- カ 被害即報事項は、判明した事項から順次総合防災情報システム（S O B O - W E B）、防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信によつ

て即報するもので、即報が2以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

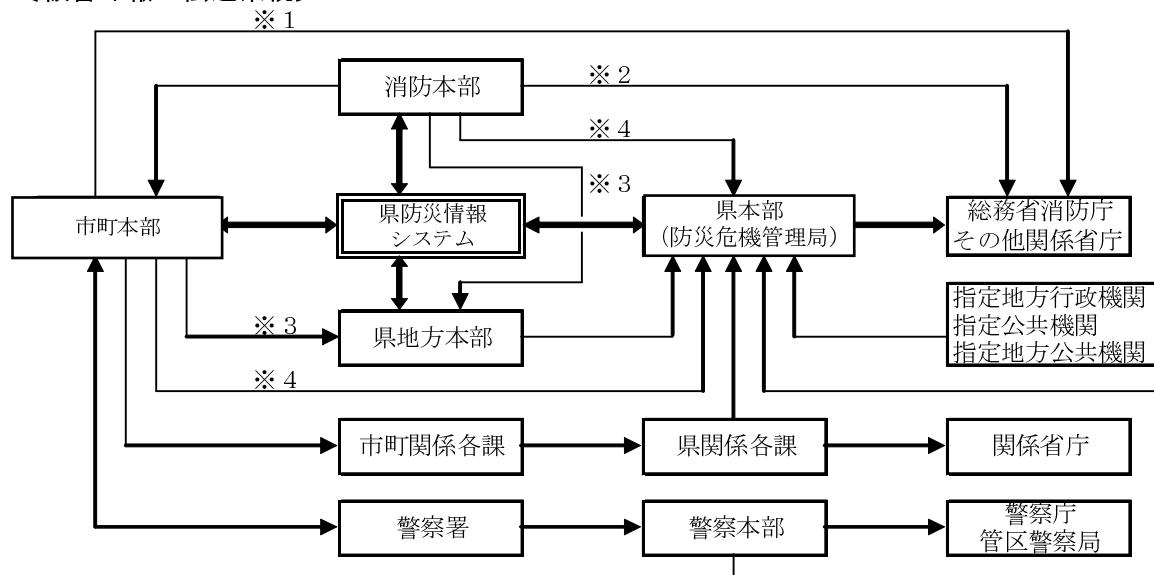
キ 被害即報の伝達系統

町本部から県地方本部（設置前は湖東土木事務所経理用地課）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。

ただし、通信の途絶等のため町本部から県本部への報告が不可能な場合は、町本部から直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、町本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

〔被害即報の伝達系統〕



※1：県への報告が不可能な場合

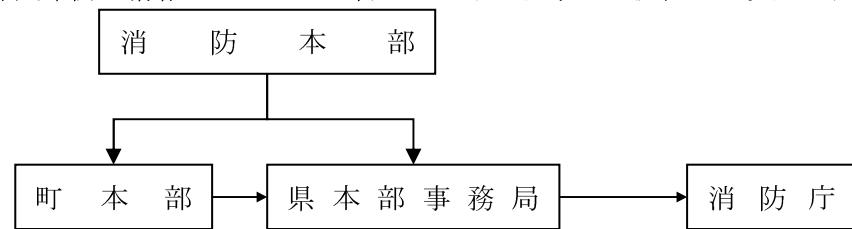
※2：県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告

※4：防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報

防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

(2) 災害確定報告

災害確定報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行い、最終的な災害確定報告は原則県防災情報システムで災害応急対策を終了した後、15日以内に行う。



※ 参考：県への報告の基本パターンについて

県への報告のパターンおよびそれに対応する体制の基本は、次のとおりであるが、具体

的パターンはその都度指示する。

ただし、通信の途絶等のため、町本部から県本部への報告が不可能な場合は、直接、国（消防庁）に報告することとし、町本部から県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告を行うこととする。

パターン	内容	対応する県体制の基本
パターン1	町 → (8:30、15:30) – 湖東土木事務所経理用地課 → (9:00、16:00) – 防災危機管理局	・警戒待機体制時で防災危機管理局が指示したとき
パターン2	4時間間隔	・警戒第1配備体制時 ・災害警戒本部設置時
パターン3	2時間間隔	・災害対策本部設置時

(注) いずれの場合にも、死傷者、行方不明者、住家半壊、床上浸水、り災世帯等、急を要する被害については、随時報告のこと。

10 調査および報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容	様式 内容	細分類事項	備考
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。	1 2 3 4 5	災害全般 火災 特定の事故 救急・救助 災害概況	県1号様式 県2号様式 県3号様式 県4号様式 その2
災害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報する。	6 7 8 9	災害全般 人・建物 道路・河川 農業	県4号様式 その1 県様式 県様式 県様式
災害確定調査	被害報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。	10 11	災害全般 被害の総括	県1号様式
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。 ※ なお、これらのほかに各課署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意要する。	12 13 14 15 16 17	世帯構成員別 水道事故 学校給食用物資 町有財産（報告） 町有財産（集計） 農林関係	

* 災害の定義（被害即報基準）【資料編参照】

* 災害即報事項例示【資料編参照】

- * 被害程度の判定基準【資料編参照】
- * 被害発生即報（様式1～9号）【資料編参照】
- * 災害確定報告（様式10～17号）【資料編参照】

第5節 広報

[本部事務局、総務班、管理班、町各班、防災関係機関等]

1 広報活動の概要

町および防災関係機関は、収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて住民および報道機関等に広報する。また、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の心の安定を図る。

(1) 広報担当

町本部における広報活動は、本部事務局（報道機関との連絡調整等）、総務班（防災関係機関との連絡調整、町民に対する広報等）、管理班（災害広報資料の収集整理・提供）の緊密な連携の基に実施し、広報活動の充実を図る。

(2) 作業分担

各班	ア 刻々の情報を総務班に連絡するとともに、災害記録、写真、広報資料等を積極的に速やかに提出する。
本部事務局 総務班 管理班	イ 各班と緊密な連絡を取る。 ウ 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。 エ 町民および報道機関に対しての広報活動を行う。 オ 県、地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、または関係各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 カ 中央諸官庁に対して直接に、または関係各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項等の広報を行う。 キ 特に災害写真の撮影・収集等に努める。

(3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に町本部、県、防災関係機関等と調整・確認を行う。

(4) 広報内容

広報する内容は、被災者のニーズを十分に把握したものとする。

ア 気象予警報等の連絡を受けた場合の事項

- (ア) 気象予警報等の内容
- (イ) 雨量、水位等の状況
- (ウ) 予想される災害の種類と場所
- (エ) 災害に対する警戒の呼び掛け
- (オ) 事前避難の必要な地区、避難施設および避難方向の指示
- (カ) 避難途中の注意点
- (キ) その他、必要な情報

イ 災害発生後の事項

- (ア) 災害の種別（名称）
- (イ) 発生年月日
- (ウ) 災害発生の場所
- (エ) 被害状況、被害者の安否情報
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 災害救助法適用の有無
- (キ) 町や関係機関の防災体制
- (ク) 町や関係機関の応急・復旧対策の状況
- (ケ) 町民に対する注意・協力要請
- (コ) 高齢者等避難、避難指示
- (サ) その他、治安の状況などの必要な情報

(5) 広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に適切な表現に努める。

ア 内容は正確か？

イ 簡潔か？

ウ アクセント、めりはりはついているか？

エ 要素は抜けていないか？

オ 分りやすいか？

カ 気配りをしているか？

* 広報文例【資料編参照】

2 町民への広報

(1) 広報手段別の広報活動

ア ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

ラジオ、テレビによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため報道機関に要請する。

ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限がある。

イ 広報車等による広報

町域全般および特に災害が切迫した地域への広報には、広報車またはスピーカーを搭載した車両による広報を行う。

ただし、広報車による情報伝達は、走行速度または風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や県土木防災情報システムの雨量情報表示盤との併用等を心掛ける。

ウ 住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災組織の

リーダー等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

エ 広報紙、チラシ等の配布・掲示

自治会組織等を通じての広報紙やチラシの配布は、伝達速度が遅いので、緊急的な情報以外の広報について行う。また、町役場および公共機関等において、広報発表内容の掲示を行う。

オ 防災行政無線放送、Jアラート、インターネット、タウンメール等の活用

防災行政無線放送、Jアラート、インターネット（ホームページ）、タウンメール・エリヤメール・緊急速報メール等、多様な手段を活用して、広報活動を実施する。

(2) 避難者への広報

指定避難所等における避難者に対し、適宜災害の状況・見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

(3) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うよう、放送事業者に要請する。

(4) 町民等からの問い合わせ

電話等による町民等からの問い合わせには、丁寧に応対するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

(5) 町民の要望等の把握

災害時における町民の要望を速やかに把握することに努める。

3 報道機関への広報

(1) 基本方針

災害対策に関する情報は、各報道機関に提供する。

収集した諸情報については、入手の都度、速やかにその内容を各報道機関に提供する。

新聞、ラジオ放送等、各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等、積極的に協力する。

(2) 提供方法

報道機関に対しては、庁舎内に臨時記者会見席を設け、副本部長が災害に関する情報を発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設置し、発表内容等を掲示する。

(3) 提供先

彦根新聞記者会に所属する報道機関等、町内の主な報道機関を対象とする。

(4) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

町本部は、災害に関して次に掲げる緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を経由して（町と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）日本放送協会大津放

送局に放送を求めることができ、放送要請の理由、放送事項、希望放送日時等を明示する。

ア 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命・財産を保護するための高齢者等避難、避難指示等。

イ 災害に関する重要情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対しとるべき措置。

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等。

エ その他、町本部が特に必要と認める事項。

* 緊急警報放送の放送要請書【資料編参照】

4 防災関係機関における広報

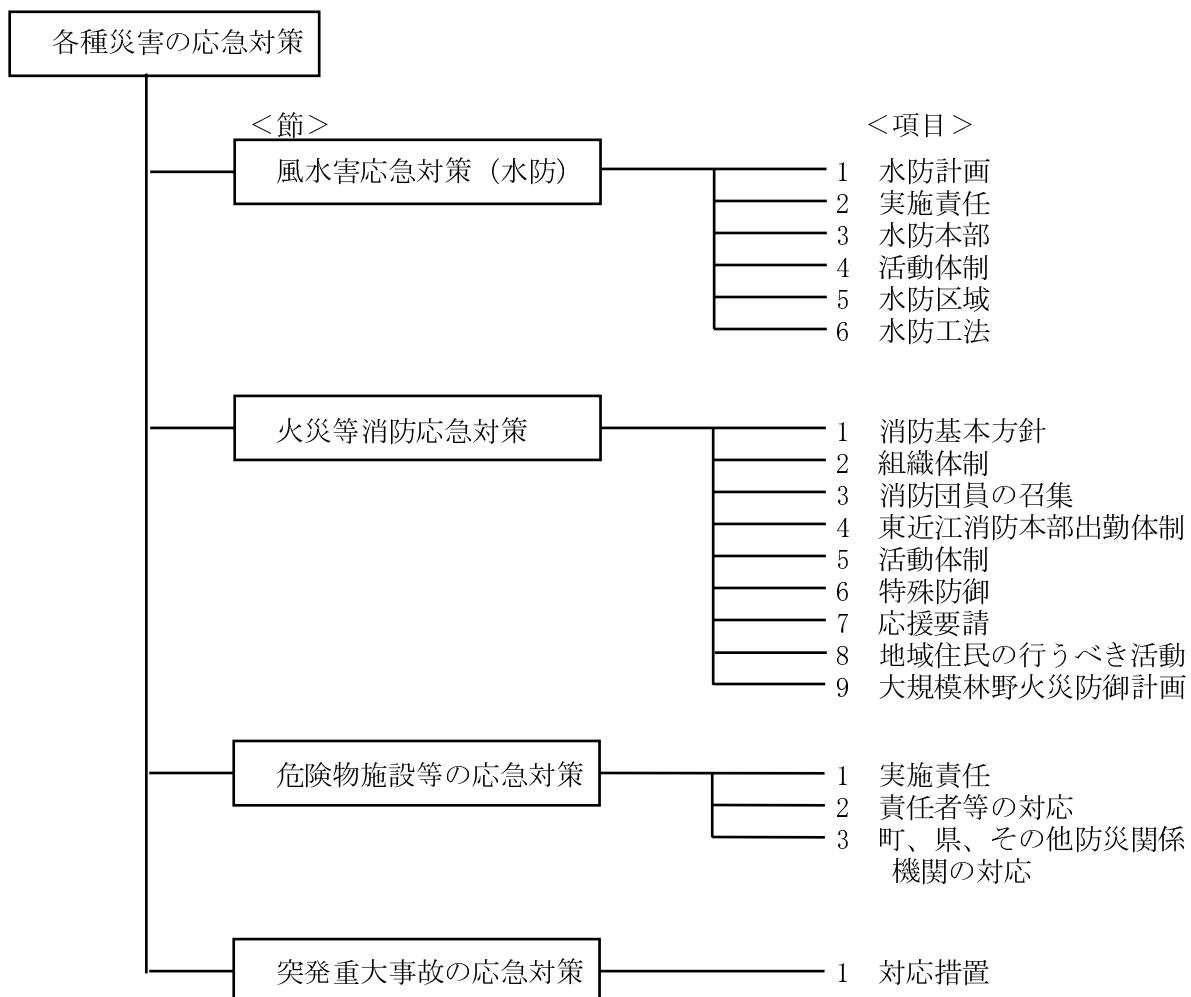
防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を町本部に通知する。

第3章 各種災害の応急対策

方針

水害、火災、危険物災害、突発重大事故等、各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じて適切な応急活動が行えるように図る。

章の体系



第1節 風水害の応急対策（水防）

[総務班、建設下水班、東近江消防本部・団]

1 水防計画

風水害の応急対策は、水防法に基づき町水防計画に別途定めるが、概要は以下のとおりである。

2 実施責任

本町では、原則として、消防職員ならびに消防団員および町職員を中心として、本町域の水防業務を行う。

3 水防本部

町は、水防管理者（町長）が必要と認め、あるいは水防法第16条による水防警報を知事より受信した場合、暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれかが愛荘町に発表された場合は、本庁舎内に町水防本部を設置するとともに、消防機関、総務班、建設下水班等を出動させ水防活動を行う。

なお、町水防本部は、町本部が設置された場合には、その組織に編入する。

4 活動体制

次の各号に定めるもののほか、町水防計画による。

(1) 非常配備の基準・体制

第3部第1章第1節「警戒体制の確立」による。

(2) 監視、警戒

第2部第2章第7節「警戒避難体制の確立」による。

(3) 水防警報および気象水位状況の観測通報連絡

第3部第2章「情報の収集・伝達」による。

5 水防区域

町水防計画による。

6 水防工法

県水防計画（資料編）および町水防計画による。

第2節 火災等の消防応急対策

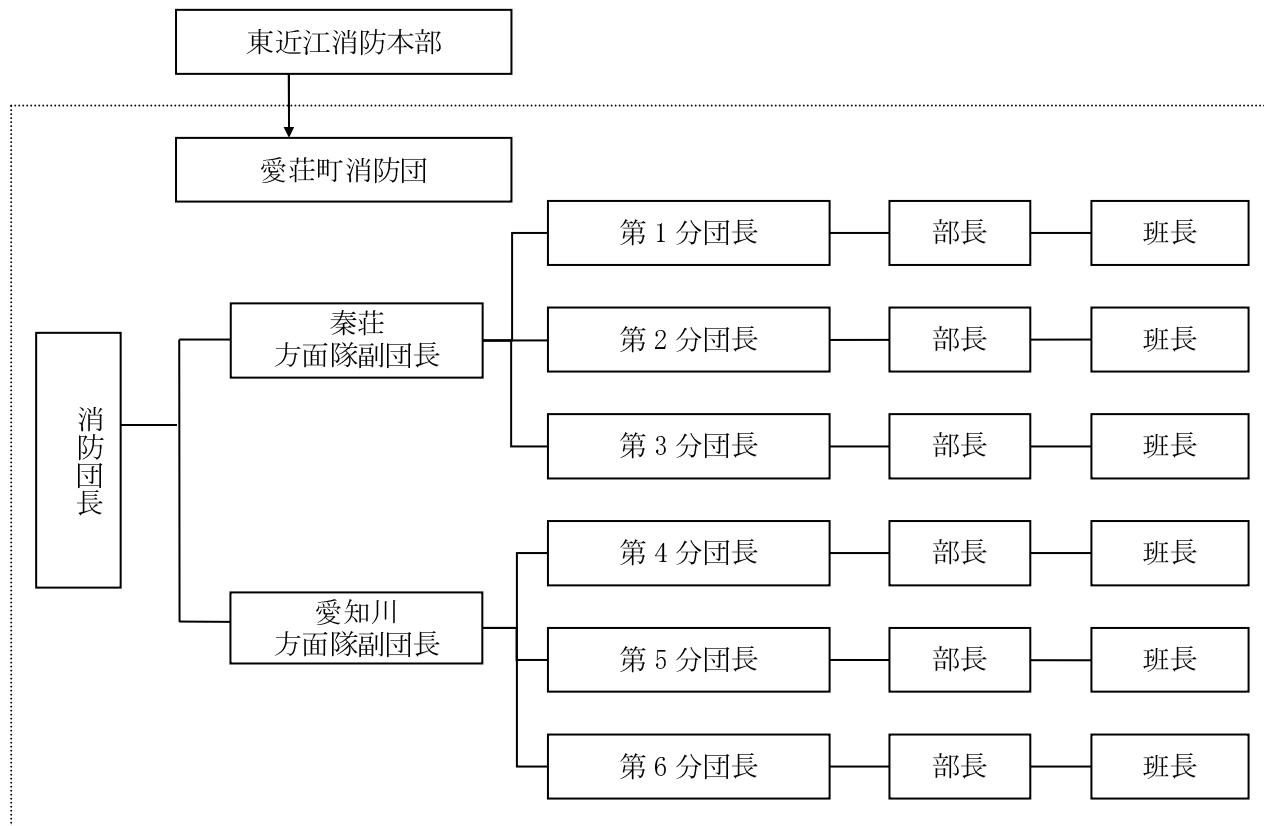
[東近江消防本部・団]

1 消防基本方針

消防機関（東近江消防本部・団）は、火災、風水害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出動、召集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

2 組織体制

本町の消防機関の組織体制は、次のとおりである。



(1) 事務分掌

ア 東近江消防本部

総務課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管守に関すること。 2 文書の審査および管理調整に関すること。 3 消防本部訓令等に関すること。 4 消防本部の企画および整備計画に関すること。 5 消防予算に関すること。 6 消防財産の維持管理に関すること。 7 補助事業（消防庁舎関係）および事務手続に関すること。 8 消防行政広報および年報に関すること。 9 東近江消防団長連絡協議会その他関係団体に関すること。 10 他の課および課内他の係に属さないこと。
	人事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事管理の調整および研究に関すること。 2 職員の任用、服務その他勤務条件に関すること。 3 職員の給与に関すること。 4 職員の分限、懲戒および表彰に関すること。 5 職員の公務災害補償に関すること。 6 職員の教養に関すること。 7 職員の貸与品に関すること。 8 職員の共済および福利厚生に関すること。 9 職員互助会に関すること。 10 職員の安全衛生に関すること。 11 職員の損害賠償に関すること。 12 消防長会に関すること。 13 音楽隊に関すること。
予防課	予防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防の施策に関すること。 2 火災予防思想の普及に関すること。 3 火災予防広報に関すること。 4 予防査察に関すること。 5 防火組織および自主防災組織の育成、指導に関すること。 6 広域の防災に関する連絡調整および広報啓発に関すること。 7 防火管理者の講習および指導に関すること。 8 文化財の防火に関すること。 9 課内他の係に属さないこと。
	指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の規則に関すること。 2 危険物施設の管理指導に関すること。 3 消防用設備等の運用に関すること。 4 火災予防条例の規制に関すること。 5 液化石油ガスその他高圧ガスに関すること。
警防課	警防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画に関すること。 2 災害の警備および防ぎよ対策に関すること。 3 消防相互応援に関すること。 4 消防装備、消防機械器具および消防資器材の整備、保全および配置に関すること。 5 補助事業（消防装備関係）に関すること。 6 警防訓練に関すること。 7 安全運転管理に関すること。

		8 消防地水利の設置促進に関すること。 9 救助の報告および統計に関すること。 10 課内他の係に属さないこと。
	調査係	1 火災の原因および損害調査に関すること。 2 火災現場の広報に関すること。 3 火災の報告および統計に関すること。 4 火災の原因の開示に関すること。
	救急係	1 救急対策に関すること。 2 救急技術の指導、訓練および教育に関すること。 3 救急機械器具の整備、保全および配置に関すること。 4 救急の報告および統計に関すること。 5 医療機関との連絡調整に関すること。 6 高速道路消防対策に関すること。
訓練センター	施設管理係	1 訓練センターに係る訓練計画および研究に関すること。 2 訓練センター使用計画に関すること。 3 訓練施設、救助機械器具等の管理に関すること。 4 その他訓練センターに関すること。
	第1部特別救助係、 第2部特別救助係	1 救助対策および救助活動に関すること。 2 救助技術等の指導に関すること。 3 救助訓練ならびに救助業務の計画および研究に関すること。
指令課	指令管理係	1 補助事業（通信機器関係）に関すること。 2 課内他の係に属さないこと。
	第1部指令管制係、 第2部指令管制係	1 指令業務の調査、研究に関すること。 2 出動指令に関すること。 3 災害通報および災害広報に関すること。 4 災害の情報収集および関係機関の情報連絡に関すること。 5 災害に関する気象の予報、情報および警報に関すること。 6 通信技術に関すること。 7 通信機器の整備、保全に関すること。 8 通信機器の調査、研修に関すること。 9 消防情報支援システムおよびネットワークの維持管理に関すること。 10 電子計算機器の整備、保全に関すること。 11 情報の管理、消防統計事務に関すること。 12 その他、指令および通信業務に関すること。

イ 愛知消防署

庶務係	1 署の庶務に関すること。 2 職員の教養に関すること。 3 消防協力団体に関すること。 4 署内他の係に属さないこと。
予防係	1 火災予防思想の普及に関すること。 2 事業所の予防査察および防火指導に関すること。 3 危険物の規制に関すること。 4 火災予防条例の規制に関すること。

	5 液化石油ガスその他高圧ガスの指導に関すること。 6 消防用設備等の検査および指導に関すること。 7 防火組織および自主防災組織の育成に関すること。 8 建築物の建築確認同意事務に関すること。
警防第1部消防救助係、警備式係、救急広報係	1 水火災その他災害の防ぎよおよび警戒に関すること。 2 救急、救助業務に関すること。 3 応急手当の普及啓発に関すること。 4 消防機械器具および通信施設の保全に関すること。 5 火災の原因および調査に関すること。 6 消防訓練に関すること。 7 消防対象物の調査に関すること。 8 消防地水利の調査に関すること。 9 防火組織および自主防災組織の指導に関すること。
警防第2部消防救助係、警備式係、救急広報係	10 自衛消防組織の育成に関すること。 11 自治会における防火安全対策および普及に関すること。 12 隊の編成に関すること。

ウ 消防団

消防団	(1) 消防車輌および資機材の保全 (2) 災害防御活動（消火、警戒、救出） (3) 広報活動（火災予防）、町内巡回 (4) 災害の情報収集 (5) 初期消火の指導 (6) 避難誘導 (7) 愛知消防署との連絡調整 (8) 関係機関との連絡調整 (9) その他、必要な事項
-----	--

(2) 愛知消防署の編成

愛知消防署	消防第1小隊、指揮隊 第1救急隊（消防隊兼務）、救助隊
愛東出張所	消防第3小隊、第2救急隊（消防隊兼務）
愛知川出張所	消防第4小隊、第3救急隊（消防隊兼務）

3 消防団員の招集

消防団長は、管内に非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合、消防団員に対して非常招集または自宅待機を発令する。

(1) 召集の区分

区分	対象	内容
1号招集	消防団員	発災地を担当する班、機関班、本部付団員
2号招集	消防団員	発災地を担当する班、機関班、本部付団員、その近隣班
3号招集	消防団員	団員の全員

(2) 発令の基準

発令の基準は、別に定めるものとする。

(3) 参集場所

ア 消防団員

本部付団員ならびに機関団員は、愛荘消防センターに参集し、その他の団員については、それぞれの班詰所へ参集する。

なお、特に指示のある場合または任務があらかじめ定められている者は、所定の場所に参集するものとする。

4 東近江消防本部出動体制

①火災第1出動	火災の覚知と同時に出動するもの
②火災第2出動	火災の通報状況または消防隊の連絡状況により必要があると認めたとき出動するもの
③火災第3出動	火災第2出動に相当する規模の火災がさらに拡大したときまたはこれらの状況を予想して出動するもの
④警戒出動	ア 覚知時において災害と判断することが困難であるとき イ 火災第1出動によらなくても対応できると認めたとき
⑤救助出動	救助活動に出動するもの
⑥救急出動	救急活動に出動するもの
⑦特命出動	災害の状況により特に指定する隊を出動させる必要があると認めたとき出動するもの

5 活動体制

(1) 通常時火災

火災第3出動までの体制で、対応可能な火災とする。

ア 防御方針

通常火災時における防御方針は、延焼阻止を第一とし、水損防止に十分考慮するとともに、人命救助に対応できる防御体制をとり、出火建物の消火に当たることを基本とする。

イ 出動

火災出動計画は、別に定めるものとする。

(2) 非常時火災

前 (1) 「通常時火災」以外の火災とする。

ア 防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに重要地区に消防力を結集し、防御に当たるものとする。

イ 現場指揮本部の設置

非常時の組織・部隊編成は、別に定めるものとする。

6 特殊防衛

(1) 狹あい地区

「道路狭あい地区警防計画」による。

(2) 特殊建物

「特殊建物警防計画」による。

(3) 林野

「林野火災防御計画」による。

7 応援要請

本町の消防力で対応が困難である場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」に基づき、県下の消防本部または県下の市町消防団に応援要請を行う。

それでもまだ応援が必要な場合は、県外の消防本部の緊急消防援助隊に応援要請を行うものとする。

(1) 方法

各協定書の定めるところによる。

(2) 情報提供

ア 災害の発生日時

イ 災害の発生場所

ウ 災害種別

エ 災害の状況（現況、拡大の予測）

オ 応援要請状況（隣接応援等）

カ 人的、物的被害の状況

キ 担当連絡責任者

ク その他、必要事項

* 滋賀県広域消防相互応援協定【資料編参照】

* 滋賀県下消防団広域相互応援協定書【資料編参照】

* 滋賀県防災ヘリコプター応援協定【資料編参照】

* 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱【資料編参照】

8 地域住民の行うべき活動

地域住民は、自らが居住する近隣地域において災害が発生した場合、地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

9 大規模林野火災防御計画

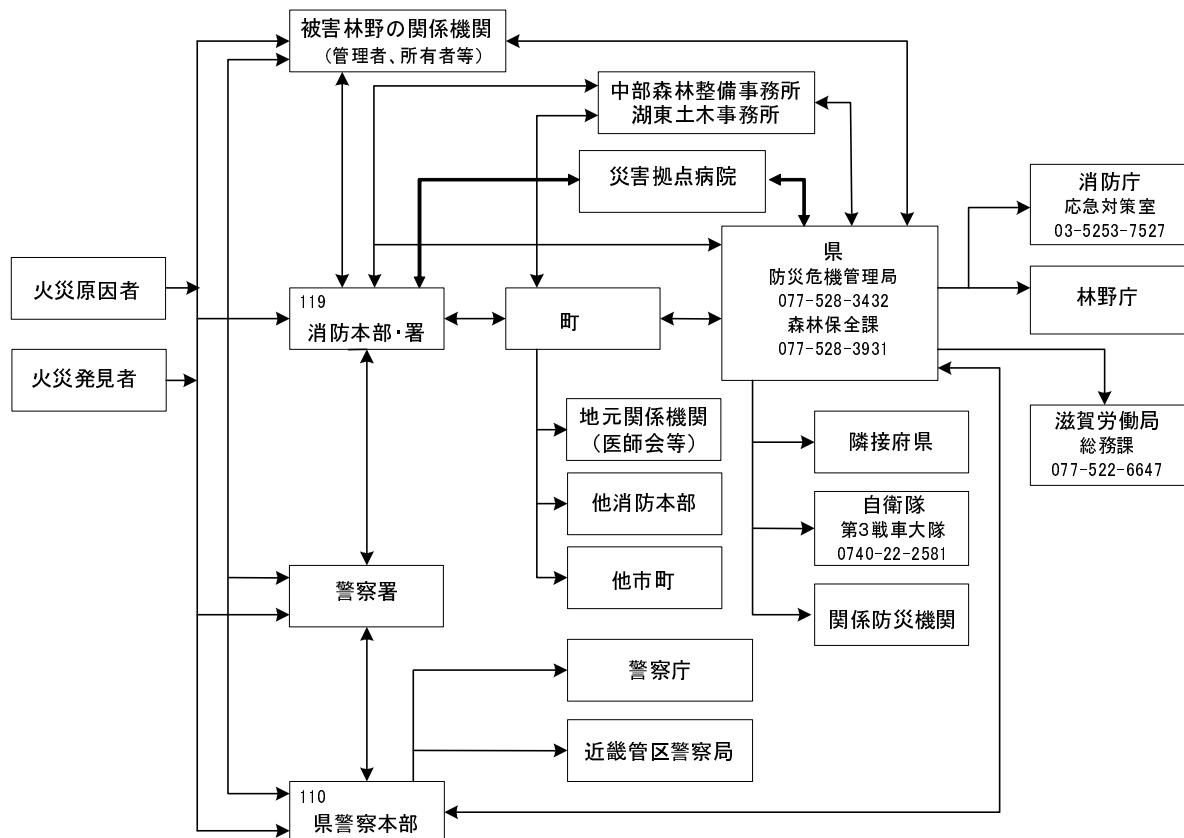
広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合は、次のように応急対策を実施する。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

火災原因者および火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに消防機関、町、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■林野火災発生時の情報連絡系統図



名称	連絡窓口	電話番号
中部森林整備事務所	—	0748-22-7718
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241

(2) 活動体制の確立

町は、広範囲にわたる林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を第3部第1章第2節「町災害対策本部（町本部）の設置」に準拠して設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

林業関係者は、町、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(3) 救助・救急活動

ア 救助活動

町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重傷度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(5) 医療救護活動

町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(6) 住民等の避難

避難の指示と避難誘導、指定避難所の設置と運営等については、第3部第6章第1節「避難収容」により行う。

(7) 災害広報の実施

住民への広報は、第3部第2章第5節「広報」により行う。

第3節 危険物施設等の応急対策

[町、県、防災関係機関、東近江消防本部・団、警察署]

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物・劇物貯蔵施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

1 実施責任

(1) 責任者

責任者とは、危険物施設等の所有者、管理者および占有者で、かつその権限を有する者を指し、災害発生施設等の当該責任者は、ただちに町、東近江消防本部（119番通報）等に通報の上、施設（事業所）等においてあらかじめ定める計画により応急対策を実施する。

(2) 町、県、その他防災関係機関

町および東近江消防本部は、責任者等から通報を受けた場合、関係機関に連絡するとともに、消防計画に基づき消火、災害の拡大防止、被災者の救出等の応急対策を実施する。

なお、町（東近江消防本部以外）、県、その他防災関係機関は、災害の規模・状況により、総合的な応急対策を実施する。

2 責任者等の対応

責任者および危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底ならびに、混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) ガス遮断等の緊急措置、爆発、誘爆の回避措置
- (6) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (7) 盜難防止措置
- (8) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (9) 防災機関による災害状況の把握と相互の活動により、付近住民、従業員への危険周知および

避難誘導

- (10) 中毒防止方法の広報活動
- (11) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業
(周辺住民の人命安全のため)
- (12) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）
- (13) 放射線量の測定
- (14) 国（文部科学省）、県、町、警察、消防機関、保健所等、関係機関への通報
- (15) その他災害の状況に応じた必要な措置

3 町、県、その他防災関係機関の対応

災害発生の通報を受けた場合、災害の規模・状況に応じて、相互連絡および協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 情報の収集・伝達

町（総務班）は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す危険物、毒物・劇物等に係る事故が発生した場合、東近江消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

ア 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物、劇物・毒物等を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物、毒物・劇物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物、毒物・劇物等の漏えい事故で、次に該当するもの

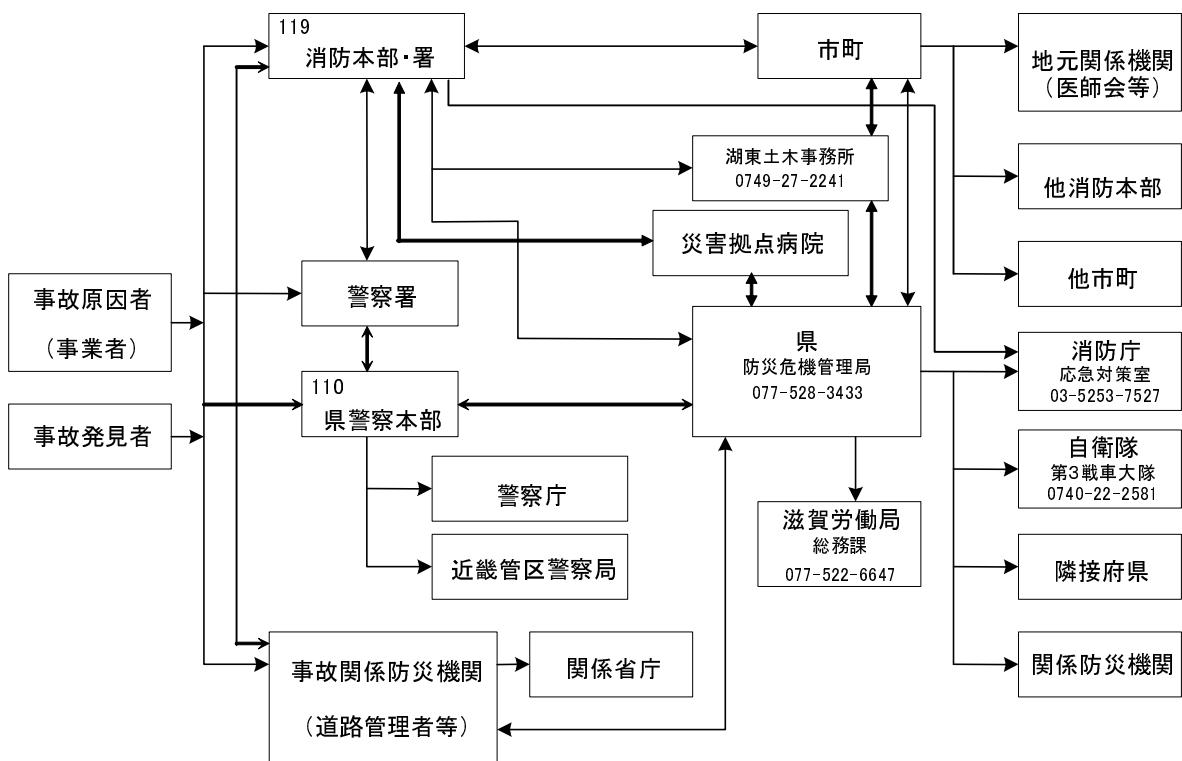
（ア）河川へ危険物、毒物・劇物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物、毒物・劇物等の漏えい等

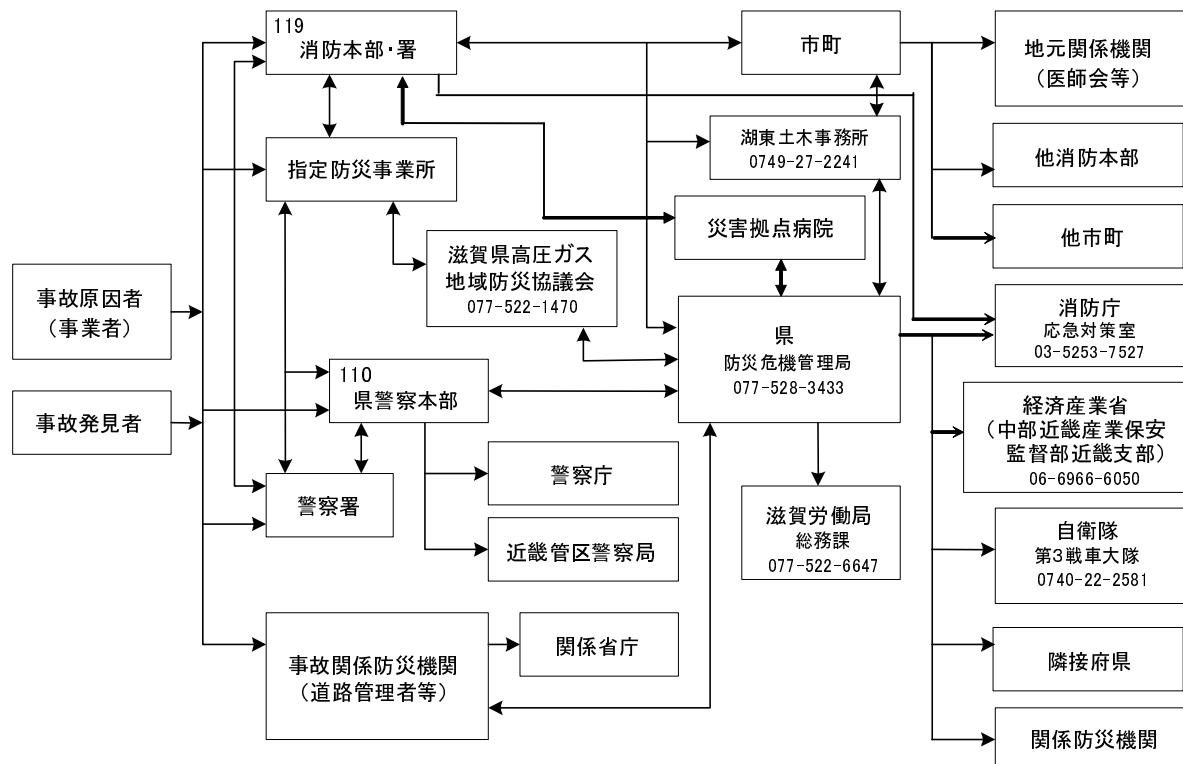
オ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

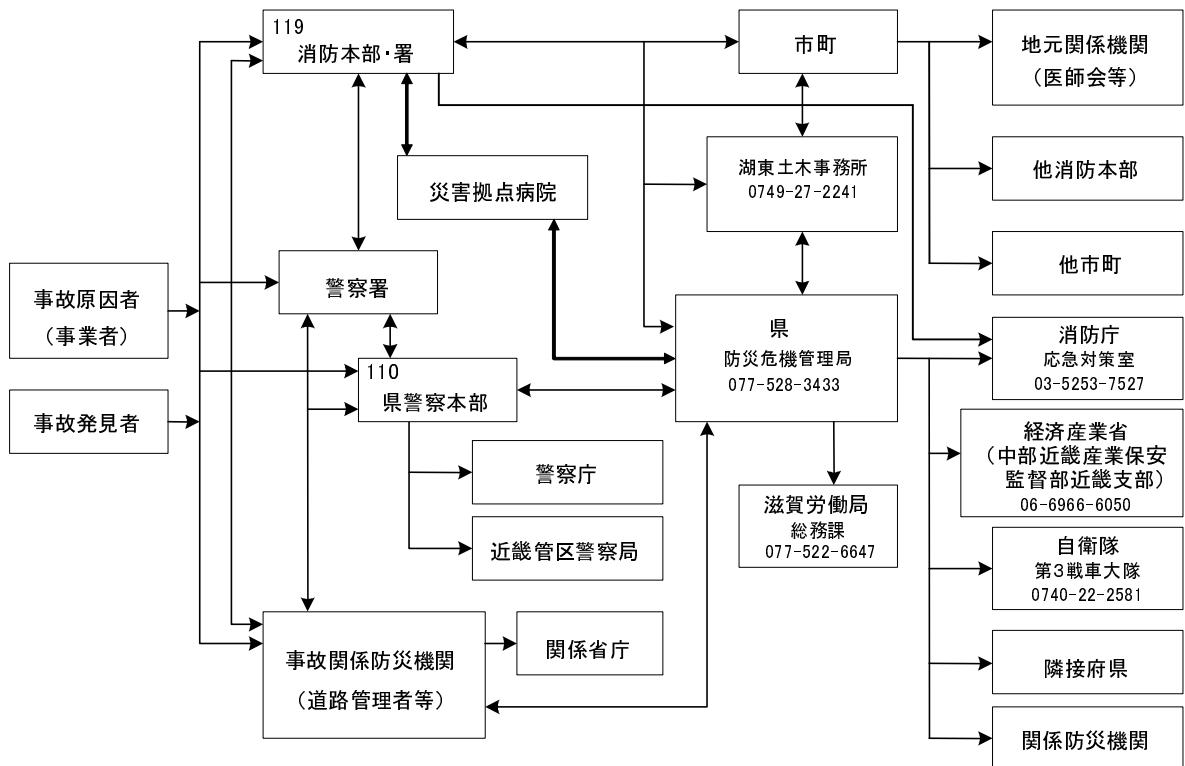
■危険物事故災害発生時の情報連絡系統図



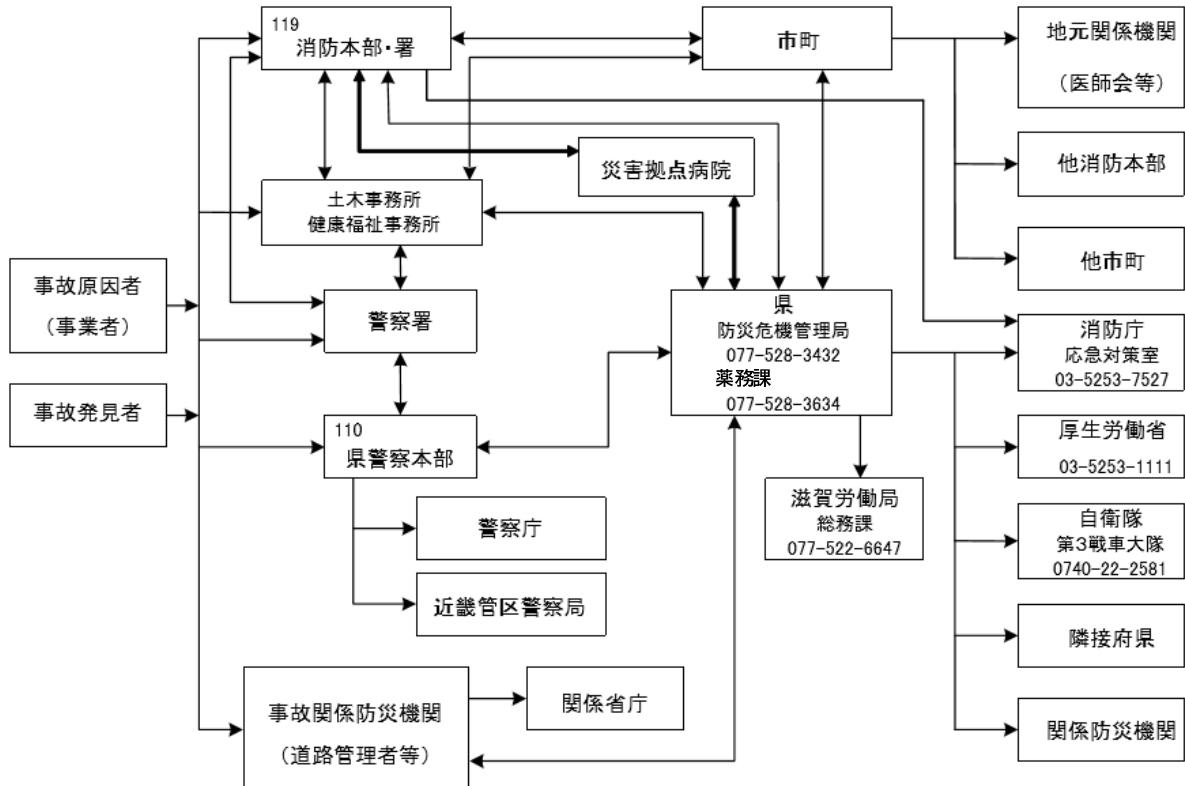
■高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図



■火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図



■毒物劇物事故災害発生時の情報連絡系統図



(2) 活動体制の確立

町は、危険物、高圧ガス、火薬類の取扱い施設における大規模な火災、爆発ならびに毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を第3部第1章第2節「町災害対策本部（町本部）の設置」に準拠して設置し、県、関係機関等と連携して火災応急対策を円滑に行う体制をとる。

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救助・救急活動

町、県、東近江消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

ア 救助活動

町および東近江消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および東近江消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消防活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、町、県、東近江消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携する。

東近江消防本部・団は、危険物火災の特性に応じて、引火性、発火性、爆発性物質の移動といった消火、防火、防爆等の消防活動を迅速に実施する。また、放射性物質に係る消防活動および救急救助については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」および「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援

等を要請する。

(5) 医療救護活動

町および県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(6) 住民等の避難

東近江消防本部・団および医療班は、第3部第6章第1節「避難収容」により、避難のための立退きの指示、指定避難所の開設・収容を行う。

なお、県は災害の状況により自衛隊出動等についての調整を行う。

(7) 災害広報の実施

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。また、住民の立入制限、退去等の措置を実施した際には地域住民に対して広報活動を行う。

(8) 避難誘導等

町は、関係機関の協力のもとに、立入り禁止区域の設定、住民の避難誘導等に努める。

(9) 交通対策

道路管理者、警察、その他関係機関は、被災地域の交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(10) 公共機関の対策

関西電力㈱、西日本電信電話㈱、その他の公共機関は、各々定める防災計画により、それぞれ応急対策を行う。

(11) 危険物等の移動・搬出

災害による被害拡大を防止するため、危険物施設の責任者および危険物等を搬出する者は、移動できるものは安全な場所に移動させるなどの措置を講ずる。

また、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部は、一般高圧ガスおよび液化石油ガスの移動の制限または一時禁止の緊急命令を行う。

第4節 突発重大事故の応急対策

[東近江消防本部、町、県、防災関係機関]

テロ、航空機事故、鉄道事故、道路事故（交通事故）、雑踏における事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な災害は、最近、大きな社会不安を招いている現状にある。これらの突発的な災害に対して、防災関係機関は緊密かつ有機的な連携協力のもとに、本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

1 対応措置

（1）通報、情報の収集・伝達

町内において突発重大事故を発見した者は、直ちに町、東近江警察署（110番通報）または東近江消防本部（119番通報）に通報する。

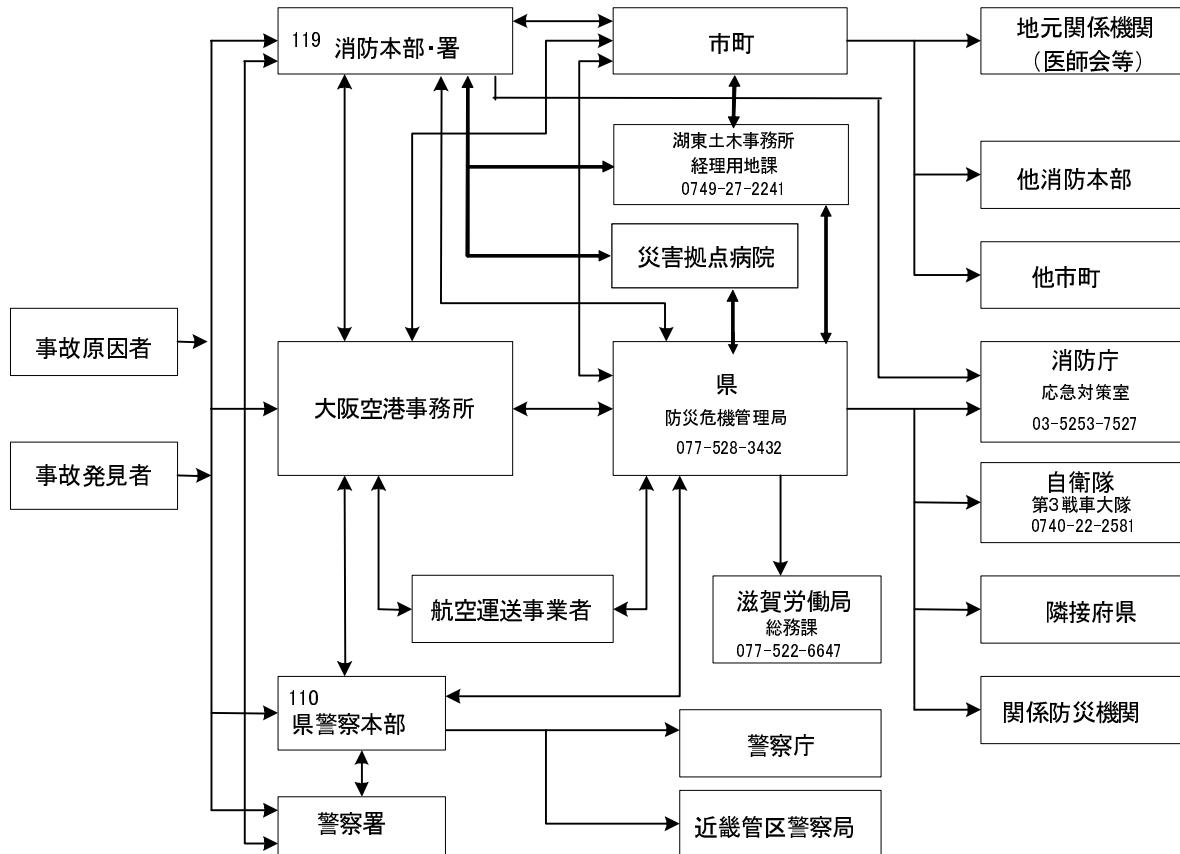
通報先	専用電話	加入電話
町役場	—	0749-42-4111（本庁舎） 0749-37-2051（秦荘支所）
東近江警察署	110	0748-24-0110
東近江消防本部	119	0748-22-7600

町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

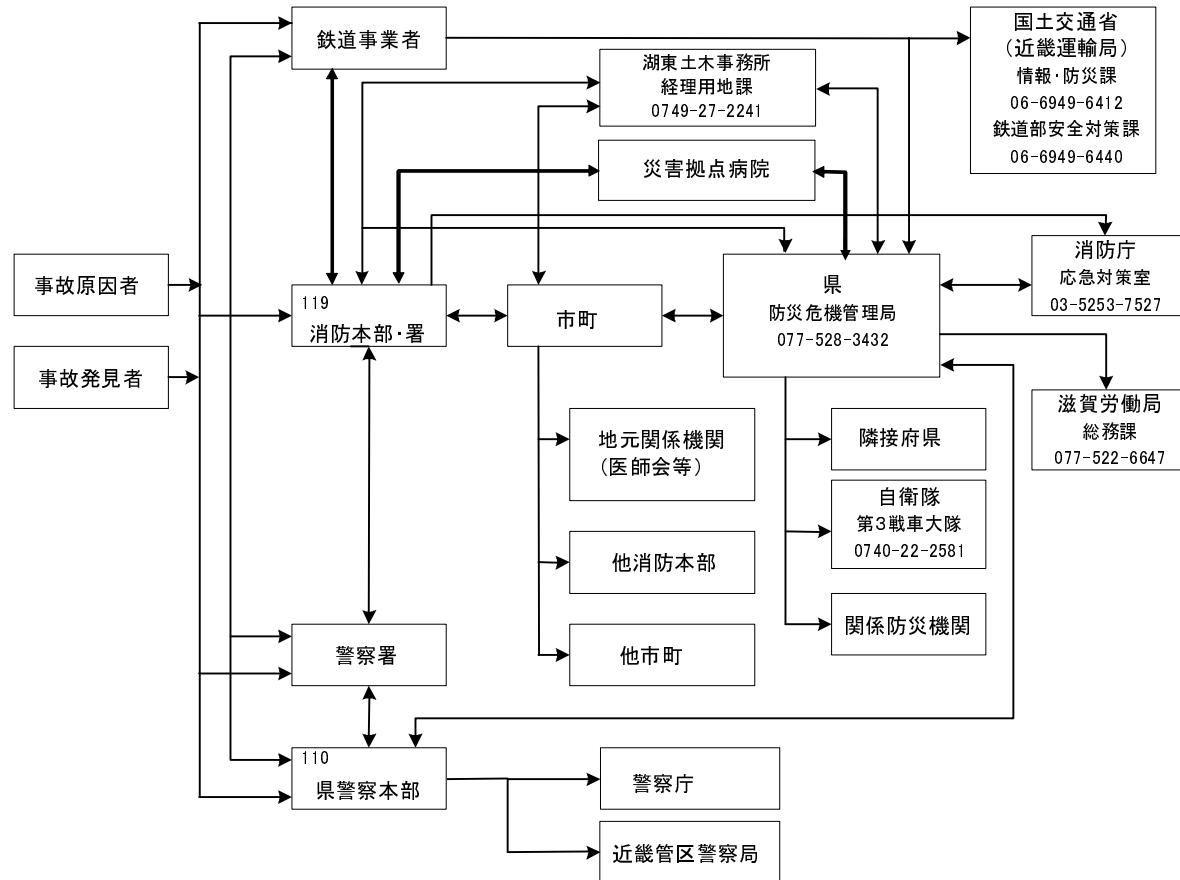
なお、死者および負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるものについては、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、消防機関は第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故
- エ 映画館、駅構内等不特定多数の物が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの

■航空機災害発生時の情報連絡系統図



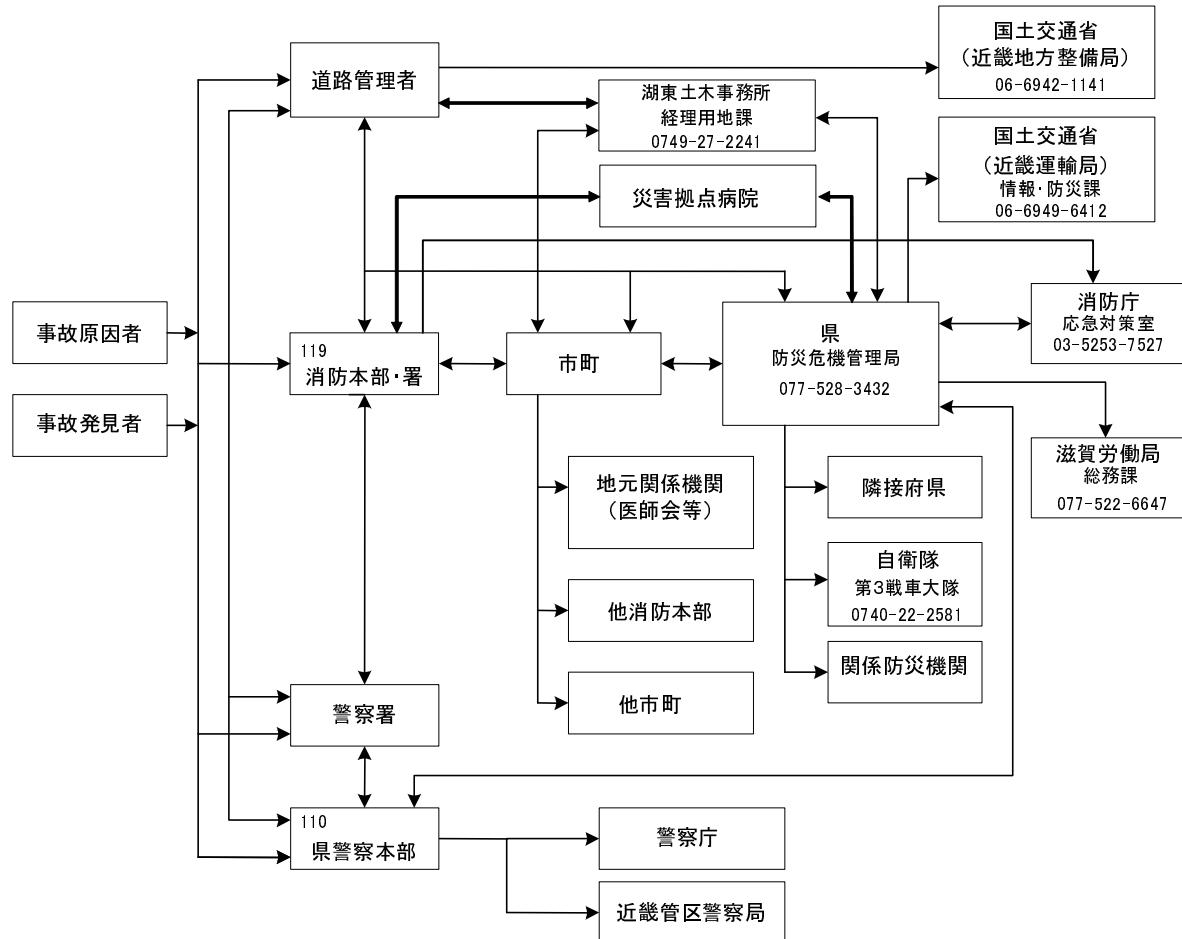
■鉄道事故発生時の情報連絡系統図



鉄道事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
東海旅客鉄道(株)関西支社	管理部総務課	大阪市淀川区宮原1-1-1	06-7668-0613
近江鉄道(株)	総務課	彦根市駅東町15番1	0749-22-3301

■道路災害発生時の情報連絡系統図



道路管理者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
中日本高速道路(株) 名古屋支社	企画統括チーム	名古屋市中区錦2-18-19	052-222-1181
中日本高速道路(株) 彦根保全サービスセンター		彦根市原町714-1	0749-22-1941

(2) 事故対策本部の設置

町は、航空機事故、鉄道事故、道路事故(交通事故)等の突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(3) 救助・救急活動

町および東近江消防本部、県、警察、関係事業者等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

ア 救助活動

町および東近江消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および東近江消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重傷度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 医療救護活動

町および県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(5) 住民等の避難

避難の勧誘・指示と避難誘導、指定避難所の設置と運営等については、第3部第6章第1節「避難収容」により行う。

(6) 災害広報の実施

住民等への広報は、第3部第2章第5節「広報」により行う。

(7) 救助物資の輸送

福祉班、県および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、被災者に必要な物資をすみやかに確保し、搬送する。

(8) 応急復旧用資機材の確保

町、県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(9) 交通対策

防災関係機関および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(10) 事故処理

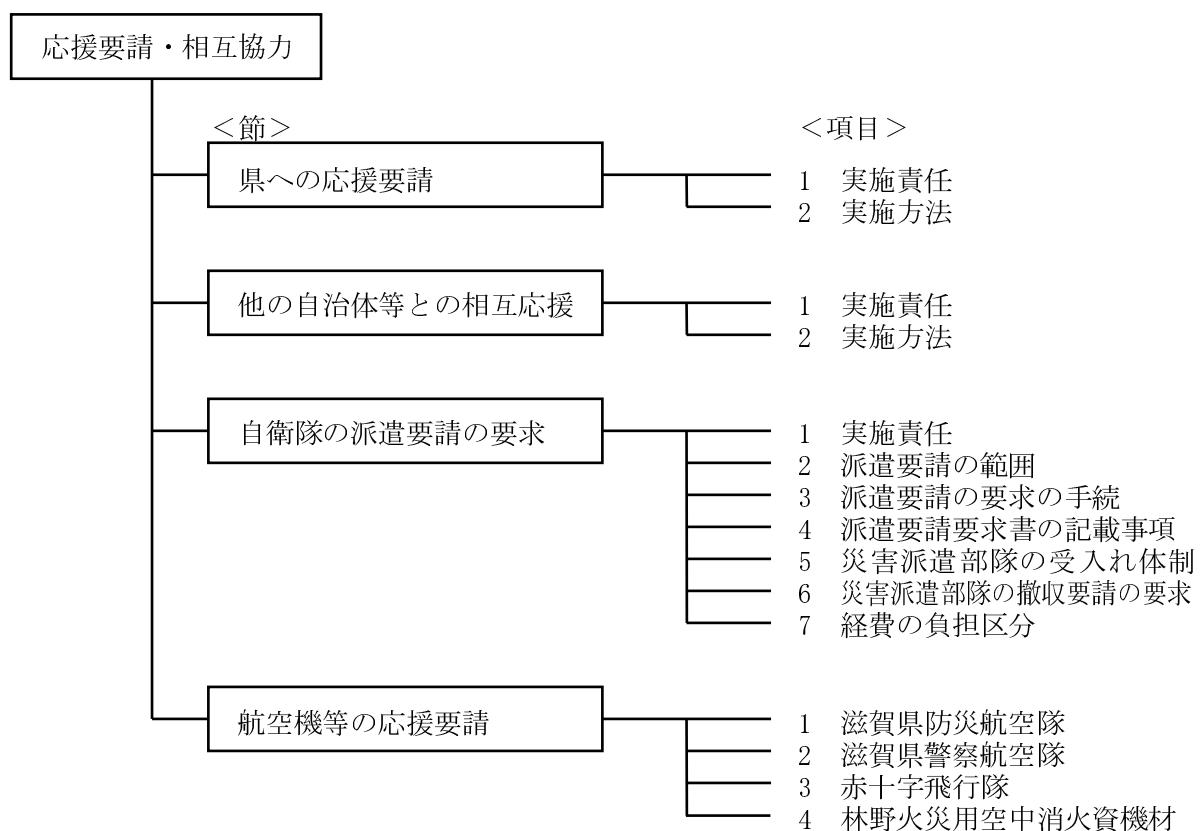
当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第4章 応援要請・相互協力

方針

大規模な災害が発生し、町内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町村、自衛隊およびその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、町本部としてあらかじめ必要事項を明確にした上で、応援要請の手続を行う。

章の体系



第1節 県への応援要請

[本部事務局、総務班]

1 実施責任

本部事務局および総務班は、町各班と連絡調整をとり、県地方本部を通じて県への応援要請を行う。

2 実施方法

(1) 県への応援要請

県に応急措置等を要請する場合は、県地方本部に対してとりあえず無線または電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (ア) 災害の状況および応援を要請する理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する人員
- (エ) 応援を希望する物資、資材、器具等の品名・数量
- (オ) 応援を必要とする場所
- (カ) 応援を必要とする期間
- (キ) 応援を必要とする活動内容
- (ク) その他、必要事項

(2) 他市町、指定地方公共機関等への応援の斡旋要請

県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、前(1)の号に準じた文書をもって要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、第3部第4章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

第2節 他の自治体等との相互応援

[本部事務局、総務班、防災関係機関]

1 実施責任

本部事務局および総務班は、他市町、指定地方公共機関等との相互応援、相互協力の連絡調整を行う。

2 実施方法

町本部で、災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、東近江消防本部管内（2市3町）における協定、および栃木県那阿川町との姉妹都市協定に基づき職員の派遣を要請する。

他市町または指定地方公共機関の長に対して、応援要請または応援の斡旋を行う場合は、地理的要件等の事情を考慮し、文書をもって要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をするいとまがないときは、電話等迅速な方法によって要請する。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

火災時の相互応援は、第3部第3章第2節「火災等の消防応急対策」による。

（1）広域的な応援体制

大規模災害の発生時には、町単独では対応しきれない可能性があるため、町は、近隣市町間での相互応援協定を締結するよう努める。また、近隣市町の同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を進めてゆく。

また、応援職員に対する対応として、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などを確保するよう努める。

（2）公共的団体との協力体制

協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合に、町、その他関係機関に連絡すること
- イ 災害時に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること
- ウ 災害時における広報・広聴活動に協力すること
- エ 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること
- オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること
- カ 避難誘導、指定避難所内被災者の救助業務に協力すること
- キ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- ク 被害状況の調査に協力すること
- ケ 被災区域内の秩序維持に協力すること
- コ 災証明書交付事務に協力すること

サ その他の災害応急対策業務に関すること

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会および歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年団、女性会等をいう。

(3) 地域住民の協力

被災地の地域住民は、町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

ア 防災機関への協力

イ 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）

ウ 出火防止および初期消火

エ 初期救急救助

オ 要配慮者の保護

カ 家庭における水、食料等の備蓄

(4) ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらのボランティア活動が円滑に実施されるために町本部は、滋賀県社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講ずる。

詳細については、第3部第11章「要員の確保」に規定する。

(5) 民間企業・団体と等の協力

町本部ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する町内外の民間企業・団体等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請の要求

[総務班、県]

1 実施責任

総務班は、町本部長の指示により、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が町単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要または効果的であると認める場合、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難者の救助

避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）

(3) 遭難者等の捜索・救助

行方不明者、負傷者等の捜索・救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合は、他の救助作業等に優先して実施する。）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう造り、積込みおよび運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、消防用資機材による消防機関への協力（薬剤等については町が準備）

(6) 道路または水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等

(7) 応急医療、救護および防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等は町が準備）

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

(9) 人員および物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

(10) 炊飯および給水支援

被災者への炊飯、給水支援（飯米、水等については町が準備）

(11) 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による。

(12) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物の能力可能な範囲での保安措置および除去

(13) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

3 派遣要請の要求の手続

(1) 通常の場合（県を通じた要請）

町本部（総務班）は、滋賀県防災危機管理局に、次に定める「自衛隊派遣要請要求書」を3部提出する。ただし、事態が緊迫し、正式手続を進めているいとまがないときは、電話等、迅速な方法によって防災危機管理局に要請の要求をする。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

(2) 非常の場合（直接の通知）

通信途絶等の理由により、知事に対し派遣要請の要求ができない場合は、直接次の部隊等に対し、「知事への要求ができないこと」、「当該派遣要請が求められる災害の状況」を通報し、事後、速やかに所定前（1）の手続を行う。

部隊名（駐屯地名）	連絡責任者	電話番号
陸上自衛隊第3戦車大隊 (今津駐屯地)	第3係	NTT: 0740-22-2581 (内線: 235・236・237) 防災無線: 171-0 INS: 0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話: 090-4030-1119

(3) 自衛隊の自発的出動

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待つては、時機を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知がなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することができる。

ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について事後速やかに知事（県防災危機管理局）に連絡するものとする。

4 派遣要請要求書の記載事項

知事に対して自衛隊災害派遣を要請する場合、次の手続きを行う。

ア 要求先 防災危機管理局
イ 文書提出部数 3部
ウ 記載事項
(ア) 災害の状況および派遣要請を要求する理由
(イ) 派遣を希望する期間
(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容
(エ) 受入れ場所等
(オ) その他参考となるべき事項
(ア)～(ウ)；必須事項

5 災害派遣部隊の受入れ体制

町本部は、次の要領により、自衛隊の受入措置を行う。

(1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、町長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

ア 町庁舎内での自衛隊用本部事務室

イ 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地（住民の避難場所となる場所を除いて選定しておく））

ウ 臨時ヘリポートの確保

少なくとも各市町に1か所は複数機が発着できる空地を確保しておく。

(2) 災害発生時の準備

町本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

(3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(4) 作業計画および資材等の準備

町本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に關係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

- ア 作業箇所および作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
- オ 合同本部現地会議の開催方法（現地本部が担当する）

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

町本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする（総務班を連絡交渉窓口とする）。

6 災害派遣部隊の撤収要請の要求

町本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請の要求を行う。

7 経費の負担区分

町は、原則として自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (3) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

第4節 航空機等の応援要請

[町、総務班、東近江警察署、防災関係機関]

1 滋賀県防災航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」に定めるところにより応援を要請する。

2 滋賀県警察航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、県、警察を経由し滋賀県警察本部機動警察隊（航空隊）の派遣を要請する。

3 赤十字飛行隊

（1）活動内容

- ア 航空機を利用しての災害救援活動および救護活動
- イ 救急患者および特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品および血液等の航空輸送
- エ その他、日本赤十字社からの要請および隊長が設置目的を達成するために必要と認める活動

（2）要請方法

総務班は、県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社滋賀県支部長に出動を要請する。緊急避難、人命救助等、事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 目的（任務）

イ 日時

ウ 場所

（3）赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL 03-3438-1311
日本赤十字社 滋賀県支部（大津）	TEL 077-522-6758

4 林野火災用空中消火資機材

総務班は、林野火災発生のため空中消火資機材が必要となった場合、「滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」に基づき、資機材の借受申請を行う。

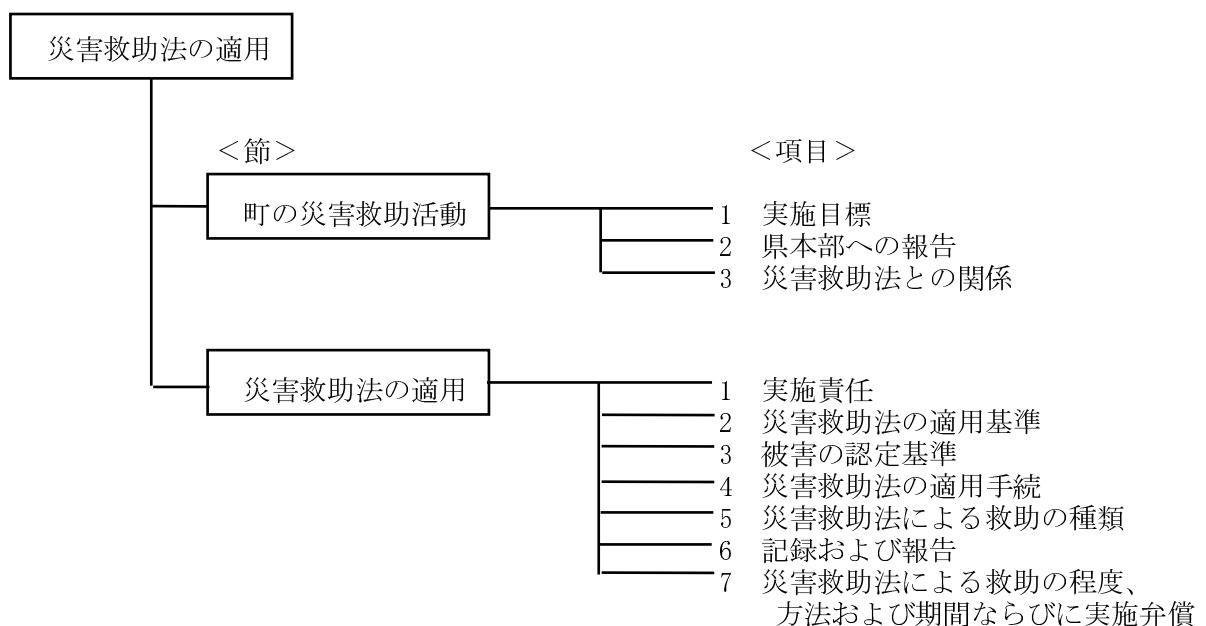
- * 林野火災対策用空中消火資機材借受申請書（様式1号）【資料編参照】
- * 林野火災対策用空中消火資機材貸付決定通知書（様式2号）【資料編参照】
- * 林野火災対策用空中消火資機材使用報告書（様式3号）【資料編参照】

第5章 災害救助法の適用

方針

災害に際して、町本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。同法の適用を受けた場合、国の機関として県本部が行う救助のうち、町本部に委任された事項については、町本部がこれを実施し、より災者の保護と秩序の安定を図る。

章の体系



第1節 町の災害救助活動

[町、福祉班]

1 実施目標

町本部は、災害に際し、災害救助活動を実施し、町民の生命および財産の安全とり災者の応急的保護および社会秩序の安定を図る。

2 県本部への報告

福祉班は、被災者の救出、指定避難所の開設および炊き出し、あるいは医療・助産等の応急救助活動を実施し、または実施しようとするときは、県本部に報告・連絡する。

ただし、救助活動の実施に当たって県本部に連絡し、その指示を得るいとまのないときは、事後にその結果を報告する。

3 災害救助法との関係

- (1) 町域に災害救助法が適用された場合、町本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
- (2) 町域に災害救助法が適用された場合、町本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれに当たる。
- (3) 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては町単独の救助として処理する。

第2節 災害救助法の適用

[県、町、福祉班]

1 実施責任

県本部長は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、町本部長は、事態が急迫し、県本部長による救助活動を待つ余裕のない場合は、県本部長に代わって救助活動を実施する。また、町本部長は、県本部長の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急対策活動を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第1条に基づく本町における具体的運用基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本町の区域内で 50 世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、本町域内の 25 世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合、または災害が隔絶した地域で発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命もしくは身体上に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(例)

- ア 交通事故により、多数の者が危険状態となる場合
- イ 豪雪により、多数の者が危険状態となる場合
- ウ 山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

- (5) 県計画に定める救助の程度・方法および期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県本部長に申請する。

3 被害の認定基準

- (1) 住家の滅失等の認定

* 被害程度の判定基準【資料編参照】

- (2) 住家の滅失等の算定

- ア 全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。
- イ 住家が半壊または半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

4 災害救助法の適用手続

(1) 通常の場合

町本部長は、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、ただちに次の事項を県本部長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時および場所
- イ 災害の要因
- ウ 被害の状況
- エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

(2) 緊急の場合

町本部長は、災害の事態が急進して、県本部長による救助活動の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助活動に着手するとともに、その状況を速やかに県本部長に報告し、その後の処置に関して県本部長の指揮を受ける。

5 災害救助法による救助の種類

(1) 救助の種類

町本部において実施する災害救助法による救助の種類は、おおむね次のとおりである。

救助の種類

救助の種類	実施期間	実施の区分
指定避難所（福祉避難所を含む）の設置	7日以内	町本部
応急仮設住宅の建設	着工 20日以内	対象者、敷地の選定＝町本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町本部
飲料水の供給	7日以内	町本部
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝町本部
医療および助産	医療14日以内 助産 7日以内	医療班出動要請＝県本部 その他＝町本部
被災者の救出	3日以内	町本部
被災した住宅の応急修理	1箇月以内	対象者選定＝町本部 修理＝県本部
学用品の給与	教科書 1箇月以内 文房具 15日以内	調査、報告、割当配分＝町本部
埋葬	10日以内	町本部
遺体の処理・捜索	10日以内	町本部
災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	町本部

(2) 町本部長への事前委任

次の事項は、あらかじめ県本部長から町本部長に委任されており、救助活動の実施責任者は町本部長である。

- ア 炊き出し、その他による食品の給与および飲料水の供給
- イ 被災者の救出
- ウ 学用品の給与
- エ 遺体の埋火葬
- オ 災害によって、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- カ 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与

6 記録および報告

総務班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、毎日記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部（健康福祉政策班）に報告する。

* 救助日報【資料編参照】

7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償

災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度については、資料編に示すとおりである。同法に基づく救助活動に当たっては、これらの基準に配慮して実施する。

* 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について【資料編参照】

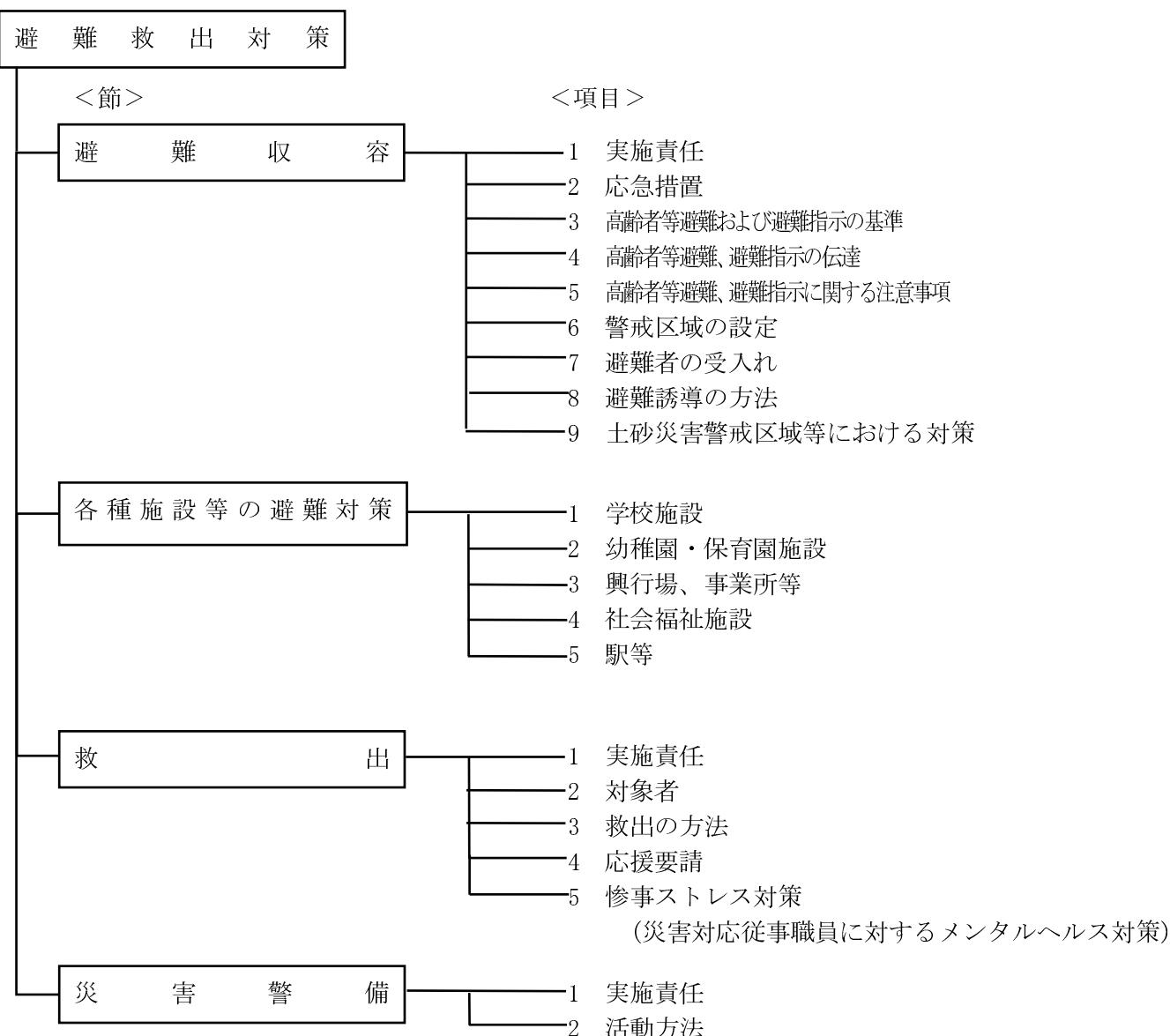
第6章 避難救出対策

方針

町本部は、災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、災害による人的被害を軽減するため、警察、その他関係機関と協力し、住民に対して避難指示、避難誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、被災者の救出や災害警備等に努める。

なお、その際には高齢者、障がい者、幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者に十分配慮する。

章の体系



第1節 避難収容

[総務班、東近江消防本部・団、警察署、各施設管理者、防災関係機関]

1 実施責任

総務班は、災害に際し、消防機関、警察および関係機関と連携のもと、町本部長の指示（命令）に基づき、住民の生命の安全を図るため、避難誘導を実施する。

各施設管理者は、町本部長の指示や協力要請を受け、避難場所の開放・開設に当たるとともに、収容体制を整え人心の安定に努める。

2 応急措置

(1) 事前避難（高齢者等避難の発令を含む）

暴風、洪水、雪崩等の災害が発生するおそれがあるときは、危険区域内の要配慮者等（社会福祉施設を含む）に対して、安全な場所に事前避難するよう勧告する。

また、町は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底し、災害時の積極的な自主避難体制を指導しておく。特に浸水想定区域の指定された区域については、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を定めた洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布を通じて周知を図る。また、土砂災害（特別）警戒区域の指定された区域については、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた、土砂災害ハザードマップを各戸に配付するなどの必要な措置を講ずる。

さらに洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした町の洪水等避難計画を作成する。

(2) 緊急避難

予期せぬ事態により、著しく危険が切迫したと認められるときは、避難の指示をするとともに、近隣の安全な避難場所に住民を避難させる。

(3) 収容避難

状況に応じて安全な施設を指定避難所として開設し、事前に避難した者および一時的に緊急避難した者を、指定避難所に収容保護する。また、災害のため現に住居に被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

3 高齢者等避難および避難指示の基準

(1) 高齢者等避難および避難指示の実施責任者、措置は、次のとおりである。

高齢者等避難、避難指示 の実施責任者・措置

事項区分	実施責任者	措置	実施の時期
高齢者等避難	町長 (防災基本計画および内閣府「集中豪雨時等における情報伝達および高齢者等の避難支援に関する検討会資料」等)	要配慮者等(社会福祉施設を含む)に対する立退き勧告、立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難指示	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きおよび 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退きの指示 警告 避難等の措置	町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について 必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
知事による避難指示等の代行 (災害対策基本法第60条第6項)	知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。		

※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

(上流域も含めた気象状況予測等を勘案して決定すること)

区分 事項	水害	土砂災害
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 各河川における水位観測所において、水位が避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 1.75m 宇曽川：上枝水位観測所 2.90m 各河川における水位観測所において、水位がはん濫注意水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 1.50m 宇曽川：上枝水位観測所 2.20m <ul style="list-style-type: none"> ア 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 愛知川（上流）：御河辺橋水位観測所 宇曽川（上流）：春日橋水位観測所 イ 各河川の流域雨量指數の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ウ 水位観測所地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が120mm以上または時間雨量が40mm以上となる場合） 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 愛荘町に大雨警報（土砂災害に関するもの）が発表され、かつ、滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【警戒（赤）】と判定されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 各河川における水位観測所において、水位がはん濫危険水位に到達し、さらに上昇するおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 2.30m 宇曽川：上枝水位観測所 3.60m 各河川における水位観測所の水位が避難指示水位に達した場合 愛知川：御幸橋水位観測所 2.85m 宇曽川：上枝水位観測所 3.80m 各河川における水位観測所において、水位が避難判断水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【危険（紫）】と判定されたとき 土砂災害警戒区域にて、前兆現象の発見があったとき（湧水、地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面にばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）

	<p>愛知川：御幸橋水位観測所 1.75m 宇曽川：上枝水位観測所 2.90m</p> <p>ア 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 愛知川（上流）：御河辺水位観測所 宇曽川（上流）：春日橋水位観測所</p> <p>イ 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>ウ 水位観測所地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が120mm以上または時間雨量が40mm以上となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知川の御幸橋水位観測所の水位が計画高水位である3.95mに到達するおそれが高い場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊や越水、溢水が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【災害切迫（黒）】と判定されたとき ・土砂災害警戒区域にて前兆現象の発見があったとき（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等）

- (2) 避難指示は、法令により県本部長または県本部長の委任を受けた県の職員および警察官、自衛官等にもあり、町本部長の行う避難指示およびその伝達については、現場における関係者と協議し、意見調整を図った上で実施する。
- (3) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

4 高齢者等避難、避難指示の伝達

(1) 伝達方法

高齢者等避難、避難指示は、状況に応じておおむね次の方法によるほか、第3部第2章第5節「広報」による。なお、避難指示等の伝達文については、危険の切迫性・地域の特性等に応じて文案の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

* 広報文例【資料編参照】

高齢者等避難、避難指示の方法

	伝達内容	伝達手段
事前避難 む 高齢者等避難含	ア 事前避難すべき理由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項等	ア 広報車 イ 口頭伝達
緊急避難	ア 緊急避難すべき理由 イ 避難先 ウ 避難経路 エ その他注意事項等	ア 広報車 イ 口頭伝達 ウ 警鐘乱打 エ サイレン吹鳴
収容避難	ア 一時避難場所から移動する理由 イ 移動方法 ウ 移動先（収容施設） エ その他注意事項等	ア 口頭伝達

(注 1) 高齢者等避難の提供、避難指示を発令したとき、あるいは自主避難が行われたことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

(注 2) サイレン吹鳴



(2) 関係機関への報告

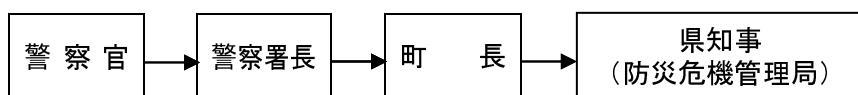
避難指示等を行った際は、概ね次により必要な事項を関係機関へ報告する。

ア 町長の措置（原則県防災情報システムで報告を行う）



イ 警察官の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



ウ 自衛官の措置



(3)

町長が知事に対して避難指示について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

ア 洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局または湖東土木事務所

イ 土砂災害関係

土木交通部砂防課または湖東土木事務所

(4) 住民への周知

県本部および町本部は、自ら避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対し周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等の避難行動に時間をする者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人も立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」 ^{※1} への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」 ^{※2} を行う。 ○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災

区分	発令時の状況	住民に求める行動
	○災害が発生し、残留者がいる場合	害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」 ^{※1} への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」 ^{※2} を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(5) 水害時の措置

県本部および町本部は、水害が発生するおそれがあるときに高齢者等避難および避難指示を発令した場合には、このことを上下流の隣接市町に情報提供する。

5 高齢者等避難、避難指示に関する注意事項

避難指示に当たっては、次の事項に注意する。

(1) 避難者への周知事項

ア 避難に際し、火気、危険物等の後始末および戸締りを完全にする。

イ 家屋の補強および家財の整理をする。会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ 携行品は、避難に支障をきたさないよう、現金、貴重品、常備薬以外は、日用品、身の回り品を最小限にする。

状況に応じ、避難者に2食程度の食料、水、手ぬぐい、チリ紙、照明具および最小限の着替えを携行させる。

エ なるべく氏名票を携行させる。

オ 隣人（家）への伝達

(2) 避難者の確認・救出

避難指示を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに町職員および関係者、警察官、消防団員等による巡回を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認および救出に努める。また、避難指示に従わない者については外が危険な場合、屋内の高いところに緊急に避難するよう呼びかける。

町は、警察署、東近江消防本部、民生委員・児童委員、地元住民等の協力を得て、「避難行動要支援対象者名簿」等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時避難場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の基準

町本部等は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合、人命および身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止・退去を命ずることができる。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めること。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	町長等、警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を目的的に実施する。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条
県知事による応急措置の代行		町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

（注）警察官は消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは、警戒区域を設定できる。

（2）設定方法

警戒区域の設定については、警察、東近江消防本部等関係機関と調整を図った上で設定し、警戒区域を設定した場合は、縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

7 避難者の受入れ

（1）指定緊急避難場所の開放および指定避難所の開設

ア 指定緊急避難場所の開放

町本部は、避難指示を行った場合または自主避難が行われたときは、直ちに関係する指定緊急避難場所に連絡するとともに、担当職員を派遣し、施設を避難者に開放する。

なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、診療所、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等、指定緊急避難場所以外の施設の活用も考慮に入れ、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮および避難支援者への負担軽減を進める。

イ 避難所の開設

町本部は、災害により住民を避難収容させる必要が生じた場合、災害の種類や気象状況を考慮して適切な指定避難所を選定する。原則として、災害の状況に応じて指定緊急避難場所の中から直近の適切な施設を選定する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡するとともに、施設およ

び収容者の安全管理のために担当職員を派遣し、指定避難所の開設および被災者の収容を行う。

* 避難施設【資料編参照】

ウ 連絡担当

総務班は、校長、各関係施設管理者、警備保障会社等へ連絡する。

以下、指定避難所に関して記載するが、指定緊急避難場所もそれに準じる扱いとする。

エ 応援要請

町本部は、災害時に予定した指定避難所が使用できなくなるなど、町において適切な避難所を開設することができないとき、隣接町の施設を利用し、他市町において開設するところが適当な場合は、県地方本部に対して要請する。ただし、事態が急迫し、いとまのないときは、隣接市町に直接要請し、その応援を得て開設する。

(2) 指定避難所開設の報告

町本部は、指定避難所を開設したときは、県本部および所轄の警察に対して次の事項を通報する。

なお、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

ア 発令日時（避難開始日時）

イ 解除日時（避難終了日時）

ウ 避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、解除）

エ 避難対象地域

オ 避難先施設名

カ 避難先住所

キ 救護所設置の有無

ク 避難対象世帯

ケ 避難世帯

コ 避難人数

サ その他参考となる事項

(3) 指定避難所の管理運営

避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。

ア 避難対象地域からの避難者のか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、町本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の指定避難所へ移送する手続きを行う。

イ 施設の職員、消防団、警察、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。

- ウ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救助活動等を説明し、収容者の安心感の確保に努める。
- エ 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。
- オ 指定避難所の運営および連絡調整にあたるために派遣された職員は、被災者のニーズの把握・調整を行う。なお、町は「町防災計画」に具体的な内容を記載し、担当部署をあらかじめ定めておく。
- カ 町本部は、指定避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置をとる。
- キ 指定避難所の運営にあたっては、次の項目の実施に努めることで被災者の健康維持を図るとともに、運営に女性の参画を推進することで男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- (ア) 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設の設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (イ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (ウ) 被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が互いに助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (エ) 必要に応じ、自動車やテントで避難生活をする被災者のためのスペースの確保に努める。
- (オ) 家庭動物同伴者については、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保や、家庭動物同伴者のための避難所として、既存施設を利用することを検討する。なお、指定避難所内における家庭動物の飼育については、飼育ルールの明確化と、飼育者への周知徹底を図るとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (カ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(キ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

ク 指定避難所の運営における要配慮者への配慮

- (ア) 担当職員、介護職員、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施
- (イ) 避難者の障がいや身体の状況に応じて、指定避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
- (ウ) 避難者の障がいや身体の状況に応じて、保健師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく
- (エ) 高齢者、障がい者、食物アレルギー児童、乳幼児等に配慮した食料および生活必需品等（介護用品・育児用品等）の支給
- (オ) 日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、通訳や通訳ボランティアの派遣等を本部に要請する。

ケ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(4) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、町本部に対し一定時間ごとに次の事項を報告する。

また、在宅避難者（指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者）についても状況を把握する。

- * 避難所収容者名簿（様式1号）【資料編参照】
- * 避難所開設日誌（様式2号）【資料編参照】
- * 避難所物品出納簿（様式3号）【資料編参照】
- * り災者救助明細書（様式4号）【資料編参照】

(5) 学校施設に避難収容者を受入れたときの対策

ア 臨時応急避難の場合

学校長は、町本部の指示によりできる限りの協力をを行う。

イ 長期にわたる場合および全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、町本部は学校長等と協議し、必要な措置をとる。

(6) 指定避難所の開設期間

災害救助法による指定避難所の開設の期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、町本部長は県本部長の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

(7) 指定避難所の閉鎖

ア 町本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ 避難所責任者は、町本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ 町本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については、避難所規模を縮小して存続させるなどの措置をとる。

(8) 指定避難所外避難者への配慮・支援

町内会・自治会や自主防災組織、関係機関等と協力して、グラウンドや公園等で自動車やテントで避難生活をする被災者（避難所外避難者）の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、生活支援情報等の提供、エコノミークラス症候群等の予防、指定避難所等への移動等、必要な支援に努める。

8 避難誘導の方法

(1) 実施責任

総務班は、消防職員、警察官等と連携して避難誘導を行い、各地区ごとに責任者および誘導員を定め、特に安全と統制を図り実施する。なお、誘導に当たっては、関係自治会長および自主防災組織等とも連絡を取り、協力を求める。

(2) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては、自治会単位または避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

(4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに安全で適切な施設を指定し、速やかに住民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

ア 指定避難所が開設されている場合は、近隣の指定避難所へ

イ 指定避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ

ウ その他、状況に応じて安全な場所へ

(5) 実施時の留意点

ア 避難誘導のため関係職員等を配置する。

イ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。

ウ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。

エ 避難先が遠い場合等には、車両により移送を行う。

(6) 避難経路の選定

- ア 最も安全な避難経路を指示する。
- イ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- エ 緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒步用に区分して選定する。
- オ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導索を設置する。
- カ 道路上の障害物件を除去する。

(7) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(8) 報告、記録

避難誘導の状況を町本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

9 土砂災害警戒区域等における対策

県は、継続的な大雨等により土砂災害発生の危険性が高まった際には、彦根地方気象台と共に「土砂災害警戒情報」を発表する。

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所およびその周辺の住民等に対し警戒避難情報の確実な伝達に努める。

(1) 実施責任

- ア 町は、土砂災害等の危険区域で災害のおそれがあると判断される場合、関係区域の住民に対し、立ち退き、またはその準備を行うよう指示する。
- イ 消防職団員は、主として避難誘導および救助を行う。

(2) 対象地域

- * 土石流危険渓流【資料編参照】
- * 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】
- * 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】

(3) 災害応急対策

過去の災害事例等から、停電、機器の故障等による最悪条件下においても次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 渓流の流水が急激に濁り出した場合、流木等が混じりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）
- エ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ 渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合、その兆候が出始めた場合

なお、県と彦根地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を作成し発表された場合、町は、必

要に応じて、警戒避難基準を、原則として雨量により危険箇所毎に設定するものとする。

(4) 自主防災組織の結成

町は、災害情報の収集および伝達、災害に関する予警報の発令および伝達、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう関係住民の協力を得て、当該危険箇所毎に自主防災組織を設けるものとする。

第2節 各種施設等の避難対策

[各施設管理者、総務班、建設下水道班、東近江消防本部・団]

1 学校施設

(1) 避難誘導

ア 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速確実に校内または校外の安全な避難場所に誘導する。

(2) 避難指示の周知・連絡

ア 学校長は、職員および児童・生徒に対する避難の指示を、サイレンまたは拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。

イ 学校長は、児童・生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会、警察、消防署等にその旨連絡する。

(3) 移送方法

ア 教職員は引率責任者として、児童・生徒を町または字別に班編成し、できるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

イ 危険な橋等、新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

ウ 引率責任者は、拡声器を所持する。

エ 感電、水没等の事故防止に努める。

オ 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

2 幼稚園・保育園施設

幼稚園長および保育園長は、前記1「学校施設」に準じて避難対策を実施する。

3 興行場、事業所等

(1) 避難誘導

興行場、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

管理者は施設内等に安全な避難場所がない場合には、ただちに町長、警察署長に連絡し、その指示に従って指定避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には町等の応援を得て誘導を行う。

(2) 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合には、町本部等の車両の応援を得て移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

4 社会福祉施設

(1) 避難誘導

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(2) 搬送方法

社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるとときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察の協力のもとに、入所者の障害や健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保して、搬送を行う。

5 駅等

(1) 避難誘導

ア 駅長または旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な避難場所に誘導する。

イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに町本部、警察に連絡し、その指示に従って指定避難所に誘導する。

ウ 駅等においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅等で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

エ 駅等の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

(2) 移送方法

駅長等は、災害の状況により、乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、町本部等の車両の応援を得て移送を行う。

第3節 救出

[町、県、総務班、東近江消防本部・団、警察署、防災関係機関]

1 実施責任

町本部は、県地方本部や消防機関、警察署等、関係機関と協力して、災害により生命の危険にさらされている者、または災害により生死不明の状態にある者の救出にあたる。

2 対象者

被災者の救出は、災害の原因・種別、住家の被害等に関係なく、次のような救出を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 水害の際、流出家屋とともに流された場合
- (3) 危険な孤立した地点に取り残された場合

3 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等の条件によってそれが異なるが、作業は消防団員、その他本部職員、応援者等によるものとし、必要に応じて建設業者等により機械器具を借り上げ、実情に即した方法により速やかに行う。

4 応援要請

町本部のみで救出作業ができないとき、または機械器具の借入れができないときは、警察に応援を要請するほか、緊急消防援助隊、消防相互応援隊の出動を要請する。さらに応援が必要な場合は、県地方本部に連絡し、自衛隊の派遣を要請する。

5 惨事ストレス対策（災害対応従事職員に対するメンタルヘルス対策）

惨事ストレスとは、大規模な災害や事故現場における悲惨な光景の目撃や、職責を果たせなかつたという思いが引き起こす心的ストレス反応のことである。症状として、不眠や放心状態、現場の光景が突然よみがえるフラッシュバックがあげられる。これらの症状が1カ月以上続くと、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を発症するとされる。

町は、職員の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第4節 災害警備

[東近江警察署]

1 実施責任

東近江警察署は、防災関係機関と緊密に連携して災害警備対策を推進し、風水害等が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に当たる。

2 活動方法

(1) 災害発生時における警察活動

- ア 情報の収集・伝達
- イ 救出救助活動
- ウ 避難誘導
- エ 遺体の検視および調査等
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 地域安全活動等社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達活動
- コ 報道対策
- サ 情報管理に関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス ボランティア活動等の受入れ

(2) 警備体制

ア 警備体制

暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害が発生した場合または県内および近隣府県の気象状態から災害が発生するおそれが大きいと認められる場合に発令する。

イ 非常体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に相当な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令する。

ウ 緊急体制

大雨、暴風等の特別警報が発表された場合、その他台風、大雨、暴風、洪水等により県下に大規模な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令する。

第7章 医療救護対策

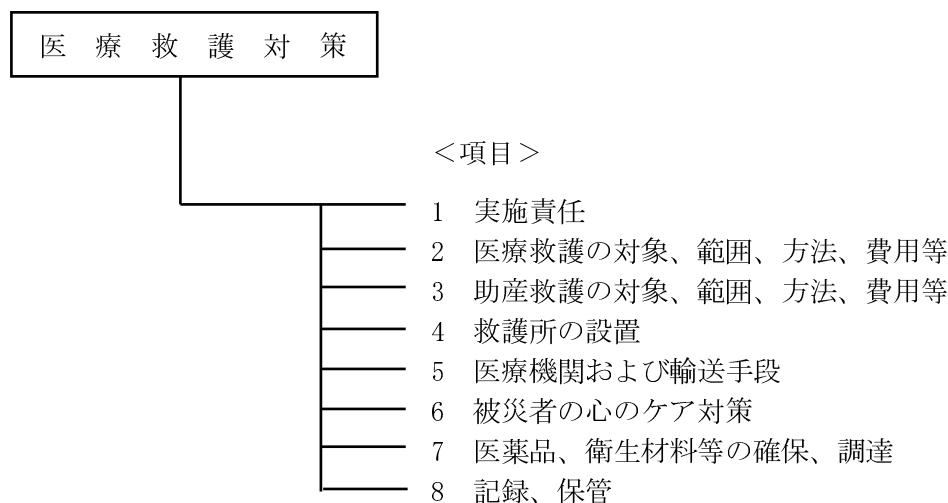
[住民班、福祉班、東近江消防本部、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県歯科医師会]

方針

町本部は、災害のため医療機構が混乱し、住民が医療、救護、助産の途を失った場合、県本部ならびに医療機関、医療関係団体が行うフェーズ（局面）ごとの医療・救護活動に連携・協力するとともに、関係機関の協力を得て応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する。

第1フェーズ (発生から3時間以内)	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請災害現場の医療情報の収集と報告
第2フェーズ (3日以内)	災害派遣医療チーム（DMAT）の活動 負傷者のトリアージ、応急処置、搬送（特に24時間以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間）
第3フェーズ (4日から2週間)	医療救護班、こころのケアチームの派遣 地方本部の活動
第4フェーズ (2週間～2か月程度)	防疫および保健活動

章の体系



1 実施責任

(1) 災害救助法が適用されない災害または同法が適用されるまでの場合

住民班、福祉班は、町独自の応急対策として医療救護活動を実施する。ただし、町本部のみで実施が困難と認めるときは、県地方本部、県本部、日本赤十字社、その他最寄りの医療機関等に応援を要請する。（赤十字飛行隊の出動要請については第3部第4章第4節「航空機等の応援要請」による。）

(2) 災害救助法が適用された場合

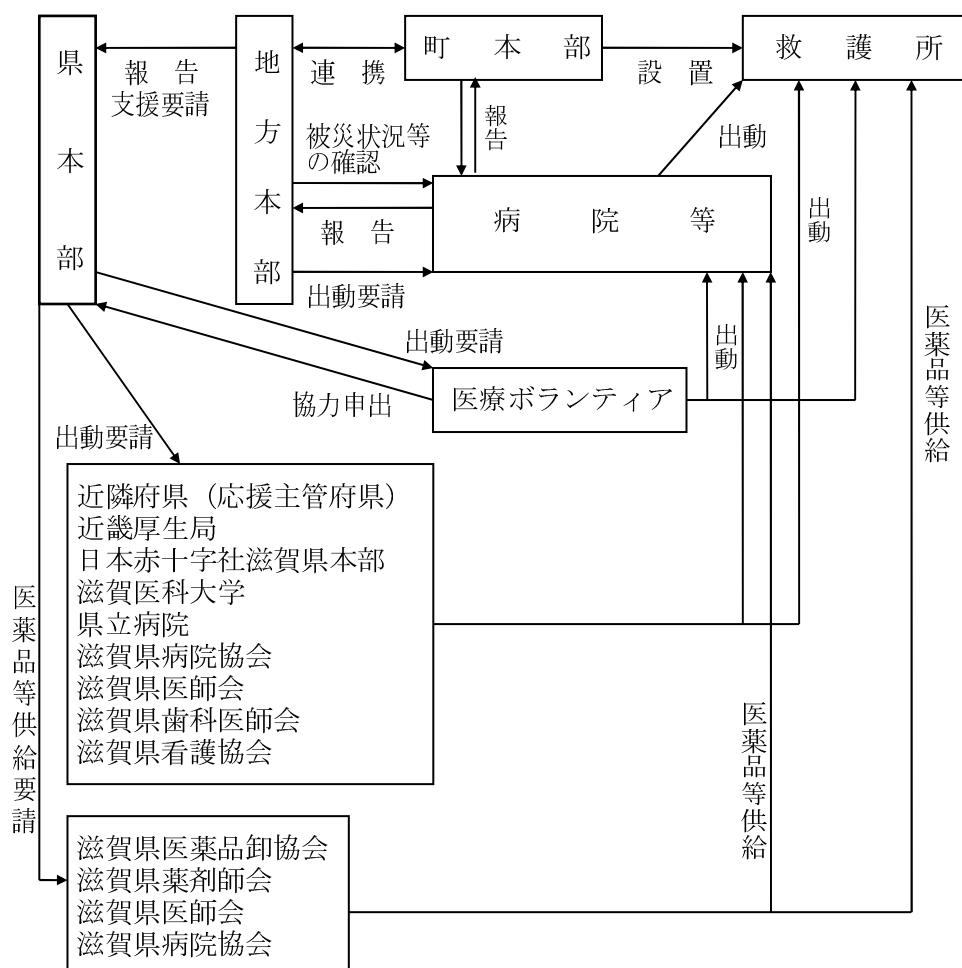
日本赤十字社滋賀県支部長は、県知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき医療救護活動を実施し、町本部は日本赤町分区として活動する。

(3) 彦根医師会の協力

福祉班は、彦根医師会に連絡し、同医師会の協力を要請し、救護組織を編成するよう努める。

(4) 連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって町本部があたるものとする。



(5) 保健衛生活動における連携体制

町は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備および保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

2 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 範囲（応急的なもの）

ア 診療・トリアージ

イ 薬剤または治療材料の支給

ウ 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置

エ 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定

オ 看護

カ 遺体の検案と検死に伴う協力

キ 遺体の処理（縫合等）

(3) 医療の方法

ア 救護組織による医療

（ア）災害救助法に基づく医療は、原則として救護組織が行う。

（イ）町本部は、状況に応じて必要な救護組織を順次現地に派遣する。

（ウ）救護組織の編成は、医師、看護師、事務担当者で必要最小限を基準とする。なお、救護組織長は、医師があたる。

（エ）救護所の設置

イ 委託医療機関等による医療

救護組織による救護ができない者または救護組織による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内のすべての病院および診療所における入院治療施設において救護を行う。

この場合、委託医療機関は原則として、町長の発行する医療券、または救護組織長（医師）の発行する入院指示書により救護を行う。

(4) 医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

ア 救護組織による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具破損等の実費

イ 委託医療機関等による医療

社会保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(5) 医療救護活動の期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。

3 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の7日以内に分娩し、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前および分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

ア 救護組織による助産

(ア) 災害救助法による助産は原則として、産科医を構成員とする救護組織が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

(イ) 救護組織の編成派遣・構成および救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

救護組織等による救護ができない者または救護組織等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院および診療所において救護を行う。

この場合において、委託助産機関は原則として、町本部長の発行する助産券または救護組織長（医師）の発行する入院指示書により救護を行う。

(4) 助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

ア 救護組織による場合

使用した衛生材料の実費

イ 委託助産等による場合

使用した衛生材料および処置に要した実費

ウ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

(5) 助産救護活動の期間

分娩した日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長が可能である。

4 救護所の設置

(1) 実施責任および連絡担当

救護組織は、救護所を設置するとともに、その旨を町本部に連絡する。

(2) 設置場所

次の場所に設置する。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所
- イ 災害救助法適用区域内の病院および診療所の外来診療施設
- ウ 災害現場

(3) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

(4) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

5 医療機関および輸送手段

本町における医療機関は次のとおりであり、救護所で適切な治療ができない場合等は、これらの医療機関および湖東圏域の災害拠点病院に指定されている彦根市立病院に、救急車等適切な手段により搬送し、治療する。

町内医療機関

施設名	専門科名	住所	連絡先
北村医院	内科、小児科	蚊野1732	37-2008
中川クリニック	外科、整形外科、皮膚科、内科、循環器科、小児科、リハビリテーション科	沓掛382	42-2225
石川医院	内科、小児科、婦人科・産科（出産不可）	蚊野1882	37-2007
野口小児科	小児科、内科	沓掛388	42-3050
世一クリニック	内科、精神科、心療内科、神経内科	中宿31-3	42-7506
上林医院	内科、小児科	目加田882	37-2003
矢部医院	内科、呼吸器科、消化器科、小児科、循環器科	愛知川1332-1	42-2167
成宮クリニック	内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、産科（出産不可）、リハビリテーション科	市917-7	42-2620

東近江消防本部における救急隊の状況

所属等	小隊名	所在地	電話番号
近江八幡消防署	第1救急隊、第2救急隊	近江八幡市小船木町819	0748-33-5119
竜王出張所	第3救急隊	竜王町山之上5895	0748-57-0119
八日市消防署	第1救急隊	東近江市東今崎町5-33	0748-22-7610
永源寺出張所	第2救急隊	東近江市政所町1723	0748-29-0111
日野消防署	第1救急隊	日野町大谷970	0748-52-0119
能登川消防署	第1救急隊	東近江市能登川町1711	0748-42-0119

所属等	小隊名	所在地	電話番号
愛知消防署	第1救急隊	東近江市小八木町16	45-4119
	第2救急隊	東近江市妹町29	46-0119
	第3救急隊	愛荘町愛知川36-1	49-4599

6 被災者の心のケア対策

町は、県に対して、災害による被災者のストレスケア等のため、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（こころのケアチーム）の編成および協力を求めるものとする。こころのケアチームが行う業務範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の心理的影響についての情報の収集
- イ 心のケアを必要とする人へのケアの提供
- ウ その他、地元地域の要請に応じた支援

7 医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療および助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料および医療器具等は、救護組織の手持品を使用する。ただし、手持品がなく、または不足したときは、医療関係機関より調達するが、確保が不可能または困難な場合は、県地方本部に報告し、援助を要請する。

8 記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

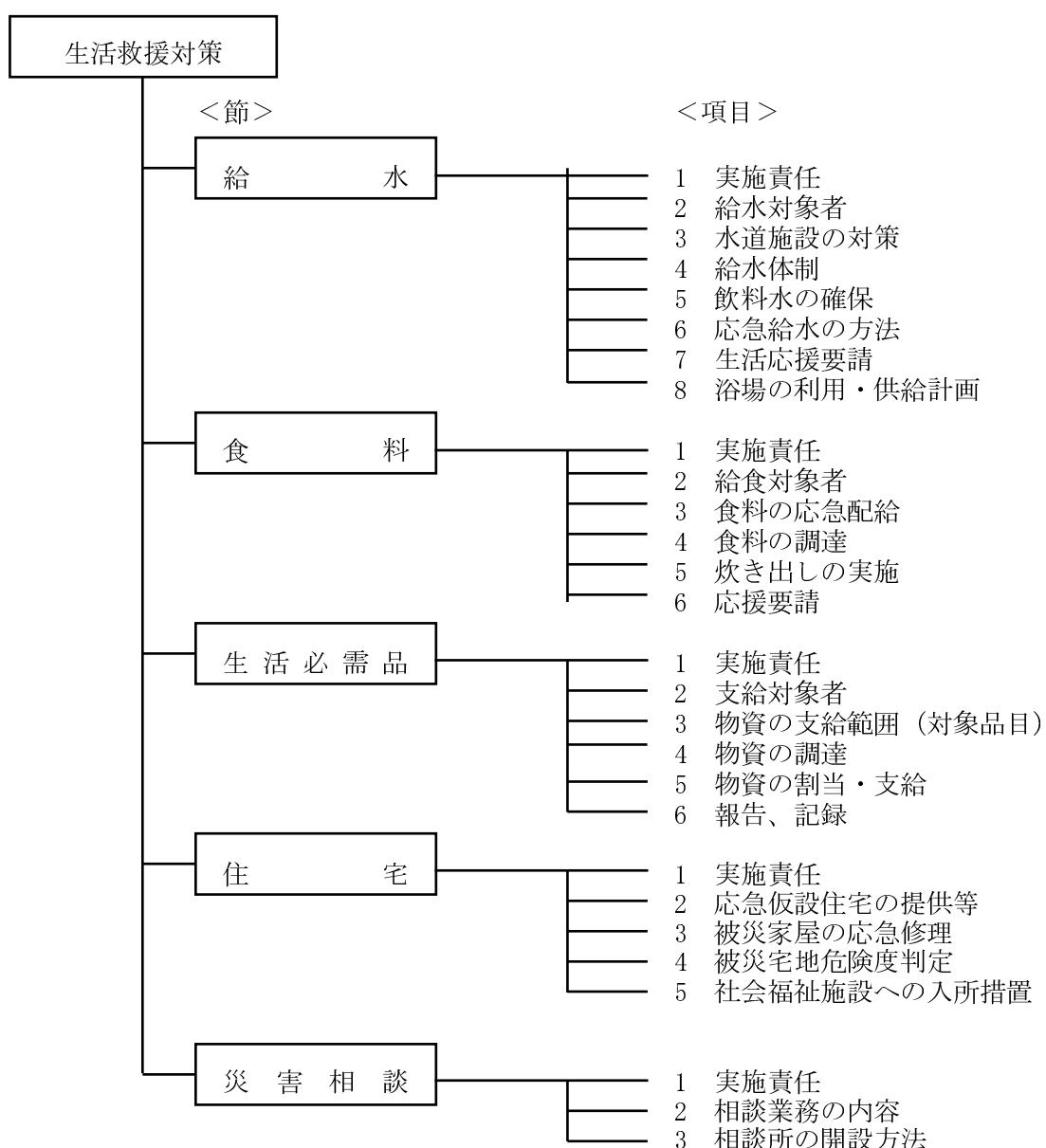
- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 救護組織の編成および活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況および診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

第8章 生活救援対策

方針

町本部は、災害のために住民が飲料水、食料、生活必需品、住宅等、日常生活を送る上で最も最低限必要な生活基盤を損失し、またはこれに困窮した場合、関係機関の協力を得て応急的な生活救援活動を実施する。

章の体系



第1節 給水

[総務班、住民班、福祉班、水道事務所、県、防災関係機関]

1 実施責任

住民班は、総務班等の応援協力を得て、飲料水の供給を実施する。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部に応援を要請する。

なお、法令の定める実施責任者は、下表のとおりとなっている。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	県知事または県知事からの救助の実施に関する権限の一部を委任された町長	災害救助法 第23条 災害救助法施行細則 第15条
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項により知事が使用停止を命じた場合で同法第31条第2項により知事が指示した場合	町長	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第31条の2
災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合	水道事業者	水道法 (昭和32年法第177号) 第40条

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

3 水道施設の対策

(1) 水道施設の被害防止

災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、災害による水道施設の損壊・汚染に対処するため、水道責任者および職員を待機させ資機材の確保を図るとともに、保全対策を実施する。

ア 緊急修理資機材を集結し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設の被災措置

水道事務所は、水道施設が被災し、または水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置を行う。

ア 被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後診療所、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

イ 復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

ウ 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

エ 復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

(3) 断水時の対応

住民班は、断水の連絡を受け給水が必要となった地域について、隣接水道や給水車による飲料水の供給の措置をとるよう、水道事務所に要請する。

(4) 町本部、県本部への報告

住民班は、水道施設に被害があったときは、速やかに水道事故報告書により町本部に報告する。

総務班は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

* 水道事故報告書（災害確定報告様式13号）【資料編参照】

4 給水体制

応急給水を実施するため、本町の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

5 飲料水の確保

(1) 水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。

愛知郡広域行政組合水道事務所 東近江市鯿江町1676

(2) 飲用指導

ア 飲料水が汚濁したと認められるときは、ろ水機によりろ過する。

イ 家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、福祉班は、飲用指導を実施する。実施に際しては、湖東健康福祉事務所（彦根保健所）の指導を仰ぐものとする。

ウ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配慮しておく。

エ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するようまた、給水状況について広報する。

(3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水、給水ポリ容器により運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ水機、運搬車等を確保・調達する。

6 応急給水の実施

(1) 給水方式

ア 拠点による給水

指定緊急避難場所、指定避難所または公園等の指定する場所で給水車等により給水する。

イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

エ ペットボトル等の配給

(2) 時間

早朝、夜間の時間帯を配慮する。

(3) 優先順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、指定避難所や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に緊急給水を行う。

(4) 給水量

1人1日3リットル以上を目標とする。

(5) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・時間帯等を指定した給水広報を行う。

(6) 応援要請

町本部のみで応急給水活動ができない場合は、愛知上水道工事組合、県地方本部に応援を要請し、協力を得て実施する。

県地方本部に応援等を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

ア 所要供給水量（何人分または1日何立方メートル）

イ 供給の方法（自動車輸送、その他）

ウ 供給期間

エ 水源地および供給地

オ その他

7 生活応援要請

災害時の生活用水（トイレ、掃除、洗濯など）の確保については、第2部第10章第4節「給水体制の整備」で認定した非常災害用井戸も活用する。

ただし、利用にあたっては井戸所有者の指示に従い利用するものとする。

8 浴場の利用・供給計画

(1) 仮設浴場の供給

町本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県本部を経由して自衛隊に対し支援を要請するなどにより、災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善

と被災者のケアに努める。

(2) 公衆浴場等の開放要請

町本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

第2節 食料

[総務班、福祉班、農林商工班、県]

1 実施責任

福祉班は、災害により町民が食料の確保や食事の準備ができないときに、炊き出し、食品給与等の応急給食を行う。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部等に応援を要請する。

2 給食対象者

- (1) 指定避難所に入所した者
- (2) 住家の被災によって炊事ができなくなった者
- (3) 被災地における対策作業等に従事する者で必要があると認める場合（災害救助法の対象外）

3 食料の応急配給

災害発生後の食料の供給は、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等により行う。

主食（米穀）の供給は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当と滋賀県知事による「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定書」により処理されるが、その内容はおおむね次のとおりである。

給食を実施するに当たっての基本事項

配給対象	基準量	取扱者	承認機関
1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 200 g	町長	知事
2 災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売をする場合	一日当たり 精米 400 g	町長	知事
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 300 g	作業実施責任機関	知事
4 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	一食当たり 精米 200 g	町長と災害発生機関とが協議	知事

乾パンの応急給食に当たっての基本事項

1 乾パンの政府売却単位	1梱 7.2kg入り (100 g ×36食×2) (食料部乾パン)
2 乾パンの規格	食料部乾パン 1袋 100 g (1食分) 防衛省乾パン 1袋 230 g (2食分)
3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊 大津市際川1-1-1 陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津 航空自衛隊 高島市新旭町

〔災害応急対策実施手順〕

炊き出しについては、現状の資機材保有状況等から、当面1,000人分の炊き出し活動体制を整えるものとする。

① 炊き出し実施場所の決定

・災害対策本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。

② 炊き出し実施班の編成および出動

・災害対策本部が決定し、福祉班を主体に編成する。

③ 移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および搬送

・農林商工班は、東びわこ農業協同組合もしくは町内の米販売業者等から精米を購入する。

・農林商工班は、災害対策本部の用品・資機材数量を確認した上で、必要なものを調達・搬送する。

・露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。

④ 炊き出し協力団体への依頼

・総務班から町女性会、町赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。

⑤ 町本部とのホットラインの確保

4 食料の調達

(1) 食品内容

災害発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、食料の供与は公的備蓄の供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

給食する食品は、主に次のようなものとする。

ア 産業給食（弁当）

イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク

ウ 高齢者・重度心身障がい者等に適した食品、アレルギー対応食品

エ 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、レトルトのおかゆ、その他の副食品、調味料等

(2) 米穀の調達

ア 災害救助法の適用を受けない場合

総務班は、「災害応急用米穀申請書」により、県本部に申請する。

総務班は、県本部の配給数量の決定により、保管業者から現品を購入する。

なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部（農業経営課長）に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

* 災害応急用米穀申請書（様式1号）【資料編参照】

イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は、「災害救助法の発動に伴う応急食料の緊急引渡要領」（県計画参考編）により、県本部を通じて直接購入する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当に対し「応急食料緊急引渡申請書」を提出し、現品を受け取る。また、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当に対して連絡がとれず、緊急引渡しの要請ができない場合は、文書をもって保管倉庫の責任者に対し緊急引渡しの要請を行う。

連絡先

近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官室	滋賀県大津市京町3-1-1	TEL 077-522-4261
----------------------	---------------	------------------

* 応急食料緊急引渡申請書（様式2号）【資料編参照】

(3) 乾パンの調達（災害救助法の適用を受けた場合に限る。）

総務班は、災害応急用乾パンの配給を前4(2)に準じて県本部に申請し、政府保有の乾パンの引渡しを受ける。

(4) パンの調達

町内外のパン製造業者と協議し、協力を依頼し、調達を図る。

(5) 副食物、調味料等の調達

副食物および調味料等については、可能な限り町内事業所等から調達し、困難な場合は、県本部に調達・斡旋を要請する。

(6) 調達先

本町の食料備蓄施設、工場等は、第2部第10章第5節「食料・生活物資供給体制の整備」による。

(7) 食料の輸送

第3部第9章第3節「輸送の手配」を参照。

5 炊き出しの実施

(1) 炊き出し要員の確保

福祉班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、町職員や給食調理員を充てるが、必要に応

じて総務班と協議の上、避難者およびボランティア等の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

主として給食センターとする。

なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園、公民館等の公共施設を利用するほか、指定避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

(3) 炊き出し上の留意事項

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

イ 責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。

ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食等を考慮する。

エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

(4) 炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、第3部第5章第2節「災害救助法の適用」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。なお、体力が弱っている人に対しては、レトルトのおかゆ等を準備する。

ア 金銭による支給は行わない。

イ 副食および燃料については、品目、数量とも特に制限はない。

ウ 雑費は、品目の使用料金または借上料のほか、茶、はし、荷札等の購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

* 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について【資料編参考】

(5) 食品の衛生管理

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

ア 炊き出しの施設は、できる限り給食センター、公民館等、既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物等の処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。

イ 炊き出し施設には、食料、通水を十分に供給する。

ウ 供給人員に対して必要な器具および容器を確保し、備え付ける。

エ 炊き出しの場所には、洗浄施設および器具類の消毒ができる施設を設ける。

オ 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

カ 使用原材料の仕入れ、および保管には、十分注意する。

6 応援要請

町本部は、応援の必要を認めたときは、県地方本部を通じ県本部に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接、隣接の市町長に応援を要請する。

なお、応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

(1) 物資の調達

ア 所要物資の種別および数量

イ 物資の送付先および期日

(2) 炊き出しの実施

ア 所要食数（延べ人員数）

イ 炊き出し期間

ウ 炊き出し品の送付先および責任者の氏名

第3節 生活必需品

[住民班、福祉班、農林商工班、県]

1 実施責任

福祉班は、住家被害等により、生活必需品を失って日常生活を営むことができなくなった世帯に、必要最小限度の生活必需品を現物で給貸与する。

災害救助法が適用された場合は、県本部が物資の調達および町域までの輸送を行い、町本部は補助機関として、被災世帯への支給を行う。ただし、県本部が現地において直接確保することを適當と認めたときは、町本部は直接物資を確保し、支給する。ただし、町本部のみで支給することが困難な場合は、県地方本部の協力を得て実施する。

2 支給対象者

- (1) 住家が、全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）および半失（半焼、半壊家屋をいう。）ならびに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- (2) 被服、寝具、その他、生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手できない状態にある者

3 物資の支給範囲（対象品目）

物資の支給は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする。）とする。

給付または貸与の対象品目

支給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、かさ等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器、ラップ等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳瓶等
日用品	ちり紙、洗面用具、セッケン、ござ、ごみ袋等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

4 物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に努める。また、高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した生活必需品（介護用品・育児用品等）の調達に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(1) 備蓄、調達

農林商工班は、物資の調達を行う場合、原則として、入札参加資格者登録をしている業者の中から適宜調達先を選定して、生活必需品を確保する。また、物資の調達は、業者以外に協定を結んでいる団体等に協力を要請する。

なお、町本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県本部に物資の調達・斡旋を要請する。

(2) 物資の輸送

県本部が物資の引取場所を指示したときは、その場所で県本部から引継ぎを受け、輸送する。

5 物資の割当・支給

福祉班は、次の方法で物資の割当て・支給等を行う。物資の支給は、必要に応じボランティアの協力を得て行う。

(1) 物資の割当方法

ア 被害状況の報告

総務班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県本部へ電話により報告し、提出する。

イ 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して、「救助用物資割当台帳」を作成する。

ウ 割当基準

物資を、県の作成する配分計画により世帯別に割当てる。

エ 注意事項

（ア）割当の基準を変更してはならない。

（イ）世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。

給貸与するまでに死亡した者または死亡したと推定された者を除く。

（ウ）世帯の全員が、災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。

（エ）災害発生後の出生者は、県本部に連絡した上、割当てる。

（オ）性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てる。

(2) 給貸与券の作成・交付

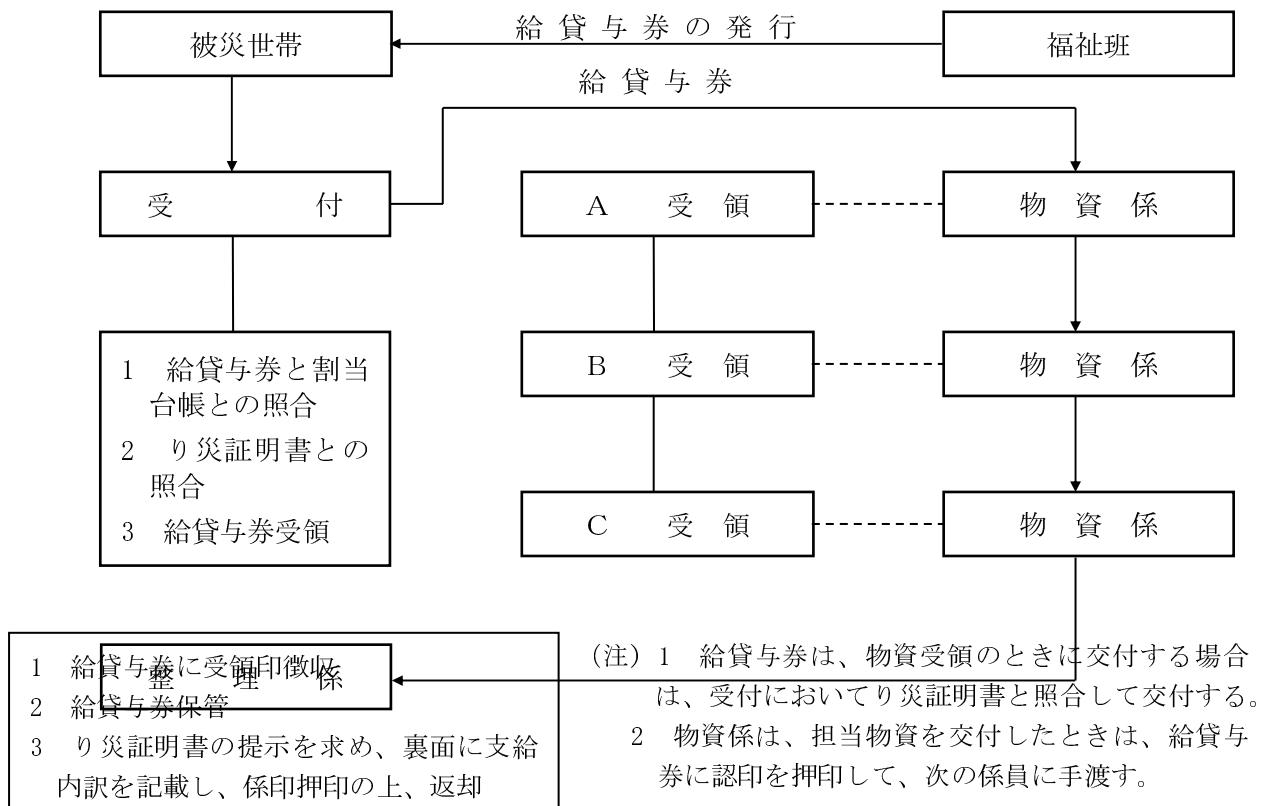
世帯別に物資を割当たときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各世帯に交付する。

帶に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の支給日時および支給場所をり災世帯に通知し、支給場所において給貸与券を発行する。

なお、この場合、印鑑および災證明書を持参するよう周知するが、印鑑を紛失した場合は、運転免許証等身分を証明できるもので代用する。

(3) 支給の手続

福祉班長は、物資支給についての責任者として、直接の支給場所に各物資別の職員を配置して的確に配分する。物資の支給は、指定避難所等において、おおむね次に示す手続により行う。



(4) 支給の期間

物資の支給は、現物到着後2日以内に各世帯に支給する。ただし、2日以内に支給できないときは、災害発生後10日以内に完了する。

(5) 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、支給した後の残余物資については、住民班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

6 報告、記録

物資の支給・保管の状況を「救助日報」により県本部に報告するほか、次の記録書類を作成

し、整理・保管する。

- * 救助用物資引継書（様式1号）【資料編参照】
- * 救助用物資割当台帳（様式2号）【資料編参照】
- * 救助用物資給貸与券（様式3号）【資料編参照】
- * 救助用物資受払簿（様式4号）【資料編参照】

第4節 住宅

[総務班、管理班、税務班、建設下水道班、福祉班、県]

1 実施責任

町本部は、住宅等の被災者に対し、応急措置を行い、居住の一時的な安定を図る。

災害救助法が適用された場合は、県本部が応急措置を行うが、町本部に委任された場合は、総務班がこれを行う。

2 応急仮設住宅の提供等

(1) 入居者の選定

次の対象者の中から必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞き、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、決定する。

- ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある者
- イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者
- ウ 住宅を賃借し、または購入するための資力がない者

また、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

(2) 建設用地

応急仮設住宅の設置場所は、入居者が土地所有者であるときは当該場所に、その他の者については町有地または町本部長が適当と認める二次災害の危険性の少ない用地とし、その都度定める。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設の戸数、規模、費用の限度および工事期間については、県計画「災害救助法適用計画」による。

なお、その際には、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい者に配慮した構造の住宅を建設するように努める。また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人住宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有する施設を設置するように努める。

(4) 応急仮設住宅の提供等

入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行い、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう努める。家賃は無料とするが、維持補修は入居者の負担とする。

なお、原形が変更されるような補修は、届け出をさせる。

(5) 応急仮設住宅における要配慮者への考慮

高齢者や障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣するなど、要配慮者の日常生活機能の確保と健康の維持に努める。

(6) 帳簿の整備・保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備・保管する。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書
- エ 設計書
- オ 工事代金支払証拠書類
- カ 入居該当者選考関係書類

(7) みなし応急仮設住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅を積極的に活用する。

3 被災家屋の応急修理

(1) 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、順次、修理戸数の範囲内において選定する。

- ア 住家が半焼または半壊し、そのままで当面の日常生活を営むことができない世帯
- イ 自らの資力では応急修理ができない世帯
- ウ 応急仮設住宅に入居しない世帯

(2) 応急修理

町は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場所、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施することとしている。ただし、知事が認めた場合は、町にその業務を委任することとしている。

(3) 災害救助法を適用した場合

災害救助法を適用した場合の応急修理の戸数、修理費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

(4) 記録の整備・保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備・保管する。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅応急修理のための契約書

ウ 支払証拠書類

4 被災宅地危険度判定

降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図るため、「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、速やかに宅地の危険度判定を行う。

5 社会福祉施設への入所措置

福祉班は、災害により住宅を失い、または破損等により居住することができなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設に入所することが適当な者を適切な施設に入所させる。

(1) 老人ホーム

福祉班は、所定の調査を行い、老人ホーム所長に連絡した上で入所させる。

(2) 母子生活支援施設

福祉班は、所定の調査を行い、母子生活支援施設長に連絡した上で入所させる。

(3) 児童支援施設

福祉班は、子ども家庭相談センターに通報し、同センターが所定の調査を行い、適当な施設に入所させる。

第5節 災害相談

[本部事務局、住民班、関係各班]

1 実施責任

住民班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災町民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班および各機関に連絡する。

関係各班および各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力に努める。

2 相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の捜索
- (2) 応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理・斡旋
- (4) 生業資金の斡旋・融資
- (5) 災害証明書の発行

3 相談所の開設方法

(1) 開設の決定

本部事務局は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

(2) 場所

原則として、町庁舎内のほか指定避難所が開設された場合は、指定避難所内とする。

(3) 時期

災害発生による避難がおおむね終了した後、なるべく早期に開設する。

(4) 広報

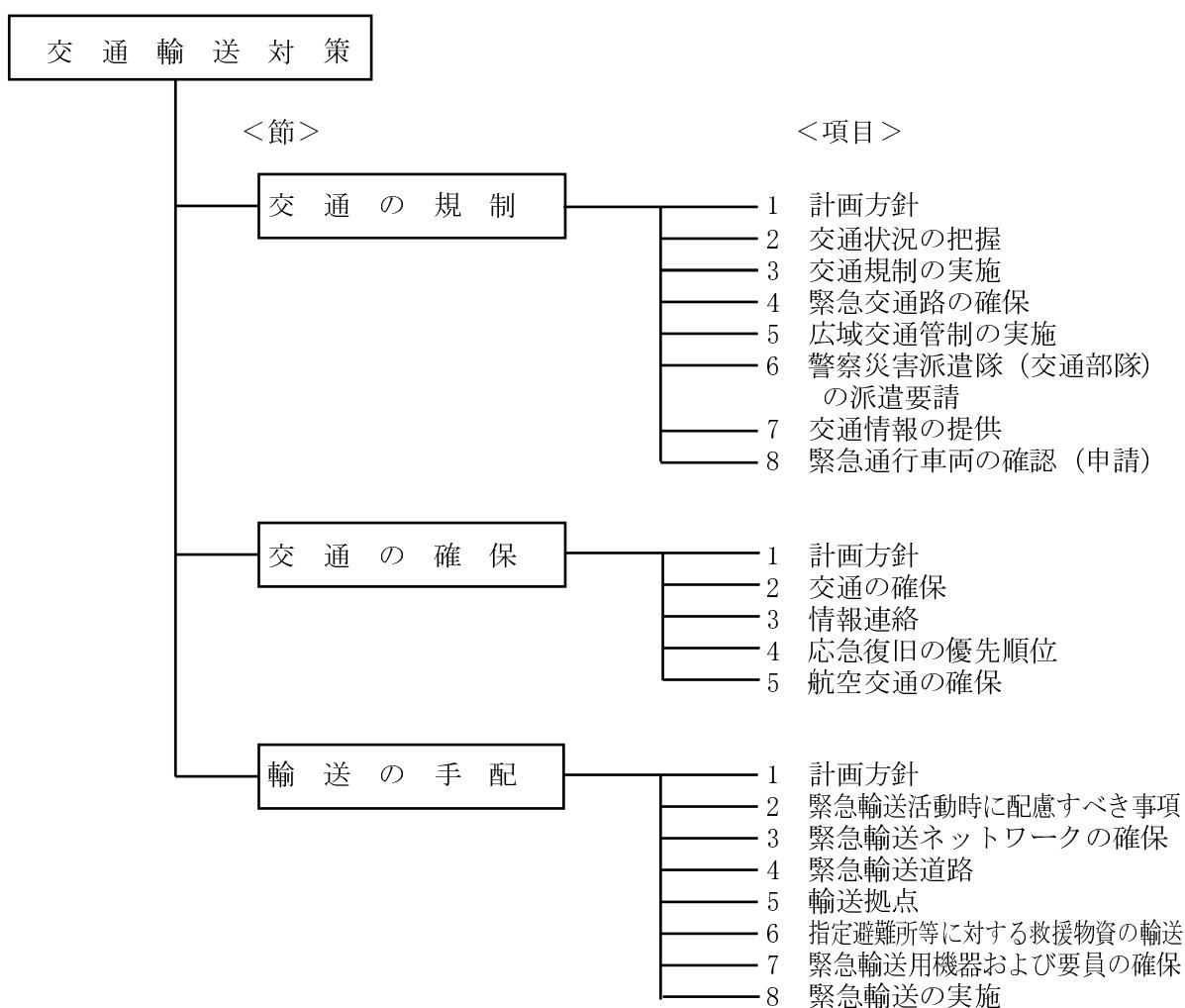
相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

第9章 交通輸送対策

方針

災害による交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材等の円滑な交通輸送を確保するため交通規制等の措置を行うとともに、応急対策上の輸送を実施するために必要な人員、車両等の輸送手段等、緊急輸送体制の確保を図る。

章の体系



第1節 交通の規制

[住民班、警察]

1 計画方針

大規模災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑化を図る。

2 交通状況の把握

道路管理者、東近江警察署は、現場の警察官、関係機関からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制の実施

(1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外または道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

(2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うために、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急交通路を確保する。

(3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

4 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

(2) 交通障害物の除去（道路啓開作業）

道路管理者等との連絡を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。また、道路啓開作業に重機等が必要になった場合は、地元建設業者等に協力を要請する。

町では対応が困難な場合は、県を通じ、国土交通省に緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣を要請する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

5 広域交通管制の実施

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施することとしている。

6 警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請

県警察は、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請を行うこととしている。

7 交通情報の提供

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、パソコン通信、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

8 緊急通行車両の確認（申請）

緊急通行の交通需要をあらかじめ把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者は、県に対し、あらかじめ必要事項の届出を行う。

災害発生時において東近江警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。

(1) 緊急通行車両の確認を行う車両

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両。（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）

* 緊急輸送車両確認申請書（様式1号）【資料編参照】

(2) 証明書および標章

緊急輸送車両の確認を受けた場合は、確認証明書および標章を交付されるので、標章は車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

* 緊急輸送車両確認証明書（様式2号）【資料編参照】

* 緊急輸送車両確認標章（様式3号）【資料編参照】

第2節 交通の確保

[道路管理者、警察、総務班、住民班、建設下水道班、農林振興班]

1 計画方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

道路管理の実施区分

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（滋賀国道事務所）	国道8号
	中日本高速道路㈱（管理事務所）	名神高速道路
	県（地方本部土木班）	国道307号、県道
	町本部	町道、林道、農道

2 交通の確保

(1) 交通規制

ア 規制の種別

災害時における規制の種別および根拠は、おおむね次によるものとする。

(ア) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限（重量制限を含む）する。

(イ) 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者もしくは車両等の交通を禁止または制限する。

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限する。

イ 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配慮して行う。

交通規制の実施区分

区分	実施者	範囲
道路管理者	国 (滋賀国道事務所)	国道 8 号
	中日本高速道路(株) (彦根保全・サービスセンター)	名神高速道路
	県 (地方本部土木班)	国道 307 号、県道
	町本部	町道
警察	公安委員会 (県本部警察部交通班)	隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が 2 警察署以上にわたるもの、または期間が 1 ヶ月以上に及ぶもの
	警察署長	管轄区域であり、かつ急を要し、期間が 1 ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

ウ 発見者の通報

道路施設等の被災により、通行の危険性または混乱状態を発見した者は、速やかに警察官または町本部に通報する。通報を受けた町本部は、関係各班、警察またはその路線管理者に通報する。

エ 各機関別の実施要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想されまたは発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想されまたは発生したときは、すみやかに次の要領によって規制をする。

(ア) 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をする。

(イ) 町本部

町以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、町本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または町長が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし、または同法第 63 条により警戒区域を設定し立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずるなどの方法によって応急的な制限を行う。

(ウ) 警察 (道路交通法関係)

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施する。

a 公安委員会 (県本部警察部交通班)

隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制する区域が 2 警察署以上の区域によぶか、規制する期間が 1 ヶ月以上に達する場合は、警察からの報告に基づき県公

安委員会が行う。

b 警察署長

a 以外の場合は、警察署長が行う。

c 警察官

a、bによるもののほか、道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき、警察官は必要な限度において一時通行を禁止したまは制限するものとする。ただし、規制が長期におよぶときは、警察署長に報告してa、bによる規制に切り替える。

(オ) 警察（災害対策基本法関係）

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行う。この場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

a 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、緊急自動車および概ね次の目的のために使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (a) 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に従事する車両
- (b) 消防、水防、その他の応急措置に従事する車両
- (c) 被災者の救難、救助、その他保護に従事する車両
- (d) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- (e) 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- (f) 清掃、防疫、その他保健衛生に従事する車両
- (g) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (h) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (i) その他、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

b 緊急通行車両の確認

東近江警察署は、緊急通行の交通需要をあらかじめ把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図る。

災害発生時においては、警察は緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。

オ 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標

識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たる。

(ア) 規則標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

(イ) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- a 禁止制限の対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間

(ウ)迂回路の標示

規制を行ったときは、適当な迂回路を標示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

カ 報告書

規制を行ったときは、その旨を関係機関に報告または通知する。

- a 禁止制限の種別と対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路、その他の状況

(2) 放置車両の撤去等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 道路、林道等の応急対策

ア 道路管理者は、道路、林道、橋梁等に被害が生じた場合、被災者の救出や通行の回復を迅速かつ的確に実施するため、当該道路等に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定して一時的に代替道路を設置して、道路交通の確保を図るものとする。

3 情報連絡

各道路管理者は、災害発生後、直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換する

ことにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後、直ちにそれぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部に連絡し、道路情報の一元化を図る。

また、被災地が広範囲にわたる場合は、近隣府県の道路管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

(2) 道路占用施設管理者との連絡情報

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通の支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況等の情報を交換する。

4 応急復旧の優先順位

建設下水道班は、災害発生後における道路の被害状況、通行確保状況等の情報をもとに、警察ならびに道路管理者と協議し、緊急に確保すべきルートを選定する。

道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

応急復旧の優先順位

順位	路線
1	町本部長が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
2	被災地域に通じる第一次緊急輸送道路
3	被災地域内または被災地域に通じる第二次緊急輸送道路
4	その他緊急輸送に必要な道路（第三次緊急輸送道路）

注1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道8号、名神高速道路が該当する。

注2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

5 航空交通の確保

(1) 情報の収集

災害が発生した場合には、建設下水道班は、ヘリポートおよび臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

(2) ヘリポートの開設

建設下水道班およびヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポートおよび臨時ヘリポートを開設する。

(3) ヘリポート開設情報の伝達

総務班は、ヘリポートの開設状況に関する情報を県、自衛隊等に迅速に伝達する。

第3節 輸送の手配

[総務班、防災関係機関]

1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

2 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

3 緊急輸送ネットワークの確保

他県等と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路と陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う広域陸上輸送拠点、および広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分、配分等を行う地域内輸送拠点、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確保する。

4 緊急輸送道路

次の基準で緊急輸送道路を指定する。

(1) 第一次輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道8号、名神高速道路が該当する。

(2) 第二次輸送道路

第一次輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

5 輸送拠点

次の基準で緊急輸送を実施する際の輸送拠点を指定する。この際には緊急輸送道路に接近している箇所であることを基本的な要件とする。また、これらの輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(1) 広域陸上輸送拠点

陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う拠点であり、一定以上の面積を有することのほか、主要幹線道路との交通が容易であることを要件として指定する。

多数の住民の広域避難を行うなど、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じ

て駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

(2) 地域内輸送拠点

広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点であり、町本部との円滑な連絡体制の確立に努める。

(3) ヘリポート

ヘリコプターの発着において安全の確保ができる用地を指定する。

6 指定避難所等に対する救援物資の輸送

町本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各指定避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付するものとする。

7 緊急輸送用機器および要員の確保

(1) 車両および陸上輸送要員の確保

町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により車両および陸上輸送要員を確保する。

- ア 町等の防災機関の保有する車両を確保する。
- イ 「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。
- ウ 自衛隊、応援主管府県に対して、人員および物資の輸送について支援要請を行う。

(2) 航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員

町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

- ア 県の保有する防災ヘリの出動を要請するとともに、東近江警察署と協議の上、県警察本部の保有する県警ヘリの出動を要請する。
- イ 自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。
- ウ 応援主管府県等に対して応援要請を行う。
- エ ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

(3) 鉄軌道輸送の確保

町本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、JR、私鉄会社と協議して行うものとする。

ア JR輸送

緊急輸送の要請は最寄りの駅長を通じて行い、JRは、防災関連機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

イ 私鉄輸送

近江鉄道㈱と協議して行う。

8 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生した場合は、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討の上、輸送対象の優先順位を定めて緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。

(1) 災害発生後 24 時間程度まで

ア 道路輸送

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- (ウ) 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資
- (カ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

イ 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

(2) 災害発生後 3 日目程度まで

ア 道路輸送

- 上記 (1) アの (ア) ~ (カ) に加えて
- (キ) 傷病者および被災者の被災地域外への移送
 - (ク) 遺体の搬送

イ 主に医療スタッフおよび医療資機材等の緊急性を要する要員、および物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

(3) 災害発生後 4 日目以降

ア 道路輸送

- 上記 (2) アの (ア) ~ (ク) に加えて
- (ケ) 災害復旧に必要な要員および物資
 - (コ) 生活必需品
 - (サ) 災害廃棄物

イ 航空輸送

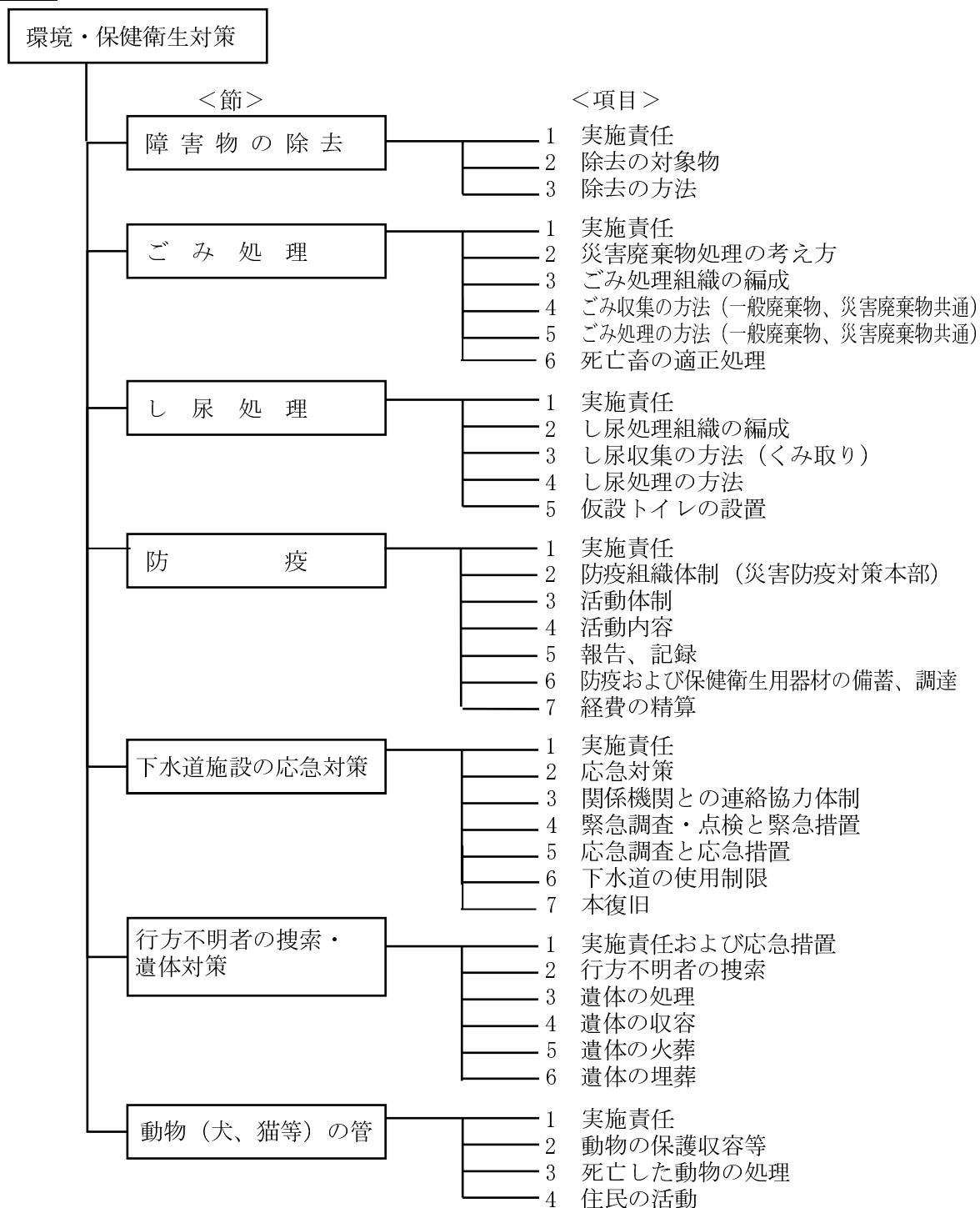
緊急性を要する要員および物資の輸送および重傷者や重病者等の搬送等を行う。

第10章 環境・保健衛生対策

方針

町本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿、遺体等、生活環境に影響を与える要因の除去および処置や保健衛生上の措置等、関係機関の協力を得て環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。

章の体系



第1節 障害物の除去

[建設下水道班、東近江消防本部、県]

1 実施責任

町本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、または災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として行う。

実施は、東近江消防本部および建設下水道班とし、水防活動など応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

なお、町本部のみで実施が困難なときは、県地方本部に対し応援協力を要請する。

2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、おおむね次のとおりである。

(1) 応急措置の実施時

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他応急活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とする場合

(2) 災害終了時

ア 公共の場の障害物

災害により、道路、その他、公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物

イ 個人住宅等の障害物

災害により、個人の住居およびその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物

ただし、居住者自らの資力で行うことが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼさない限度において除去の対象とする。

3 除去の方法

(1) 応援、協力

建設下水道班は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班および土木建築業者等の協力を得て速やかに除去を行う。

(2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

(3) 集積、投棄の場所

公共の遊休地および空き地を利用するほか、地元自治会長の意見を聴き、その都度決定する。

第2節 ごみ処理

[住民班、リバースセンター]

1 実施責任

災害発生地域においては、一般廃棄物（通常の生活ごみ等）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する災害廃棄物（倒壊家屋等の残存物等）に対する特別な対策が必要である。

町本部は、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、ごみの処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生および環境の保全を積極的に図るため、被災地帯のごみ収集等を実施する。

2 災害廃棄物処理の考え方

町本部は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量および処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、以下の考え方のもとで処理を実施する。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底するとともに、火災等が発生しないよう民間事業者に委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。
- (2) 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壤、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境および公衆衛生の保全を図る。
- (3) 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。
- (4) 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。
- (5) 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、適正に保管または早期に処分を行う。
- (6) 思い出の品および貴重品の回収・保管・返却を行う。
- (7) 既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- (8) 災害廃棄物の再資源化および最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性

および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

（9）再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

（10）災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

（11）被災規模が大きく町独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、町が滋賀県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が町に代わって災害廃棄物処理を実施する。

3 ごみ処理組織の編成

ごみの収集・運搬は、おおむね次の基準によりごみ処理チームを編成し、実施する。

- （1）運搬車（パッカー車）1台、4tアーム車 1台、2tコンテナ車 1台（運転手付き）
- （2）作業員 5人
- （3）所要器具 スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

4 ごみ収集の方法（一般廃棄物、災害廃棄物共通）

（1）収集車両

一般廃棄物については、必要に応じて業者の車両を調達して、収集車両を確保する。なお、倒壊（焼失）家屋からの災害廃棄物等は、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、町が収集処理する。

（2）収集範囲

被災地区・近隣地区・指定避難所から出たごみの直接収集を行う。

（3）収集順位

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

また、浸水地域および指定避難所等の重要性の高い施設を、優先的かつ速やかに収集する。

（4）集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用または集積場への交通が不可能な場合は、自治会長と連絡の上、他の場所に臨時集積場、仮置場を確保・指定する。

5 ごみ処理の方法（一般廃棄物、災害廃棄物共通）

（1）ごみ処理施設

可燃性の生活ごみは、リバースセンターで処理するが、困難な場合は、近隣公共処理施設に依頼するか、民間の処理業者に委託する。

また、不燃性ごみおよび粗大ごみ（災害廃棄物を除く）は、彦根愛知大上広域行政組合小八木中継基地で処理するが、困難な場合は、近隣公共処理施設に依頼するか、民間の処理業者に委託する。

ごみ処理施設は、第2部第10章第6節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

(2) ごみ処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないよう速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

(3) 自家処理

食物の残廃物は、できるだけ水分を除き土中に埋めるなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

(4) 埋立処分地等の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等のうち廃石材等については埋立処分地の確保に努める。

また、廃木材は集積場所を確保し、分別等を行い再利用に努めるとともに、その他の廃木材については、畳、家具等粗大ごみとともに適切に焼却処理等を行う。

6 死亡畜の適正処理

(1) 移動しうるものについては、環境衛生上、支障のない方法で処理する。

(2) 移動し難いものについては、当該場所で個々に処理する。

第3節 し尿処理

[湖東広域衛生管理組合、住民班]

1 実施責任

湖東広域衛生管理組合は、住民班を窓口として被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく町本部のみで処理できない場合は、県地方本部に連絡し、県地方本部および近隣市町から応援を得て実施する。

2 し尿処理組織の編成

し尿の収集・運搬は、バキュームカーを中心とした場合、おおむね次の基準により、し尿処理チームを編成し、実施する。

- ア バキュームカー 1台（運転手付き）
- イ 作業員 2人

3 し尿収集の方法（くみ取り）

（1）収集車両

湖東広域衛生管理組合および民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

（2）収集範囲

収集範囲は、指定避難所を中心とした被災地区とする。また、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、器材等を確保する。

（3）容器の配布等

し尿運搬車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等の適切な措置を講ずる。

また、水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを行うなどの指導をする。

（4）くみ取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として2割～3割程度をくみ取り、取りあえず各戸の便所の使用を可能にする。

4 し尿処理の方法

（1）し尿処理施設

原則として、湖東広域衛生管理組合において処理するが、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

し尿処理施設は、第2部第10章第6節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

（2）し尿処理施設の応急復旧

し尿処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

(3) 近隣市町等からの応援作業

近隣市町等からの応援作業は、被災地域の収集体制が可能になった状態から7日間を限度とする。また処理場への搬入について処理計画を遵守するよう努力し、必要に応じ近隣市町等の処理場に処理の協力を求めるなどの方策を講じる。

5 仮設トイレの設置

(1) 設置検討

指定避難所を開設する場合や上水道の途絶によってトイレの使用ができなくなった場合は、必要に応じて仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その際は、備蓄している仮設トイレや民間から借上げた簡易トイレを使用するほか、必要に応じて、近隣市町等から借用できるように県本部に要請を行う。なお、仮設トイレ等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る処理計画を遵守するよう努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。

(2) 設置場所

- ア 立地条件を考慮して設置する。
- イ 初動対応として、50人あたり1基の割合で設置し、最終的には、20人あたり1基設置する。
- ウ 設置場所は、収集容易な場所で、視聴覚障がい者の使用を考慮して、できるだけ埠や壁際に設置することとする。
- エ 仮設トイレの設置とくみ取り等の管理を連動させるため、仮設トイレを設置した者は、直ちに住民班に報告すること。
- オ 仮設トイレで照明施設が必要な場合は、関西電力と調整の上、照明施設を設置する。
- カ 仮設トイレには、必要な消毒剤、清掃用具を常備するとともに、担当者を決めて定期的に清掃を行うなど、衛生管理を徹底する。

(3) 撤去

撤去の際は消毒する。

第4節 防疫

[福祉班、総務班、彦根保健所、県]

1 実施責任

福祉班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、県地方本部（彦根保健所）の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。ただし、被害が大きく、町本部のみで実施することが困難な場合は、県地方本部に応援を求めて実施する。

県本部は、被災地の状況、町本部の処理能力を考慮し、必要に応じて「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本節においては以下「法」という。）」第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項および予防接種法第6条の規定に基づき代執行を行う。

なお、町は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備等に努める。

2 防疫組織体制（災害防疫対策本部）

ア 災害時における防疫活動を円滑に実施するため、必要に応じ災害防疫対策本部を設ける。

その組織は、町本部組織のうち防疫活動に関係のある次の班をもって構成する。

- (ア) 福祉班 → 防疫関係
- (イ) 福祉班 → 医療関係
- (ウ) 総務班 → 総務関係

イ 町本部が設置されたときは、即時、町本部組織の中に移行するものとし、福祉班が担当防疫活動を実施する。

3 活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、次の防疫組織を構成する。

福祉班から

- (1) 事務職員 4人
- (2) 作業員 6人

4 活動内容

(1) 検病調査および健康診断

福祉班は、災害の状況に応じて、彦根保健所と連携し、検病調査および健康診断を実施する。

(2) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

ア 福祉班は、被災地区の状況に応じて彦根保健所に連絡し、法第27条第2項の規定による清潔方法および消毒方法の実施の指示を受け、実施する（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施要領

(ア) 清潔方法

清潔方法の対象物は、主としてごみ、汚泥、し尿の処理であり、その方法は第3部第10章第1節「障害物の除去」、第2節「ごみ処理」および第3節「し尿処理」による。

(イ) 消毒方法

法施行規則第14条の規定による。

(4) そ族昆虫等の駆除

ア 被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、法第28条の2の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施要領は、法施行規則第15条の規定による。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 町は、災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において法第31条第2項の規定による家庭用水の供給を行う（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施方法は、第3部第8章第1節「給水」に定めるところによる。

(6) 指定避難所の衛生指導

ア 指定避難所に保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導を行う。

イ 福祉班は、救護組織および彦根保健所と協力し、炊事従事者の細菌検査を実施する。

ウ 福祉班は、状況に応じて救護組織に依頼し、健康診断を実施する。

(7) 患者等に対する措置

被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、感染症法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。

(8) 予防宣伝

被災地区で衛生管理についての広報宣伝を行う。

5 報告、記録

(1) 報告

福祉班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報および防疫活動状況を、毎日電話および文書により県地方本部（彦根保健所）を通じて県本部へ報告する。

(2) 記録の整備・保管

町本部で整備・保管を要する記録は、次のとおりである。

必要に応じて彦根保健所に提出する。

ア 災害状況報告書（様式1号）【資料編参照】

イ 防疫活動実施状況報告書（様式2号）【資料編参照】

ウ 災害防疫経費所要額調および関係書類

エ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類

オ そ族昆虫等の駆除に関する書類

カ 物件にかかる措置に関する書類

キ 生活の用に供される水の供給に関する書類

ク 患者台帳

ケ 災害防疫作業日誌（作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述する）

6 防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達

防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達について、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

7 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費と区分し、災害防疫活動を終了後、速やかに精算する。

第5節 下水道施設の応急対策

[建設下水道班]

1 実施責任

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、民生に与える影響が大きいので、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行う。

町本部（建設下水道班）が単独に対応することができない場合には、速やかに県本部に応援を要請する。

2 応急対策

- (1) 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。

3 関係機関との連絡協力体制

地震発生直後は混乱が予想され、時間経過とともに他基機関との調整は順調に進むと想定されるが発災直後に焦点をあてて、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

- (1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ
復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、指定避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入を行う。
- (2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制
管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事柄を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事柄の打ち合わせをしておく。
- (3) 被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用
上下水道、電気、ガス、電話等の道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察および道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事務所の

応急対策計画等について互いに情報を交換するための方策を確立しておく。

4 緊急調査・点検と緊急措置

原則として以下の項目を考慮する。

- (1) 被災状況および程度
- (2) 一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の生じる可能性とその程度
- (3) 応急復旧に対する制約条件等

5 応急調査と応急措置

応急復旧水準を、原則として本復旧完了までの間に想定される外力レベルを基本とし、当該構造物の被害状況の他、外力レベルの推定精度、施設全体の用途・重要度、二次災害の規模および可能性、地域全体の被害状況等を総合的に判断して定める。

- (1) 地域および施設の将来計画
- (2) 再度の災害の危険性
- (3) 他施設との関連

6 下水道の使用制限

下水道施設が被災し、下水処理機能・下水流下機能が停止または機能低下した場合は、住民等に対し、下水道等の使用自粛の協力依頼について広報を行う。

7 本復旧

本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定める。

- (1) 被災施設の効用、機能の増大
- (2) ルートの変更
- (3) 修復の可能性

第6節 行方不明者の搜索・遺体対策

[住民班、消防団、広域斎場、警察、日本赤十字社滋賀県支部、防災関係機関]

1 実施責任および応急措置

住民班は、警察等、関係機関と協力し、災害による行方不明者または死者に対して、搜索および収容の措置を行う。死者については、検死の上、火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、町本部は、日赤町分区として活動する。

2 行方不明者の搜索

(1) 実施責任

住民班は、消防団員、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を早急に実施する。

(2) 搜索の対象

行方不明の状態である者が、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

(3) 実施方法

搜索は、次の点に留意し実施する。

ア 遺体の搜索は、住民班が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

イ 遺体が流出等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。

ウ 住民班は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

エ 住民班は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索に当たる。

(4) 報告、記録

県本部に次の記録を報告するとともに、整備・保管する。

ア 記録の整備・保管

（ア）搜索状況記録等

（イ）搜索用機械器具燃料受払簿

（ウ）搜索用機械器具修繕簿

イ 報告内容

（ア）実施年月日

（イ）実施地域

- (ウ) 実施方法および状況
- (エ) 捜索対象行方不明者数、その他

3 遺体の処理

(1) 発見時の措置

住民班は、遺体を発見し、または連絡を受けたときは、速やかに警察に連絡し、その検死を待って、必要に応じ遺体を処理する。

(2) 実施担当

救護組織は、住民班の協力により遺体を処理する。ただし、町のみで実施できないときは、他機関所属の救護組織等に応援を求める。

(3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体

(4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理をする。

4 遺体の収容

(1) 警察等からの引渡し

医師立会のもとに警察官の検死を終えた遺体は、住民班が、警察等の協力を得て、その収容、引渡しにあたる。

(2) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合は、既存の適当な建物、場所を利用して遺体収容所を設けて収容し、検死、遺族への引渡し等の適正、迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

(3) 身元、引取先の確認

警察、その他関係機関の協力を得て、身元不明遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者があるときは、遺体処理票および遺留品処理票を整理の上、納棺し、遺体検査書とともに引渡す。

(5) 仮安置

身元が判明しない者、引取人が不明または引取りに時間を要する者等は、仮安置所（寺院、公共施設等とし、その都度選定する。）に収容する。

5 遺体の火葬

(1) 町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。

(2) 町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

ア 死亡者数の把握

イ 火葬計画の作成

- ウ 遺体搬入車両の搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイスおよび柩等資材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置および住民への情報提供

6 遺体の埋葬

(1) 埋葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無にかかわらずその遺族による埋葬が困難な遺体、または一定期間が経過しても身元が判明しない遺体、または引取人がない遺体。

(2) 実施方法

埋葬は、次の諸点に留意し実施する。

- ア 事故死亡等による遺体は、警察から引継ぎを受けた後、埋葬する。
- イ 埋葬は、原則として火葬または土葬とするが、身元不明の遺体は土葬とする。
- ウ 埋葬場所は、遺体収容所に最寄りの墓地で行うなど、その都度決定する。
- エ 遺族個人で埋葬が困難なときは、町本部において当該遺族の墓地に埋葬する。

(3) 遺品、記録の保存

引取人のない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

(4) 漂着遺体の取扱い

洪水時などにおいて、被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱い、埋葬する。

第7節 動物（犬、猫等）の管理

[住民班]

1 実施責任

災害の発生にともなう動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとする。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、町が実施する。

2 動物の保護収容等

災害後、被災動物の把握を行うとともに、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

3 死亡した動物の処理

(1) 死亡した動物の処理は、その飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、第3部第10章第2節「ごみ処理」により衛生的処理に努める。

処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所が確保できないときは、町へ協力を要請する。

ウ 処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

4 住民の活動

- (1) 負傷している動物の応急処置
- (2) 放浪動物の一時保護および通報
- (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) ボランティアによる保護動物の管理
- (6) その他行政への協力

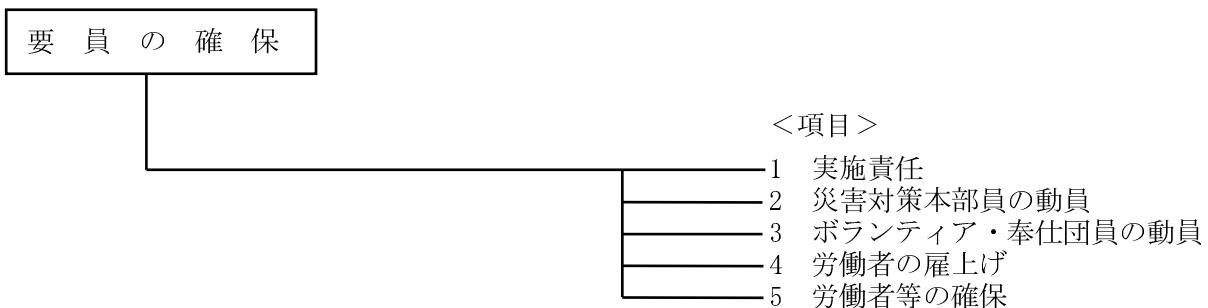
第11章 要員の確保

[総務班、住民班、福祉班、建設下水道班、その他関係機関]

方針

町本部は、各種の災害応急対策活動において、町本部職員および関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、必要な人員（労力等）の動員および雇用（以下、本章において「動員等」という。）を行い、対策要員を確保する。

章の体系



1 実施責任

町本部は、災害応急対策活動に必要な要員を動員し、確保する。

災害救助法が適用された場合は、その基準内で実施する。

人員の動員等は、おおむね次の方法で行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、優先順位の高い要員に余裕があっても、必要に応じて他の種別要員を先に動員する。

実施担当	動員の対象者	優先順位
総務班	災害対策本部	1
建設下水道班	消防団員 雇上げ労働者	2
住民班、福祉班	ボランティア・奉仕団員	3

2 災害対策本部員の動員

(1) 町本部職員

町本部職員の動員については、第3部第1章第3節「職員の動員・配備」による。

(2) 町本部職員以外の職員等

総務班による県本部、他市町、防災関係機関の職員等の動員（応援協力）については、第3部第4章第1節「県への応援要請」および第2節「他の自治体との相互応援」による。

(3) 自衛隊の派遣

総務班による自衛隊の動員（要請）については、第3部第4章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

3 ボランティア・奉仕団員の動員

(1) ボランティア

ア 専門ボランティアとの協力

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合、町本部は県本部にボランティアの派遣を要請する。

イ 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数のボランティアの申し出が予想される場合には、原則として町公共施設内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。災害ボランティアセンターでは、業務に必要な専用電話回線を確保するとともに、FAX、パソコン等の通信機器等の資機材を整備する。

ウ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、町本部および町社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同で行う。運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運

「営マニュアル」および「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

- (ア) 報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。
- (イ) 他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と町災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。
- (ウ) 町災害ボランティアセンターおよび町本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。
- (エ) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

エ 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

災害ボランティアセンターは、ボランティアの調整にあたって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- (ア) 被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
 - (イ) 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
 - (ウ) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
 - (エ) ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
 - (オ) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
 - (カ) 町災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
 - (キ) 町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

(2) 奉仕団

- ア 日本赤十字社奉仕団（同愛犬地区愛荘分区）
- イ 各地域奉仕団（自治会・各種団体）

(3) 作業内容

- ボランティア・奉仕団は、主として次の作業に従事する。
- ア 炊き出し、その他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）

- イ 清掃作業
- ウ 防疫作業
- エ 災害対策用物資の輸送および配分
- オ 上記作業に類した作業
- カ 軽易な事務の補助
- キ 特定の専門技能を有する作業

(4) 要請

町本部各班は、分担する災害応急対策実施のためのボランティア・奉仕団による応援を要請する必要がある場合は、関係各班に連絡する。

(5) 記録

ボランティア・奉仕団の奉仕を受けた班または機関は、次の事項について記録し、保管する。

- ア 奉仕を必要とした作業の内容・期間
- イ ボランティア・奉仕団の名称および代表者氏名、人員
- ウ その他、必要な事項

4 労働者の雇上げ

災害応急対策の実施に関して、町本部等の職員および奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、または特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合には、労働者等の雇用を行う。

(1) 実施責任

建設下水道班は、町本部における労働者の雇用を担当する。

(2) 雇用方法

県内の公共職業安定所等で公募する。

(3) 雇用範囲

労働者の雇用は、次の応急救助活動を行う者に必要な補助者として、最小限度の雇用を行う。

- ア 被災者の避難誘導活動
- イ 医療、助産活動
- ウ 被災者の救出活動
- エ 飲料水の供給
- オ 行方不明者の捜索、遺体の処理
- カ 救済用物資の輸送・整理・配給

(4) 給与基準

賃金等の給与額は、原則としてその時における地域の慣行料金以内とするが、災害救助法が適用された場合等は、その基準による。

(5) 労働者従事記録

労働者を雇用した班は、次の記録を作成し、整備・保管する。

ア 出役表

日々の出役の状況を確認記録する。

イ 賃金台帳

日々の出役の状況を記録し、賃金等の計算支払状況等を記録する。

5 労働者の確保

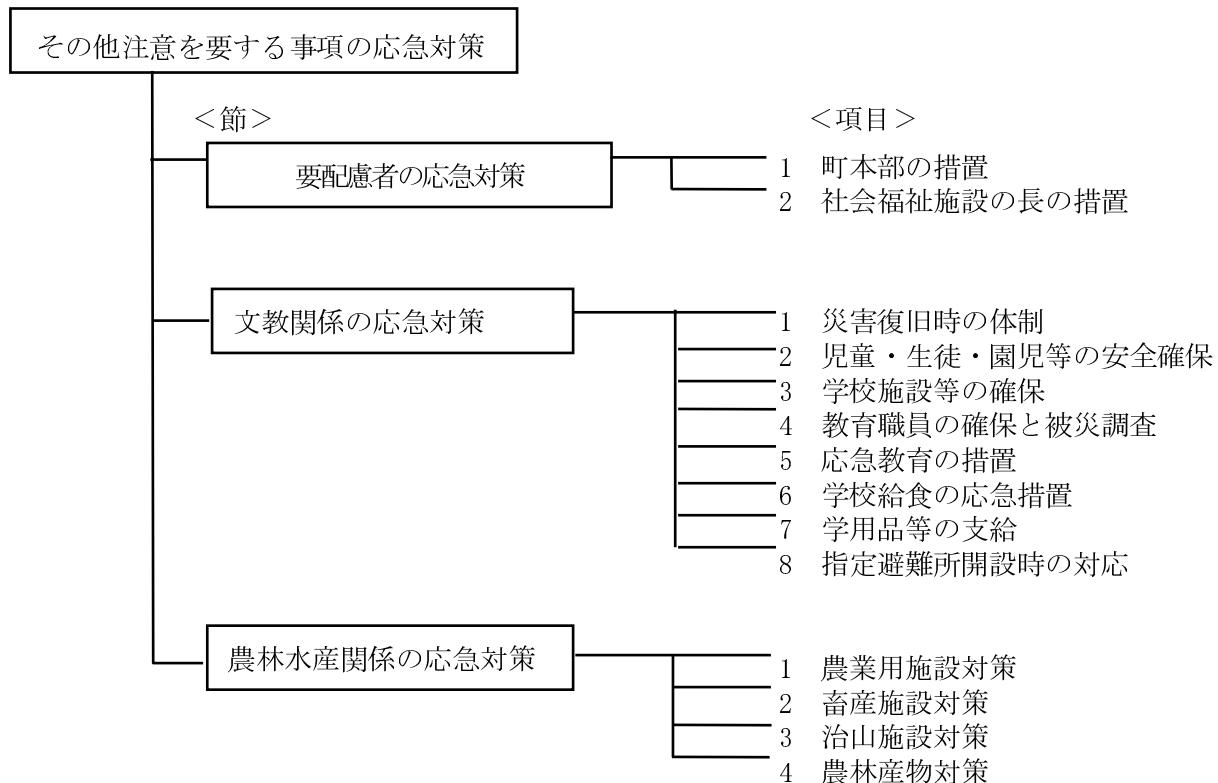
災害応急対策の実施に関して、一般的の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、従事命令を執行し、労働者を確保する。

第12章 その他注意を要する事項の応急対策

方針

町本部は、災害に際して要配慮者、文教関係、農林水産関係、その他に対して応急対策活動を行い、その被害、影響を最小限にとどめるよう努める。

章の体系



第1節 要配慮者等の応急対策

[総務班、福祉班、関係各班、社会福祉施設管理者、防災関係機関]

1 町本部の措置

(1) 実施責任

福祉班は、災害に際して、次の方法により高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要配慮者、要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者（傷病者を含む）の保護にあたる。

(2) 要配慮者等の保護

災害に際し、町本部のほか防災関係機関、町民の協力を得て、要配慮者等に対して次のような適切な災害応急活動を行い、その保護・安全を図るよう努める。

本災害応急対策計画の本節以外で定めた、要配慮者等の支援対策を次に整理する。

第1章第1節 警戒体制の確立

- ・福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

第1章第2節 町災害対策本部（町本部）の設置

- ・福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。
- ・町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の避難行動要支援者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

第2章第2節 気象予警報等の情報

- ・町は、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等の伝達を受けたときは、必要に応じて浸水想定区域内の住民および要配慮者施設の管理者に情報を伝達し、注意・警戒をうながす。

第2章第5節 広報

- ・要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を放送事業者に要請する。

第4章第2節 他の自治体等との相互応援

- ・被災地の地域住民は、「要配慮者の保護」にあたる責務を負う。

第6章第1節 避難収容

- ・暴風、洪水、雪崩等の災害が発生するおそれがあるときは、危険区域内の避難行動要支援者に対して、安全な場所に事前避難するよう勧告する。
- ・町は、警察署、東近江消防本部、民生委員・児童委員、地元住民等の協力を得て、「避難行動要支援対象者名簿」等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時避難場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。
- ・避難場所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、FAX、文字放送テレビの設置、授乳場所の確保を図るなど要配慮者に配慮した設備の整備を図る。

- ・避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、診療所、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等、指定緊急避難場所以外の施設の活用も考慮にいれ、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮および避難支援者への負担軽減を進める。
- ・必要があれば、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ・指定避難所の運営および連絡調整にあたるために派遣された職員は、被災者のニーズ、特に福祉ニーズの把握にあたる。
- ・町本部は、指定避難所において緊急医療等の措置を必要とする被災者について、搬送を行うなどの措置をとる。
- ・指定避難所の運営にあたっては、要配慮者に関連して次の措置をとる。
(ア) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施および専用相談窓口の設置
(イ) 避難者の障がいや身体の状況に応じて、指定避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
(ウ) 避難者の障がいや身体の状況等に応じて、保健師、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の派遣
なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく
- ・避難誘導については、避難行動要支援者の避難の誘導を優先する。
- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域において避難行動要支援者の避難支援の方策を定める。

第8章第1節 給水

- ・医療機関、給食施設、社会福祉施設、指定避難所や高齢者、障がい者等の要配慮者施設には優先的に緊急給水を行う。

第8章第2節 食料

- ・食料の供与については、粉ミルク等の乳幼児に適した食品、食物アレルギー対応食品、高齢者・障がい者等に適した食品の調達・供与に配慮するとともに、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な量の食料の備蓄に努める。

第8章第3節 生活必需品

- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した生活必需品（介護用品・育児用品等）の調達に努める。

第8章第4節 住宅

- ・応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。
- ・応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。
- ・応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい者等に配慮した構造の住宅を建設するように努めるとともに、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等を派遣し、要配慮者の日常生活機能の確保と健康の維持に努める。

(3) 児童の保護

災害により保護者を失った児童に対し、子ども家庭相談センターに連絡し、入所施設に入所させ保護する。

(4) 生活困窮者の保護

災害により生活に困窮し、保護の必要を生じた者に対し、民生委員・児童委員と連絡協議し、速やかに生活保護法に基づく進達を県に行い、困窮者を保護する。

(注) 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険、その他各種制度により給付されるが、同救助は、医療機構の平常化を待って平常医療制度に移行される。

総務班、その他の関係各班は、被保険者証を紛失し、または準用不能となった者に対して、取りあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま給付できるよう努めるとともに、速やかに被保険者証の再交付を行う。

2 社会福祉施設の長の措置

社会福祉施設の長は、災害に際して、次の方法により入所者の保護に当たる。

(1) 避難、保護

あらかじめ災害の程度・種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者の入所を継続するとともに、必要に応じて入所者を避難させ、その保護に努める。

(2) 応急救助の要請

施設の被害等により食料および飲料水を得ることができない場合、または医療、その他の救助を必要とする場合は、福祉班に連絡し、応急救助を受ける。ただし、速やかに各施設単独で活動が実施できるよう復旧活動に努める。

(3) 職員（保育士）等の確保

保育士の被災、または入所児童の増加による保育士の不足の場合は、保育士経験者等のボランティアに協力を要請し補充する。補充できないときは、関係機関と協議し、保育士に代わる職員を臨時に充足する。

第2節 文教関係の応急対策

[建設下水道班、学校教育班、各学校（園）長]

1 災害復旧時の体制

- (1) 校・園長は教職員、児童・生徒・園児を掌握の上、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して学校教育班に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- (2) 学校教育班は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。
- (3) 学校教育班は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。
- (4) 学校・園が指定避難所等になったため授業再開が困難な場合、学校教育班は、当該学校・園に対し支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、必要に応じて他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- (5) 校・園長は災害の推移を把握し、学校教育班と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

2 児童・生徒・園児等の安全確保

- (1) 小学校、中学校、幼稚園の場合

ア 臨時休業

登校前においては児童等は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表されている場合は、臨時休業とする。

イ 終業時刻の繰上げ

児童等の登校後すなわち学校管理下にあって「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童等の安全を最優先とした適切な措置をとる。

その際、児童等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示および指導をする。

ウ その他の警報等が発表された場合の措置

その他の警報（大雨、洪水、大雪等）が発表された場合、校長は、学校所在地域等の状況に応じて、町教育委員会と協議の上、上記と同様の措置を講ずる。

(2) 高等学校の場合

ア 始業時刻の繰下げおよび自宅待機

午前7時においてなお警報が発表中の場合は、始業時間を繰下げ、生徒は自宅待機とし、警報が解除され次第登校させる。

イ 臨時休業

午前10時においてなお警報が発表中の場合は、臨時休業とする。

ウ 終業時刻の繰上げ

警報の発表前であっても、気象状況に応じて教育活動を停止せざるを得ないと校長が判断した場合は、即刻下校を指示する。

その際、生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示および指導をする。

(3) 安全確認のために遵守する事項

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害における応急の教育計画を樹立するとともに、児童・生徒等の避難訓練の実施、災害時における登・下校対策等の措置を講じておく。

イ 校長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備える。

(ア) 学校行事等の中止

(イ) 災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法の検討

(ウ) 町教育委員会、警察署、消防機関および保護者への連絡網の確認

3 学校施設等の確保

学校教育班は、学校授業が災害のため中断することのないよう、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

(1) 被害程度別の予定施設

災害の規模および被害の程度により、次の施設を利用する。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急処理して使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、二部授業等の方法を行う。

ウ 校舎の全部または大部分が使用できない程度の場合は、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、住民の避難先の最寄りの学校または被害を免れた公共施設を利用する。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

(2) 施設の応急復旧

学校教育班は、建設下水道班と協力し、災害終了後、速やかに被害校舎等の維持保全およ

び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

(3) 施設利用の応援

ア 学校教育班は、町内隣接学校、その他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上、実施する。

イ 教育長は、隣接市町施設を利用する場合、町本部長と協議の上、決定し、県本部に応援を要請する。

(4) 公民館、その他社会教育施設の対策

生涯学習班は、災害時には公民館、その他社会教育施設が指定避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

4 教育職員の確保と被災調査

学校教育班および各学校長は、学校授業が災害のため中断することのないよう、災害により教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県に被災教育職員の報告を行う。

(1) 教育職員の確保

次の順序により職員を確保する。

ア 欠員が少数のときは、学校内で操作（要員の調整）する。

イ 学校教育班は、学校内で操作できないとき、各学校長の要請に基づき、町内学校間において操作する。

ウ 学校教育班は、町内学校間で操作できないとき、県教育委員会に応援または斡旋を要請する。

(2) 被災教育職員の調査報告

学校教育班は、災害発生に伴い、被害を受けた教職員を調査し、県本部に報告する。

5 応急教育の措置

学校教育班は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

(1) 教科書、学用品等を損失した児童・生徒のみが負担にならないよう配慮する。

(2) 授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ通知（周知徹底）をする。

(3) 公民館、その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、児童・生徒の健康等に留意する。

(4) 通学路、その他の被害状況を考慮し、通学等にあたっての危険防止を指導する。

(5) 授業が長期間にわたり不可能となるときは、学校と児童・生徒との連絡の方法、子供会等の組織を整理工夫する。

(6) 幼稚園については、この計画に準ずるものとする。

6 学校給食の応急措置

(1) 給食の実施

- ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するよう努める。
- イ 施設、原材料等が、被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。
- ウ 学校が、指定避難所として使用されるなどして、給食施設が災者の炊き出し施設として利用される場合、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意し、実施する。

(2) 給食の一時中止

児童・生徒に対する給食は、次の場合に一時中止する。

- ア 給食センターが、災害救助のため使用された場合
- イ 給食施設に相当な被害を受け、事実上、給食の実施が不可能な場合
- ウ 感染症、その他の危険発生が予想される場合
- エ 給食用物資の入手が困難な場合
- オ その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

(3) 被害物資対策

被害物資の処分方法については、県本部の指示を待って実施し、指示のあるまで各学校において保管する。

(4) 被害状況等の調査報告

学校教育班は、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県本部に報告する。

ア 学校給食用物資被害状況調査

学校給食用物資の被害状況を速やかに調査し、次の様式により総務班に報告する。総務班はこれを集計し、県本部に報告する。

* 学校給食用物資被害報告（災害確定報告様式14号）【資料編参照】

イ 児童・生徒被災状況調査

学校教育班は、総務班から世帯構成員別被害状況報告を受け、小・中学校の児童・生徒の属する世帯の被害状況を調査して、県本部に報告する。

7 学用品等の支給

(1) 実施責任および応急措置

学校教育班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失またはき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童および中学校生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、県本部の補助機関として、応急措置を行う。

(2) 支給の種別

学用品等の支給・斡旋は、災害の程度により次の種別に区分して扱う。

ア 災害救助法の適用基準を満たす場合

教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が、災害救助法の適用基準を満たす場合、この児童・生徒に対しては、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

イ 災害救助法の適用基準を満たさない場合

教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が、災害救助法の適用基準を満たさない場合、この場合の学用品は本人の経費負担とし、調達方法は災害救助法の適用分と併せて調達する。

(3) 調達・支給の要領

学用品等の調達・支給は、次の要領で行う。

ア 災害救助法が適用された場合

(ア) 被災児童・生徒の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

(イ) 被災教科書の調査報告

学校教育班で調査し、まとめ、県本部へ報告する。

(ウ) 教科書および文房具の調達

県本部から指示があったときは、学校教育班が調達する。

(エ) 教科書および文房具の配給

学校教育班から各学校に引継ぎ、各学校において直接、児童・生徒に支給する。

イ 非適用者に対する場合

アの場合に準ずるが、教科書のみについて斡旋する。

ウ 災害救助法が適用されなかった場合

学校教育班において学用品等を斡旋する。ただし、処理できない場合は、県本部へ斡旋を要請する。

(4) 被災教科書の調査

ア 被災者名簿の作成

各学校において、災害終了後、速やかに児童・生徒に対する被災者名簿を調査・作成する。

同名簿は、住家の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

イ 被災教科書の集計

アの被災者名簿により被災教科書を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。

ウ 被災教科書の報告

支給の種別（ア～イ）の場合は、上記の被災教科書一覧表を作成し、県本部に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

(5) 支給の方法

ア 割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当台帳により割当てを行う。割当てに当たっては、町本部の被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

イ 給与券の発行

物資の割当てをしたときは、学用品給与券を各児童・生徒別に作成し、本人（保護者）に交付する。避難等により交付できないときは、学校教育班にて保管し、本人の登校を待って交付する。

ウ 支給

各学校は、学校教育班から一括学用品を受け取り、受領書（学用品給与券）と引換えに各児童・生徒に支給する。

(6) 記録

学校教育班は、次の記録を作成し、整備・保管する。

ア 被災児童・生徒名簿

イ 被災教科書報告書

ウ 学用品引継書

エ 学用品割当台帳

オ 学用品給与台帳

カ 学用品受払簿

8 指定避難所開設時の対策

学校・園において指定避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

(1) 指定避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

ア 課業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき町本部と協議する。

イ 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

ウ 災害発生直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には町防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

エ 学校・園は平素より町防災担当部局との情報交換・連絡を行なっておく。

オ 学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大変であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができる

るよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。

- (2) 高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら、可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させるものとする。

第3節 農林水産関係の応急対策

[農林商工班、建設下水道班、施設管理者]

1 農業用施設対策

建設下水道班は、被害の状況を把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、町本部からの要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水を飲料・消火水として利用することに協力する。

(1) 施設管理者は、農業用ため池等の被害情報伝達対象農業用施設が破損し、増水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により町本部に支援の要請を行う。

被害情報伝達対象農業用施設

対象施設	備考
・農業用ため池、農業用調整池 ・揚排水ポンプ場〈揚排水機場〉とその附帯施設	県、町、土地改良区、各集落等が管理している施設

ア 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき県に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

イ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建築業者に要請を行い、応急対策に当たる。

(2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

2 畜産施設対策

災害による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡・死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

(1) 畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げにならないよう努める。

(2) 農林商工班は、家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、関係市町、農協、家畜診療所等の協力により、死

亡畜の処分ならびに病気の発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

- (3) 被災地域における飼料および家畜用飲料水を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。

3 治山施設対策

災害により堰堤、護岸工の渓間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、施設管理者は、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

- (1) 治山施設のうち災害による破壊・崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。
- (2) 雨水の浸透により増破の危険がある施設については、危険防止等の措置を施し、速やかに復旧する。
- (3) 復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に県に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

4 農林産物対策

各種災害に対して、農林水産物の被害を最小限にとどめるための諸対策について、県の技術指導等を受けながら次の対策に努める。

ア 農産物に対する応急措置

- (ア) 種子の確保
- (イ) 病害虫の防除
- (ウ) 凍霜害防除
- (エ) 防雪

イ 家畜に対する応急指導

- (ア) 家畜の管理指導
- (イ) 家畜の防疫
- (ウ) 家畜の避難
- (エ) 飼料および家畜用飲料水の確保
- (オ) 死亡畜の処理

ウ 林産物に対する応急措置

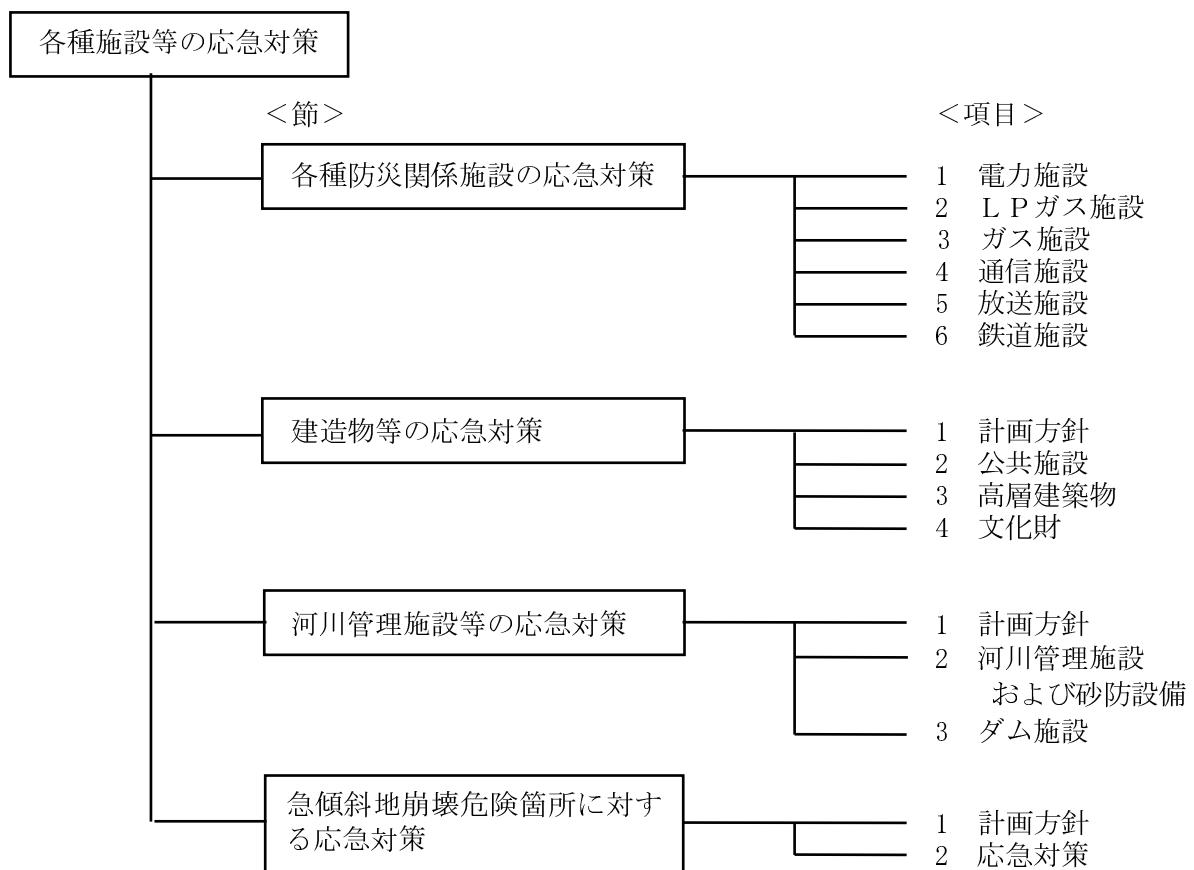
- (ア) 災害対策技術指導
- (イ) 風倒木の処理指導
- (ウ) 森林病害虫の防除
- (エ) 凍霜害防除

第13章 各種施設等の応急対策

方針

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持および運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

章の体系



第1節 各種防災関係施設の応急対策

[各施設管理者等]

1～6に掲げる応急対策計画は、各々の施設管理者等において樹立し、平素から他の防災関係機関との連絡調整に努める。（上水道施設の応急対策に関しては、第3部第8章第1節「給水」による。）

1 電力施設

関西電力㈱は、電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、次の計画により速やかに応急復旧作業を進めて電力の供給・確保に努める。

(1) 予・警報の伝達等

- ア 非常災害対策組織による的確な情報の検討、分析と迅速な伝達
- イ 気象台とのより一層の連携の強化
- ウ 社内一斉指令装置の活用

(2) 災害情報の収集等

非常災害対策組織による情報の収集、検討と指令の早期伝達

(3) 広報宣伝等

- ア 非常災害対策組織における適切な情報発表文の決定
- イ 関係官公庁に対する迅速な状況報告
- ウ 広報宣伝車、新聞その他の報道機関など広報媒体の活用
- エ 二次災害事故防止のため、電気施設、電気機器使用上の注意、復旧の見通し等の広報宣伝活動

(4) 応急対策要員の確保

- ア 災害発生予想時における待機ならびに非常要員体制の確立
- イ 請負契約による非常災害復旧要員の確保
- ウ 災害規模による隣接電力事業所との相互協力

(5) 応急対策用資材等

- ア 手持資材確認および在庫量の把握
- イ 各種施設、設備の被害状況の把握
- ウ 復旧資材の手配および輸送

(6) 応急復旧工事等

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、次のとおり実施する。

ア 発、変電設備

- (ア) 共通機器、流用可能機器、材料および貯蔵品を活用した応急復旧措置
- (イ) 機器損壊事故に対して系統の一部変更、または移動用発電所（車）、移動用変圧器の

活用による応急復旧措置

イ 送、配電設備

仮復旧標準工法の確立、活用ならびにヘリコプター、車両等機動力の活用

ウ 通信設備

(ア) 応急対策資材の整備による効率的応急復旧

(イ) 移動無線の活用による通信連絡の確保

2 LPガス設備

一般社団法人滋賀県LPガス協会は、LPガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害発生時には「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら次の計画により応急対策を実施して、LPガスの安定供給に努める。

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集伝達

各LPガス販売事業者は、風水害が発生したときならびに気象庁より災害発生の発表があった場合、報告または伝達する。本部では収集した気象予警報を所定の方法により伝達する。

イ 被害状況の連絡、報告

各LPガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また、本部は防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

災害発生予想時におけるLPガス販売事業者の待機ならびに非常出動要員体制の確立を行う。

(3) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じ顧客および地域住民に対し、広報車による災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況ならびに現場状況に基づき、災害対策本部からの指令で、LPガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が予想される箇所にあっては供給遮断ならびに撤去を実施する。

災害による事故が発生した場合には、直ちに防災活動を実施するとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど、危険防止のための応急対策を行う。

(4) 災害復旧対策

ア LPガスの安定供給を確保するため、消防機関と連携をとり供給上可能な範囲で応急復旧作業にあたる。

イ 大規模な災害により、当該支部単位で復旧を図ることが困難な場合、災害を免れた支部より応援活動を行う。

ウ 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命を重視し、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する。

(5) 指定避難所等へのL Pガス供給と保安の確保

町の災害対策本部と連携し、指定避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となるL Pガスの供給と保安業務支援を実施する。

3 ガス施設

大阪ガス(株)京滋導管部は、災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。

災害発生時には「災害対策規程」等に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず所管所属にて応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集、伝達

気象情報および洪水、土砂災害時の災害情報を収集し一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信経路

災害発生による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保および事業所管内の諸状況を把握する。

ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設および管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また専用電話等により、防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にとめるため、必要があるときは顧客および地域住民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備または、テレビ、その他マスメディアにより災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況、現場状況に基づき、対策本部からの指令でガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。災害による事故発生の場合は、直ちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。

(3) 災害復旧

ア ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくいとめるなど応急復旧作業に当たる。

イ 大規模な災害により、事業者単独で復旧をはかることが困難である場合には、災害を免れた事業者からの協力を得るため、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」の活用を図る。

ウ 災害復旧計画の策定および実施に当たっては、人命にかかる箇所および救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

4 通信施設

電気通信設備に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護し、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、各施設管理者は、次のような応急対策を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通に努める。

(1) 県防災行政無線（県総合政策部）

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町および防災関係機関相互間の無線通信回線の確保に当たる。

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

（ア）要員の確保

（イ）予備電源用燃料の確保

（ウ）機器動作状態の監視の強化

（エ）可搬型移動局（全県）の配置

（オ）局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

（ア）移動局による臨時無線通信回線の設定

（イ）職員による仮復旧の実施

（ウ）電源の喪失等による場合は、国等に電源車の貸与の要請の実施

（エ）通信手段の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保

(2) 一般通信施設（西日本電信電話㈱滋賀支店）

ア 設備および回線の応急復旧措置

（ア）電気通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話㈱災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

(イ) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共団体

第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (イ) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) その他必要な事項

5 放送施設

日本放送協会、びわ湖放送㈱、㈱京都放送、㈱エフエム滋賀、エフエムひこねコミュニティ放送㈱、FMひがしおうみの各社は、放送施設の被災または停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続および特別放送の実施に努める。

(1) 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

- ア 電源関係諸設備の整備確保
- イ 中継回線、通信回線の整備および確保
- ウ 送受信空中線の補強、資材の確保および予備空中線材料の整備
- エ 必要機材の緊急借用または調達の確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等の障害により一部の放送系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が途絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、被災受信設備の復旧の支援を行う。

イ 指定避難所等での放送受信の確保

避難所その他有効な場所での災害関連情報を確保するため、関係団体の協力を得て、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

ウ 各種相談等の実施

被災地またはその付近において各種相談等を実施する。

6 鉄道施設

東海旅客鉄道㈱、近江鉄道㈱本社、一般社団法人近江鉄道線管理機構は、町域において旅客列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷者を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しようとする場合、次のように応急救助対策等を実施し、被害の予防・軽減・復旧に努める。

(1) JR施設

ア 対策本部および復旧本部の設置等

対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議の上、決定し、町本部長の承認を得るものとする。

イ 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

ウ 復旧本部の業務

復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

エ 事故対策本部等の種別、設置標準および招集範囲

種別	設置標準	招集範囲 (社内間接社員)
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき 	招集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要と認めたとき (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害の恐れがあるとき) 	必要最小数

- ※ 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。
- ※ 上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。
- ※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

(2) 近江鉄道施設

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、近江鉄道㈱、一般社団法人近江鉄道線管理機構の災害応急処理規程等の定めるところにより災害応急対策を実施するものとする。

さらに災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置および応急対策を遂行するため必要に応じて本社に非常本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策にあたる。

第2節 建造物等の応急対策

[各施設管理者、総務班、建設下水道班、文化振興班、生涯学習班]

1 計画方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設において、人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等、町民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

2 公共施設

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

イ 災害時における混乱の防止措置を講ずる。

ウ 緊急時には関係機関に通報して、応急の措置を講ずる。

エ 指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

(2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、指定避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

3 高層建築物

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」）は、いわゆる「雑居ビル」的な色彩が濃いので、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

- (1) 発生時におけるパニックの防止措置
- (2) 出火防止および初期消火活動
- (3) 人命の救護
- (4) 安全な避難誘導措置

(5) 防火機関や地域防災団体との連絡ならびに災害に関する情報収集および伝達

4 文化財

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者または管理団体は、ただちに町本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、文化振興班に報告する。文化振興班は、その結果を取りまとめるとともに、必要に応じて被害状況を調査の上、県指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）を経由して文化庁へ報告する。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して、移動可能な文化財は安全な場所に移す等の応急措置を講ずるとともに、県本部（教育委員会）の指示を求める。

第3節 河川管理施設等の応急対策

[河川管理施設管理者]

1 計画方針

災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害をうけたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

2 河川管理施設および砂防設備

(1) 基本方針

災害による被害および増水による二次災害を防止するため、町、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損・損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

(2) 応急対策

次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- イ 河川管理施設、および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視
- ウ 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- オ 市町における相互の協力および応援体制の確立
- カ 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
- キ 町の応急対策に対する技術的な援助

(3) 復旧計画

- ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

3 ダム施設

(1) 基本方針

ダムに設置した観測点において異常が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果、ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

(2) 臨時点検

ダム管理者は、災害が発生した場合は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により速報する。

ア 一次点検（災害発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

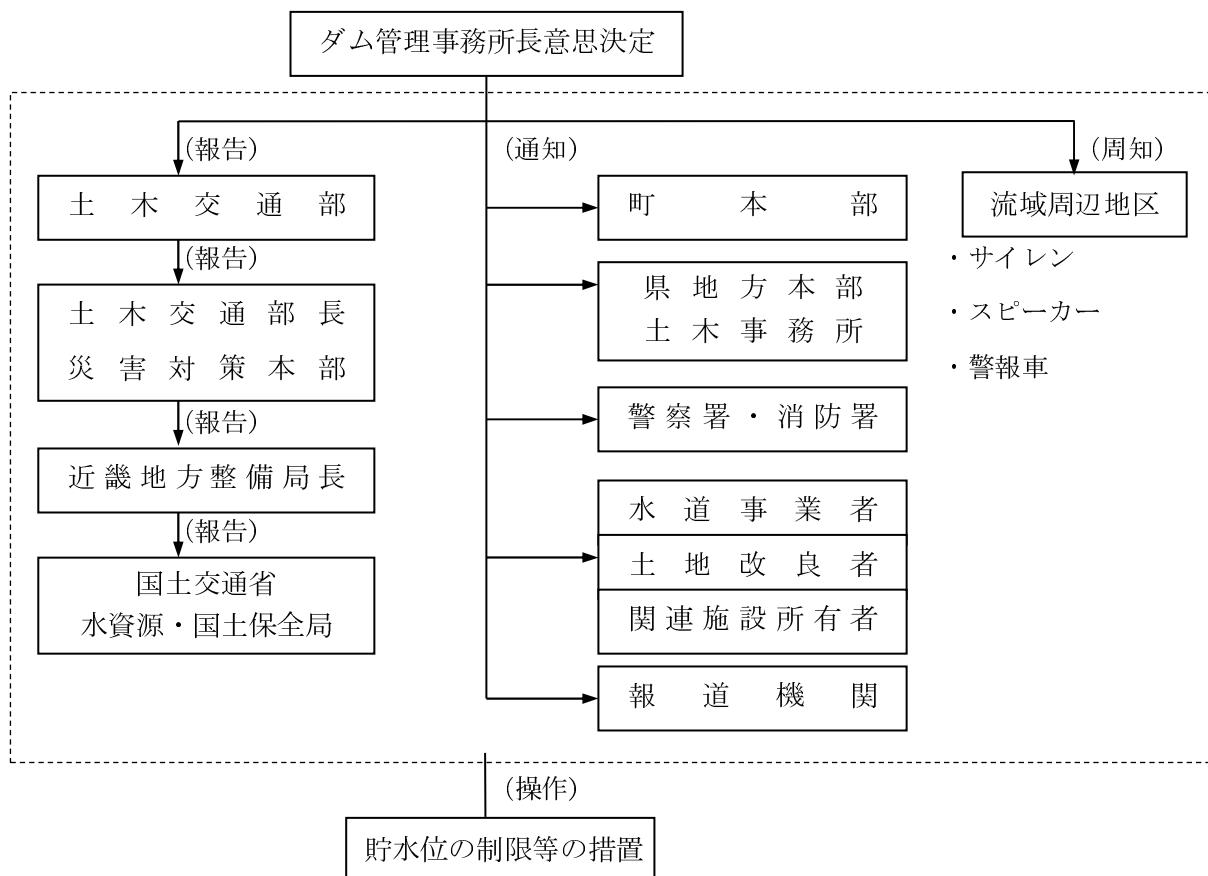
イ 二次点検（一次点検終了後）

一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

(3) 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。



第4節 急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策

[町、関係各班、防災関係機関]

1 計画方針

災害により、急傾斜地においては崩壊・崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の復旧に努める。

2 応急対策

(1) 基本方針

町本部は、災害による被害を軽減するため、関係各班、消防機関等の応急活動が円滑に十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに各関係機関と協力し、被害箇所の早期応急復旧を図る。

ア 被害状況の巡視

イ 町における相互協力および応援体制

施設等が破壊・崩壊等の被害を受けた場合は施設の応急復旧に努める。

(2) 応急対策

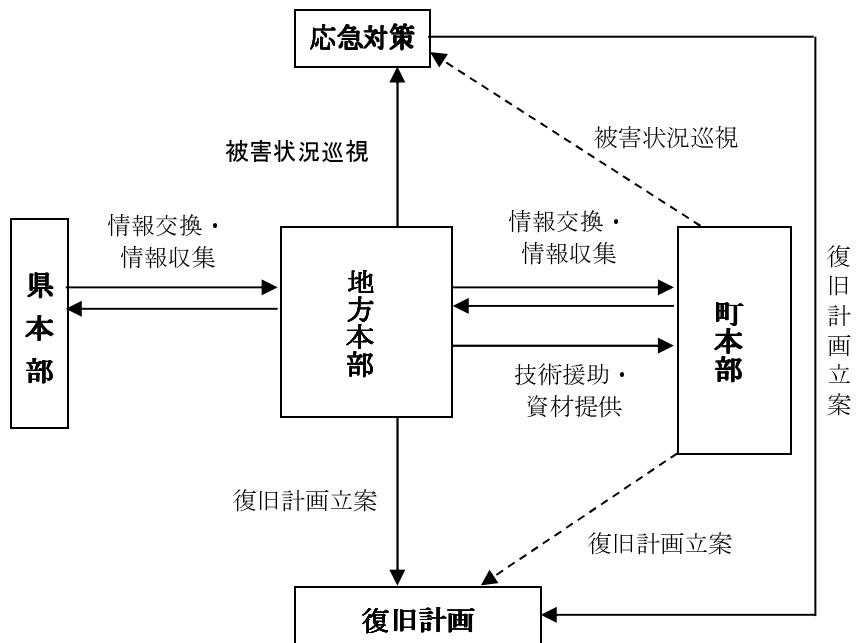
町本部は、情報の連絡・交換を図り、関係各班等の応急対策が十分に行われるよう技術的な援助を行うなど、調整に当たる。また、施設等が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、施設の管理者は被害の状況に応じた応急復旧を行う。

(3) 復旧計画

ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

イ 災害により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画を立てるとともに、被害状況に応じた復旧に努める。

[急傾斜地危険箇所に対する応急対策]



第14章 被災者への援助

方針

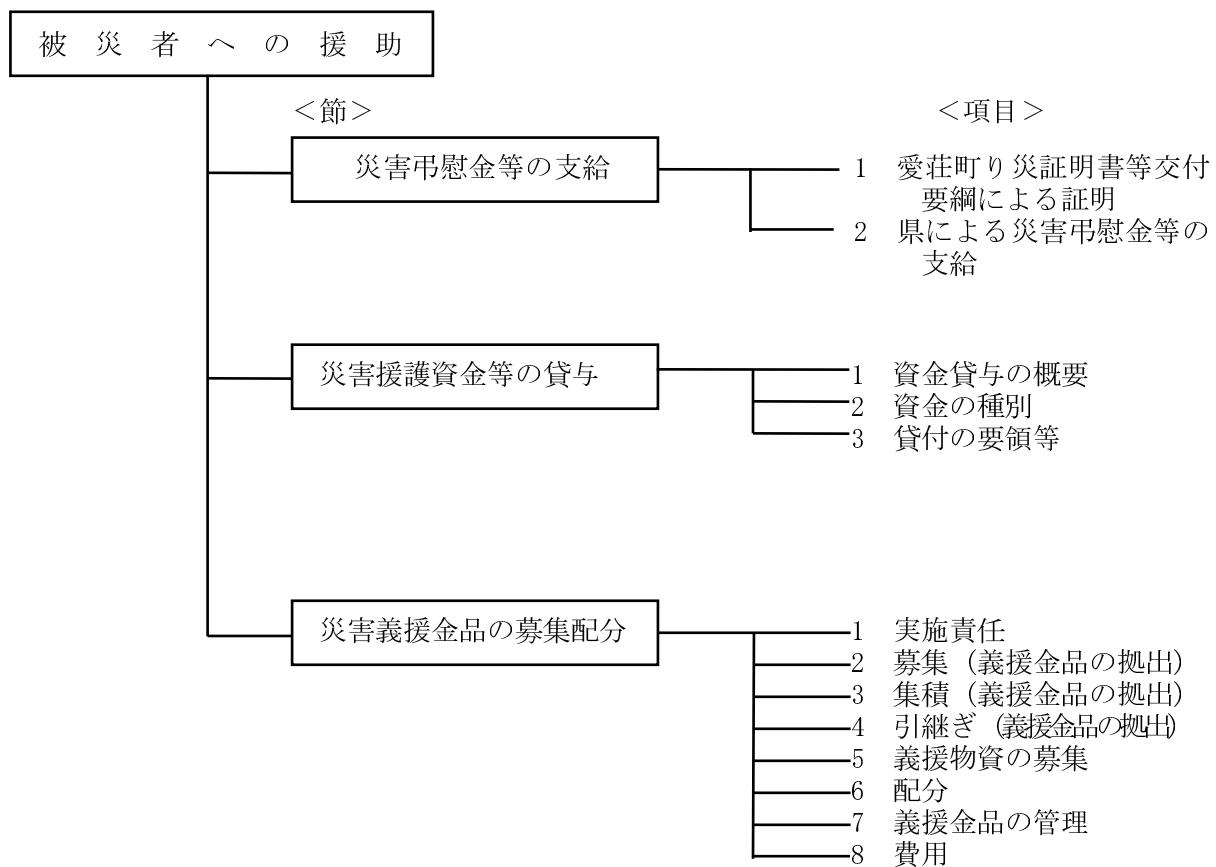
災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給ならびに低所得者（世帯）に対して災害援護資金等の融資を行うとともに、義援金品の募集および配分をし、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定を促す。

災害弔慰金等については、被災者の自立的生活再建の支援を早期に実施するため、被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

県および町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

章の体系



第1節 災害弔慰金等の支給

[税務班]

1 愛荘町り災証明書交付要綱

本町の区域内で発生した災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）および災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用を受けない町民の被災者に対して、告示第77号（平成30年9月25日）に基づき必要に応じて証明を行う。

2 県による災害弔慰金等の支給

(1) 支給基準等

税務班は、災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい災害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 県の支給

知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度、関係機関と協議し実施する。

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1. 町内において5世帯以上の住宅が滅失した災害	1. 災害弔慰金支給等に関する法律	死亡者の配偶者 死亡者の子	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円	1. 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合
	2. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害	2. 実施主体 町 (条例)	死亡者の父母 死亡者の孫	それ以外の場合 250万円	2. 法律施行令(昭和28年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
	3. 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害	3. 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町 1/4	死亡者の祖父母		3. 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等、町長が不適当と認めた場合
	4. 災害救助法が適用された市町をその区域に含む都道府県が2以上ある災害				
災害障害見舞金	同上	同上	法別表に掲げる程度の障がいがある場合	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	同上

第2節 災害援護資金等の貸与

[税務班]

1 資金貸与の概要

税務班は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

2 資金の種別

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金
- (2) 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

3 貸付の要領等

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

町が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア 貸付対象等

災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>1. 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷</p> <p>2. 住居または家財の価格のおおむね1/3以上の損害 (所得制限) その世帯の前年の所得が次の額以内の世帯</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1. 災害弔慰金等に関する法律 2. 実施主体 町 3. 経費負担 　　国 2/3 　　県 1/3 4. 対象となる災害 　　滋賀県において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</p>	<p>1. 貸付区分および貸付限度額 　　1世帯主の1ヵ月以上の負傷 　　150万円</p> <p>2. 家財等の損害 　　ア. 家財の1/3以上の損害 　　イ. 住宅の半壊 　　170万円 　　ウ. 住宅の全壊 　　250万円 　　エ. 住宅全体の滅失または流失 　　350万円</p> <p>3. 1と2が重複した場合 　　ア. 1と2のアの重複 　　250万円 　　イ. 1と2のイの重複 　　270万円 　　ウ. 1と2のウの重複 　　350万円</p> <p>4. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 　　ア. 2のアの場合 　　250万円 　　イ. 2のイの場合 　　350万円 　　ウ. 3のウの場合 　　350万円</p>	<p>1. 据置期間 3年 (特別の事情がある場合5年)</p> <p>2. 償還期間 10年 (据置期間を含む)</p> <p>3. 償還方法 半年賦償還または月賦償還</p> <p>4. 貸付利率 　　保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1% (据置期間中無利子)</p> <p>5. 延滞利息 　　年10.75%</p>

イ 調査および報告

(ア) 融資希望世帯の調査選考

税務班は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ、融資希望世帯を調査する。

関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。

(イ) 報告

災害援護資金等借入予定者名簿を、災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県本部に災害発生後10日以内に報告する。

(ウ) 貸付世帯の選考は、税務班が行う。

(2) 生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

生活福祉資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	<p>1. 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生労働省社第398号）」</p> <p>2. 実施主体等</p> <p>①実施主体 滋賀県社会福祉協議会</p> <p>②窓口 町社会福祉協議会</p>	<p>1世帯 150万円以内 (被害の程度により 住宅資金と重複貸付可能)</p>	<p>1. 据置期間 貸付の日から1年以内（特別の場合2年以内）</p> <p>2. 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3. 貸付利率 年3%（据置期間中無利子）</p> <p>4. 保証人 連帯保証人1人以上</p> <p>7. 原則として、滋賀県内に居住し、その世帯の安定に熱意を有する者</p> <p>イ. 生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者</p> <p>5. 償還方法 年賦、半年賦または月賦</p> <p>6. 申込方法 官公署の発行する災証明を添付し民生委員・児童委員を通じ、町社会福祉協議会に申し込む</p>

第3節 災害義援金品の募集配分

[税務班]

1 実施責任

(1) 協議会の構成

町本部は、大規模災害が発生した場合、被災者および被災施設を救援するために次の機関等をもって協議会を構成し、各機関の共同協力のもと義援金品を募集し、輸送および配分を行う。

(2) 協議会の構成機関等

ア 町

イ 県共同募金会愛知川分会、秦荘分会

ウ 日本赤十字社愛荘分区

エ 町社会福祉協議会

オ 女性団体

カ 青年団体

キ 小・中学校生徒会

ク 民生委員・児童委員協議会

ケ 自治会

コ 警察等

(3) 町本部における担当

ア 税務班が担当する。

イ その他関係各班は、その内容によって協力し、募集配分に当たる。

ウ 税務班は、町あての見舞金等について現金領収をし、保管・管理する。

2 募集（義援金品の拠出）

災害義援金品の募集は、次のような場合に募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

なお、募集にあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及および内容の周知等に努めるものとする。

(1) 県内または、他の都道府県において大規模災害が発生した場合

(2) 県単位機関から通知を受けた場合

(3) 町単位機関において協議し、募集することに決定した場合

3 集積（義援金品の拠出）

義援金品の集積は、受付窓口を開設して次のように行う。

- (1) 各家庭から募集するときは、自治会、女性会あるいは民生委員・児童委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらうなどの方により集積する。
- (2) 児童会、生徒会あるいは職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (3) 個人等で申出のあったものについては、それぞれの申出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積する。
- (4) (1)による場合は「義援金品搬出者名簿」（様式1号）を、(2)による場合は「義援金品引継書」（様式2号）を、(3)による場合は「義援金品受領書」（様式3号）を作成し、あるいは発行してその整備・保管をする。

* 義援金品搬出者名簿（様式1号）【資料編参照】

* 義援金品引継書（様式2号）【資料編参照】

* 義援金品受領書（様式3号）【資料編参照】

4 引継ぎ（義援金品の拠出）

(1) 義援物資の引継ぎ

募集機関で受け付け集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し、引継ぎを行う。

(2) 義援金の引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式2号）を作成し、その收受を明らかにする。

5 義援物資の募集

(1) 義援物資の募集

県および町は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと義援物資の募集を行う。その際、県および町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

〔義援物資募集の際の広報内容〕

- ア 被災地において必要とする物資
- イ 被災地において不要である物資
- ウ 当面必要でない物資
- エ 義援物資送付の際の留意事項
 - ・送付者において仕分けを徹底すること
 - ・腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
 - ・その他の留意事項
- オ 義援物資の送り先

(2) 義援物資の受付

県および町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、広域輸送拠点および地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

町において、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

町は、県等と連携し、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し込みについて、受入、配分等の調整を行う。

6 配分

県機関から配分を受け、あるいは受けた義援金品は、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、実情に則し公平に配分する。配分はできる限り受けた、または引継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

なお、義援金の配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議の上、決定するものとする。

7 義援金品の管理

(1) 金銭の管理

現金は銀行預金で保管し、「現金出納簿」（様式4号）により記録し、預金に伴う利子收入は、義援金に含めて扱う。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」（様式5号）を備付け、受けた引継ぎ、または配分までの状況を記録する。

* 現金出納簿（様式4号）【資料編参照】

* 義援金品受払簿（様式5号）【資料編参照】

8 費用

義援金品の募集および配分に要する労力は、できるだけ奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整備・保管する。